

## 第一百三十二回国会 衆議院 大蔵委員会

## 議録 第十一号

(一一一六)

平成七年四月十四日(金曜日)

午前十時十分開議

出席委員

委員長 尾身 幸次君	理事 石原 伸晃君	理事 金子 一義君
理事 村上誠一郎君	理事 新井 將敬君	同日 上田 清司君
理事 北側一雄君	理事 村井 仁君	土田 龍司君
理事 五十嵐よみ二君		補欠選任
大島 理森君		上田 清司君
岸田 文雄君		土田 龍司君
斎藤 文昭君		(佐々木陸海君紹介)(第四八〇号)
中山 利生君		同(古堅実吉君紹介)(第四八一号)
堀之内久男君		同(正森成二君紹介)(第四八二号)
青木 宏之君		消費税増税の中止、消費税廃止に関する請願
上田 清司君		(佐々木陸海君紹介)(第四八〇号)
谷口 隆義君		同(古堅実吉君紹介)(第四八一号)
中村 時広君		同(正森成二君紹介)(第四八二号)
宮地 正介君		消費税の税率引き上げ反対、廃止に関する請願
永井 哲男君		(岩佐恵美君紹介)(第五七五号)
日野 市朗君		同(穀田恵二君紹介)(第五七六号)
出席国務大臣		同(佐々木陸海君紹介)(第五七七号)
大蔵大臣 武村 正義君		同(志位和夫君紹介)(第五七八号)
出席政府委員		同(寺前巖君紹介)(第五七八号)
大蔵政務次官 大蔵大臣官房総務審議官	萩山 敦嚴君	同(佐々木陸海君紹介)(第五八〇号)
大蔵省主税局長 大蔵省銀行局保険部長	小川 是君	同(東中光雄君紹介)(第五八一号)
室長 大蔵委員会調査	山口 公生君	同(不破哲三君紹介)(第五八二号)
委員外の出席者	加藤 隆俊君	同(藤田スミ君紹介)(第五八三号)
	中川 浩扶君	同(藤田スミ君紹介)(第五八四号)
		同(正森成二君紹介)(第五八五号)
		同(松本善明君紹介)(第五八六号)
		同(古堅実吉君紹介)(第五八七号)
		同(矢島恒夫君紹介)(第五八七号)
		同(山原健二郎君紹介)(第五八八号)
		同(吉井英勝君紹介)(第五八八号)
		は本委員会に付託された。
		同(大野由利子君紹介)(第三七四号)
		土地税制に関する請願(久間章生君紹介)(第三七九号)
		消費税率の引き上げ中止、消費税の廃止に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第四六四号)
		同(寺前巖君紹介)(第四六五号)

同月四日  
保険業法案(内閣提出第九三号)  
保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九四号)

同月四日  
税制改革に関する請願(山田宏君紹介)(第三四二号)

同(大野由利子君紹介)(第三七四号)  
土地税制に関する請願(久間章生君紹介)(第三七九号)

同月四日  
消費税率の引き上げ中止、消費税の廃止に関する請願(佐々木陸海君紹介)(第四六四号)  
同(寺前巖君紹介)(第四六五号)

○尾身委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要求に関する件

保険業法案(内閣提出第九三号)  
保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九四号)

本日の会議に付した案件

参考人出頭要求に関する件

保険業法案(内閣提出第九三号)  
保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第九四号)

○武村国務大臣 ただいま議題となりました保険業法案及び保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、保険業法案につきまして御説明申し上げます。

○武村国務大臣 保険業をめぐる近年の金融の自由化・国際化等の環境の変化は著しいものがございます。今回の保険制度改革は、このような経済社会情勢の変化に対応するとともに、保険業の健全性を確保することを目的としたものであり、二十一世紀に向けて新しい保険制度を構築するため、政府といたしましては、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、その内容について御説明申し上げます。

まず、規制緩和、自由化の推進に関する事項であります。

第一に、生損保が子会社方式で相互参入できることとし、生命保険会社の損害保険子会社及び損害保険会社の生命保険子会社に係る規定を設けることとしております。

さらに、いわゆる三分野と呼ばれる傷害・疾病をとりつづ、生損保が本体で相互参入できることとしておりまます。

う関係法律の整備等に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

順次趣旨の説明を聴取いたします。武村大蔵大臣。

第二に、保険商品、料率算出方法に関する事項で、現在は一律認可制となつてゐるのを改め、一部届け出制へ移行するための所要の規定を設けることとしております。

第三に、国際的な整合性にもかんがみ、保険会社からの委託を受けない独立した新たな販売チャネルとして、保険仲立ち人を保険契約の締結の媒介を行つ者として法律上位置づけることとしております。

次に、保険業の健全性の維持に関する事項であります。

第一に、保険会社の健全性維持のための指標として、保険会社の自己資本比率を導入することとし、大蔵大臣は、自己資本比率その他保険会社の財産の状況等を勘案して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる旨の規定を置くこととしております。

第二に、保険会社は保険契約者保護基金を設け、破綻保険会社の保険契約を救済保険会社に包括移転等をする際に、同基金から救済保険会社に資金援助を行うことができるうこととし、そのための所要の規定を設けることとしております。

最後に、公正な事業運営の確保に関する事項であります。

第一に、社員総会にかかるべき機関として、総代により構成される総代会を法律上規定することとしております。

また、相互会社における経営チェック機能の強化を図るために、少数社員権、少数総代権の行使要件を大幅に緩和することとしているほか、社員の代表権についても、単独権化することとしております。

第二に、ディスクロージャー規定の整備として、保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成し、本店及び支店に備え置き、公衆の総覽に供する旨の規定を置くこととしております。以上のほかにも、保険募集の取締に関する法律及び外国保険事業者に関する法律の保険業法への

一本化をするとともに、相互会社から株式会社への組織変更などの規定を設けることとしているほか、保険制度全般にわたって所要の規定の整備をしております。

次に、保険業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について御説明申し上げます。

今御説明を申し上げました保険業法案の提出に伴い、関係法律の整備等を行う必要がありますので、この法律案を提出することとした次第であります。

その法律案の内容でありますと、損害保険料率算出団体に関する法律につきまして、算定会が算出する保険料率について認可制から届け出制へ移行する等の改正を行うこととしているほか、その他十九法律につきまして、保険業法の適用規定を改正する等、所要の規定の整備を図ることとしたいたしております。

以上が、二つの法律案の提案の理由及びその内容でございます。

○尾身委員長 何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○尾身委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○尾身委員長 これより質疑に入ります。

○質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石原伸晃君。

○石原(伸)委員 それでは、この保険業法につきまして質問をさせていただきたいと思います。石原伸晃君。

昭和十四年に制定されまして、五十五年間という年月がたち、その間多少の改正はあったものの、基本的な枠組みが変わらないまま今日に至っています。このよつた法律のままで、二十一世紀に向けてますます今後高度化複雑化する経済社会に対しまして、あるいは間近にすぐそこまで来た、もう始まつたとも言える高齢化社会に我が国の保険業法が適切に対応していくのか、あるいは消費

者への保険サービスの提供という保険事業本来の役割を十分に發揮することができるのか、あるいは制度として国際的に整合性がとれていくのか、こういう問題意識のもとに今回の保険業法の改正がなされるものと私は認識しております。また、大臣の趣旨説明を聞かせていただきまして、そんなことを思ふてもいたいわけでございます。

保険業法の質疑に入る前に、まず、喫緊の問題でございます株安・円高の問題からお伺いをさせます。

本日は、ドルの寄りつきが八十三円の半ばで始まりたようでございますけれども、一年前と比べさせていますと、ちょうど株価では一萬九千円台、そして円相場は九十九円台。現在の水準は、単純に言わせていただくと、株価が一万六千円台であり、円相場は八十四円台前半と、この変化のスピードは本当にびっくりするぐらい急激でございますし、また日本経済に對してはかり知れない大きな影響を今回のこの経済の激変がもたらしていると言わざるを得ません。

このような状況を何にもしないまま放置してまいりますと、やつと薄日の見えてまいりました我が国経済に対しましても、取り返しのつかない事態に至つてしまつというようなおそれも十分にあります。

一つは、内需振興に對する姿勢であります。今、年度当初の時期でありますだけに、当初予算が執行に向かつてスタートを切ったばかりでござります。加えて、国会でお認めをいたいた前年

度の震災対策予算、これもその多くは繰越明許にていただきたいと考えております。

このような状況を何にもしないまま放置してま

りますと、やつと薄日の見えてまいりました我が国経済に対しましても、取り返しのつかない事態に至つてしまつというようなおそれも十分にあります。

二つは、内需振興に對する姿勢であります。今、年度当初の時期でありますだけに、当初予算が執行に向かつてスタートを切ったばかりでござります。加えて、国会でお認めをいたいた前年

度の震災対策予算、これもその多くは繰越明許にてござります。

このような状況を何にもしないまま放置してま

りますと、やつと薄日の見えてまいりました我が国経済に対しましても、取り返しのつかない事態に至つてしまつというようなおそれも十分にあります。

一つは、内需振興に對する姿勢であります。今、年度当初の時期でありますだけに、当初予算が執行に向かつてスタートを切ったばかりでござります。加えて、国会でお認めをいたいた前年度の震災対策予算、これもその多くは繰越明許にてござります。

二つは、内需振興に對する姿勢であります。今、年度当初の時期でありますだけに、当初予算が執行に向かつてスタートを切ったばかりでござります。加えて、国会でお認めをいたいた前年度の震災対策予算、これもその多くは繰越明許にてござります。

同時に、新年度の補正予算でありますと、これにつきましては、できるだけ早期に予算編成を終えて国会に運ばしていただきたいということであると思います。これに対しまして、政府も、けさの閣議でござりますが、緊急経済対策をおまとめになつたと聞いております。その内容につきまして、大臣からまずお伺いをさせていただきたいと思います。

○武村国務大臣 御指摘がございましたように、特に三月から今日に至ります通貨の変動、乱高下という表現もございますが、本当に急速な通貨の変動を来しているわけでありますし、その中でひときわ円高が急速に進んでおります。

私どもはこの事態を深刻に受けとめておりますし、せつかく緩やかな回復軌道に入つたと申し上げております日本経済の今後に対し、テンポを緩慢にしたり、場合によつては下振れさせたりと然過般の二次補正の財源も含めて、このことはさ

らに今後とも真剣に見詰めてまいりたいと考えておりますが、とりあえず景気の動向を考えますと、ここはこの補正の提案の時期との絡みでござりますが、公債の充当、公債の活用を明らかに決断をさしていただいているところでございます。

なお、積極的な施行によるということは前倒しを進めるということになるわけですが、年度全体を通じての経済状況、さらに阪神の復興事業の追加要素もござりますから、今年度全体を通じても引き続き財政的な運営に積極的に対処をさせていただきたいという姿勢も明らかにいたしております。

もう一つの大きいテーマは、何としてもこの円高のいわば背景にある日本の経常収支の黒字、もう長年この状況が続いております。日米間におきましても、数百億ドルの黒字がドルベースではそれほど大きく変動いたしません。このことに改めて真剣に目を向けて、この黒字を減らしていくこうということ、「大幅に削減する」という表現でございますが、鮮明に打ち出したところでございました。そして、そのためには、過般発表させていただいたばかりでございますが、規制緩和五カ年計画も思って前倒しをさせていただいて、五年間を三年間、平成十一年を九年度までにやり遂げるということを、すべて例外なくやり遂げることを鲜明にさせていただきました。

そして輸入促進に対する姿勢も、かなり焦点あるいは税制上の措置からも、最大限、日本の市場が一層開かれて輸入が拡大していくための決意を、具体的な内容を盛り込みながら明らかにしたところでござります。

もう一つは、いわゆる円高差益の還元と言われる問題でありますが、この点につきましても、主として民間の御努力を要請する、期待をするこ

とが基本になりますが、政府としてもそのためのさまざまな応援策をとらしていただき。同時に公共交通料金につきましても、電話関係の料金あるいは郵便料金あるいは電気・ガス料金等については、はつきりと引き下げるということを明らかにいたしました。

さらに構造改革についても、いわゆる経済のニューフロンティアをどう拡大するか、そのためには何が必要かということにも具体的に触れておりましますし、金融・証券対策についても触れておりました。

特に金融におきましては、二信組の問題もございますが、日本経済を活性化していく中で、大銀行から信用組合に至るまで、大なり小なりバブル時代の不良債権の問題を抱えております。この問題をしっかりと乗り切つていくことがこの経済の活力という意味では大変大事な問題であるという認識のもとに、おおむね五年間で、金利減免も含めた不良債権に対して全体について対策を打ち出していくということを明らかにしております。

さらに、円の国際化ということにも、円建てを輸出輸入両面からふやしていくこと、あるいは円のアジアにおける協調という意味で、アジア各国中央銀行との連携の強化等もつたつていうところでございます。

いろんな見方があるうかと思いますが、私ども自己評価は避けたいと思っておりますが、しかし、従来のこういった政策の取りまとめの経験からいたしますと、今回はかなり大胆に踏み込んで意欲を表明させていただいたつもりでございましました。

またさらに、円高の背景として経常収支の黒字を御指摘されておりましたけれども、これも御要望ですけれども、やはり日本の経済といふものは外に物を売つて収入を得るという体質は根本的にありますし、金融・証券対策についても触れておりました。

またさらに、円高の背景として経常収支の黒字を御指摘されておりましたけれども、これも御要望ですけれども、やはり日本の経済といふものは外に物を売つて収入を得るという体質は根本的にありますし、金融・証券対策についても触れておりました。

またさらに、円高の背景として経常収支の黒字を御指摘されておりましたけれども、これも御要望ですけれども、やはり日本の経済といふものは外に物を売つて収入を得るという体質は根本的にありますし、金融・証券対策についても触れておりました。

く、新しい社会資本の整備に資するような補正予算を早期に御提出いただき、税制等につきましても当委員会で十分に質疑をして新しい体制をつくっていただきたいということを感じさせていただきました。

業界自身も変えなければならない。

大臣の所見を伺わせていただきたいと思います。

○武村国務大臣 生命保険会社の最近の経営状況

は、保険料収入の伸び悩みに加えまして、昨今の株式相場の低下や円高等と運用環境の悪化等から、厳しい状況にあると聞いております。このよ

うな厳しい環境下にあって、各社では積極的にリストラ等、事業の合理化に努力を払っています。こうした努力によ

って、事業収益の改善が期待され、中長期的にはブ

ラスの効果が出てくると私どもも認識をいたして

おります。

いずれにしましても、生命保険会社としては、中長期的な経営の強化を図るべく経営改善のための諸施策を講じ、契約者利益の保全に万全を期す

るよう努力を続けていただいております。私ども

としても、このよろず方向で積極的に指導を

させていただきたいと考えております。

例えは保険会社の経営も今大変厳しい状態にあると思います。

例えは生保大手八社の資産運用状況を見ますと、株式投資に大体二〇%、合わせて二十七兆九千億円ぐらいの資金が回っておりますけれども、この株式相場の低迷等考えまして、これはなかなかか大変だろう、こんなことが推察できるわけあります。また、個人保険や团体保険の予定期率が最近の運用環境に比べて高くなっていることが問題として挙げられておりますし、またこれも、これまでの株式や土地の含みとそういうものに頼つていただけます。

また、今度の保険制度改革によりまして規制緩和が進みまして、ビジネスチャンスは当然ふえてくるわけですけれども、競争の激化ということが問題とされて挙げられておりますし、またこれも、これがこれまでの株式や土地の含みとそういうものに頼つていただけます。

また、今度の保険制度改革によりまして規制緩和が進みまして、ビジネスチャンスは当然ふえてくるわけですけれども、競争の激化ということが問題とされて挙げられておりますし、またこれも、これがこれまでの株式や土地の含みとそういうものに頼つていただけます。

こんなことをいろいろ考え方をさせていただきます

ところが、要望なんですねけれども、大臣もお言葉をお選びになりましたして、財源論については公債の活用を決断していく、まさに財政の縮小均衡ではなく、そういうことは多くの方が思っていることだと思います。今後の生命保険会社の経営のあり方を、今

お答えください。

○石原(伸)委員 るる説明をいたしました、力

強く私も感じさせていただいたわけでござります

が、要望なんですねけれども、大臣もお言葉をお選びになりましたして、財源論については公債の活用を決断していく、まさに財政の縮小均衡ではなく、そういうことは多くの方が思っていることだと思います。今後の生命保険会社の経営のあり方を、今

お答えください。

○石原(伸)委員 今大臣が契約者保護の観点に言及されましたけれども、規制緩和が進みまして保



ロイズといいますのは、委員も御指摘のよう  
に、保険という制度がロイズから始まつたもので  
ございまして、ロイズは三百年間の伝統と歴史を  
誇っております。この長い歴史の中で、実は一度も  
保険金の支払いができなかつたことはないという  
ことを聞いております。

保険業法案におきましては、ロイズにつきまし  
ても外国保険会社と同様の規制をかけて手当をを  
しておりますけれども、ロイズにつきまして、こ  
れから申し上げますように、保険金の支払いにつ  
いては心配が少ないという特別な仕組みをござい  
ます。

それは具体的には、ネームの收受する保険料は

原則として信託基金と呼ばれる信託財産として管

理されまして、保険金の支払いにつきましてはま

ずこの信託基金から支払われることになるわけで

ございます。これで不足する場合には、各ネーム

がロイズに預けてあります預託基金というのがあ

りまして、この預託基金から支払われる。そ

して、個人ネームは無限責任を負つております

ので、これらの基金からの支払いでも不足する場合

には個人のネームが個人資産から支払うという形

になつております。さらにまた、ロイズ協会には

中央基金と呼ばれる資金を確保しております、

最終的にはこの中央基金から支払われる。

幾重にもこういった措置が備えられております

ので、確定的に申し上げるわけにはいきません

が、ロイズの保険金の支払いについては今のところ

不安はないというふうに私は考えております。

以上でございます。

○石原(伸)委員 時間が参りましたので、最後に

一問御質問をさせていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、昨今の厳しい経営環

境のもとで、規制緩和、そして自由化というもの

と健全性の確保、こういうものを両立していかな

ければならないわけでござります。今度の抜本的

な保険制度の改革、法律改正により枠組みを変え

るという話でござりますけれども、今後の改革の

進め方、また保険のあり方について最後にお聞き  
させていただきまして、質問を終わらせていただき  
たいと思います。

○山口(公)政府委員 今おっしゃいましたよう  
に、大変この制度改革によりましていろいろ健全  
性の問題等が生じるわけでござります。一番大事  
なことは契約者の保護に重大な影響を及ぼさない  
ということをございますので、漸進的かつ段階的  
に進めてまいりたいというふうに考えておりま  
す。

○石原(伸)委員 では、これで終わります。

○尾身委員長 次に、永井哲男君。

○永井(哲)委員 永井哲男でござります。

五十五年ぶりに改正になるという保険業法につ  
いて質問させていただきたいと思います。

今回の大好きな柱といいたしまして、規制緩和、自  
由化を図るという点、そしてもう一つは健全性の  
維持という点、三つ目には公正な事業運営の確保  
という三本の大きな柱を掲げてあります。それによ  
りますと、その中の内、規制緩和、自由化といいう点  
に関して、特にこれによって影響を受けるという  
消費者が十分に保護されているかどうか、そういう  
ような観点から幾つかの質問をさせていただき  
たい、そういうふうに思います。

今回、認可制から届け出制への一部自由化を  
図っていく、商品、保険料率の規制を一部自由化  
するということになるわけですが、過度の  
自由化をすると、これはアメリカでも見られるよ  
うに保険危機という状況がある。カリフォルニア  
州では届け出制から事前認可制に復帰したといつ  
たような、アメリカでの痛い事例といいますかそ  
ういったような経験にもかんがみなければいけな  
い。

また、保険の相談の例で見ますと、例えば生保  
であれば、これは生命保険相談所の受け付けの件  
数七千五百件余りの中で二千百件以上、率にする  
と二八%、十五分類しておりますが、二八%の人  
が加入及び保険種類についての相談ないしは苦情  
の事例である。損保の例で見ますと、五千件中に

三三%、これは全部で六項目、六分類をしており  
ますが、三三%が約款についての相談ないしは苦  
情の事例である。

そういうことを考えた場合に、十分にこういう  
ことで契約者、消費者が不利にならないような形  
にしなければいけないと私は思いますが、その点、概  
括的で結構ですが、どのように対処するおつもり  
か、その点についてお聞きいたします。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

今委員の御指摘になりました特に募集関係とい  
うものは、ある意味では保険の顔といいますか、  
保険はそういう募集行為を通じまして営業がなさ  
れるわけですので、営業活動が非常に大事だとい  
うことは御指摘のとおりだというふうに思ってお  
ります。

それで、まず消費者といいますか契約者の方々  
によく理解をしていただくということが非常に大  
切だということだろうと思ひます。そういった努  
力をますますするということ。それから、やはり募集  
に当たる方々の資質でござりますけれども、そう  
いった方々が十分な教育を受けられ、それで間違  
いのない募集をするということが必要ではなかろ  
うかと思います。

それはなぜかといいますと、保険といいうのは、  
ともすれば需要喚起型といいましょうか、いろい  
ろ御説明をしてそのお客様のニーズを引き出して  
いく、店を構えているだけではなかなかお客様  
はその必要性を感じないという面がありますの  
で、どういう説明をするのか、どういう募集態様  
でやるのか、何を御理解いたくかということが  
非常に大切だらうということをございます。

委員の御指摘のとおり、募集の第一線というの  
は非常に大切な面だというふうに考えております  
ので、その点について十分な指導監督をやってい  
きたいと考えております。

○永井(哲)委員 募集については重要な点だとい  
うものが保護されていなければならない、そ  
ういうふうに思うわけであります。

例ええば告知の点でいえば、不動産取引などにお  
いては、重要な事項についての告知というものを  
書面化して明らかにしておくというようなことも  
されっているわけであります。訪問販売法において  
は、その書面の記載の仕方、活字の大きさ、そし  
てそれを赤字で書くべきだというようなところま

で、細かくといいますか、わかりやすくといいますか、そういう形で規制をしているわけあります。

そういう中で、これから募集のあり方というもののについては、これはむしろある程度、規制が緩和されるというよりもより厳しいような形で決めていく必要もあるのではないか。の中では、特に消費者が十分にわかりやすいということをモットーにして指導監督をすべきだ、そういうふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

委員のおっしゃるよう、保険は非常に複雑な契約関係といいましょうか、保険の約款というものが存在しております、その約款を契約者の方々にわかりやすく、また正確にお伝えしなければならないということが大切なわけござります。

○永井(哲)委員

特に売る方の立場といいますか、そういう面からすれば、この商品のメリットとしてはどういうものがあるのかということ、これは十分に契約者に対して説明するのは当然だと思いますが、その中で何が告知されなかつたか、どういうものが免責になつてゐるかなど、それを十分に、そういうものが後になつてもそれなりに明らかになるようにしておくこというような工夫といいますか、そういったことも重要ではないか、そんなふうに思います。

今手元にある会社の火災保険申込書というものが、あるわけあります。これらについて見てみますと、地震保険の免責のところに印鑑を押すようになつておりますが、これも本当に十分にわかりやすいという形で言えるのかどうか。この契約書、申込書全体を見てみると、非常に字が細かい。お年寄りなりそういう人たちにもこれが本当に十分に理解されて記載されているものと言えるのかどうか、そういう疑問といいますか、おそれというのもなしとはしないのです。十

二年寄りなりそういう人たちはこれが本当に十分に理解されて記載されているものと言えるのかどうか、それが、委員のおっしゃるとおりでございます。

こういったことにつきましては、自由化したからといって適当でいいといふことでないといふことは、委員のおっしゃるとおりでございます。自由化すれば、むしろそれをより徹底してわかることと、御指摘の観点を踏まえまして、より

と思います。

ただ、各社各社それがまた持ち味がございます。例えばそういったおおりのようなもの、パンフレットのようなものを余り画一的にやるとなると、募集における自主性といいましょうか、そこにおける自由度というのが失われますので、今御指摘のよつた点を踏まえながらも、またどういったことが最適か、よく勉強させていただきたいと思つております。

○永井(哲)委員 特に売る方の立場といいますか、そういう面からすれば、この商品のメリットとしてはどういうものがあるのかということ、これは十分に契約者に対して説明するのは当然だと思いますが、その中で何が告知されなかつたか、どういうものが免責になつてゐるかなどを十分に、そういうものが後になつてもそれなりに明らかになるようにしておくこというような工夫といいますか、そういったことも重要ではないか、そんなふうに思います。

今手元にある会社の火災保険申込書といふのが、あるわけあります。これらについて見てみると、地震保険の免責のところに印鑑を押すようになつておりますが、これも本当に十分にわかりやすいという形で言えるのかどうか。この契約書、申込書全体を見てみると、非常に字が細かい。お年寄りなりそういう人たちにもこれが本当に十分に理解されて記載されているものと言えるのかどうか、そういう疑問といいますか、おそれといふにはないものではありません。十

二年寄りなりそういう人たちはこれが本当に十分に理解されて記載されているものと言えるのかどうか、そういうふうに思います。

○山口(公)政府委員 契約者の保護に欠けるおそれがないものにつきましては、例えれば、自由化、規制緩和の一環として届け出制の対象にするといふようなことを御提案申し上げておるわけでござりますけれども、今委員のおっしゃいましたように、契約者が保険について十分知識を持つていてとか、あるいはみずから保険を掛けたりリスクといふものを十分に把握しているというような場合、あるいは保険会社と十分に対等に交渉ができる立場にあるというような場合について、そういうもので含めて全部そういうふうな規制緩和をしまして、弱者というお言葉を使われましたけれども、そういった方まで含めて全部そういうふうな規制緩和をしまして、弱者といふふうに思います。

いわゆる保険仲立人、ブローカーの登録要件になつております業務遂行能力の有無を判断するに当たりましては、当該申請者が業務を的確に遂行するに足りる経験とか、あるいは保険に関する知識を有しているかということを客観的な基準によって審査することにならうかと思つております。

具体的に申し上げますと、保険業につきまして一定水準以上の資格または知識を有して、一定期間以上保険業務に従事していることを一つの基準とすることが考えられるわけでございます。ま

た、保険仲立人協会といふようなものが設立された後には、その協会が試験を行つて、その結果、あるいは研修をやつていたただ

く、その研修を修了したかどうかということを登録審査の際の一つの基準とすることも考えられる

というふうに思つております。

また、外国の保険ブローカー、非常に進出希望

で、細かくといいますか、わかりやすくといいますか、そういう形で規制をしているわけあります。

そういう中で、これから募集のあり方といふのについては、これはむしろある程度、規制が緩和されるというよりもより厳しいような形で決め

ていく必要もあるのではないか。の中では、特に消費者が十分にわかりやすいということをモットーにして指導監督をすべきだ、そういうふうに思いますが、その点についてはどのようにお考えですか。

ただ、御承知のように、約款というのは非常に法

法律用語的に細かく、また正確に書くために詳しく述べてございます。したがいまして、各社にお

く書いてござります。また、おっしゃった契約の表現の平易化に努めるとともに、免責内容とか、今おっしゃった

クリーニングオフ等の重要な事項についても、約款に記載するとともに契約のしおりのよくなものを

おつしやるようになります。したがいまして、各社におく書いてござります。

ただ、御承知のように、約款というのは非常に法

法律用語的に細かく、また正確に書くために詳しく述べてございます。したがいまして、各社におく書いてござります。

ただ、御承知のように、約款というのは非常に法

法律用語的に細かく、また正確に書くために詳しく述べてございます。したがいまして、各社におく書いてござります。

ただ、御承知のように、約款というのは非常に法

法律用語的に細かく、また正確に書くために詳しく述べてございます。したがいまして、各社におく書いてござります。

ただ、御承知のように、約款というのは非常に法

法律用語的に細かく、また正確に書くために詳しく述べてございます。したがいまして、各社におく書いてござります。

が多いのでございますけれども、この場合につきましては、外国で与えられております一定の資格を持つておられるかどうか、一定期間以上アローカー業務に従事しているかどうかというようなことを一つの基準とするということが考えられるのではないかというふうに考えております。

○永井(哲)委員 保険業法に関する、特に日米合意などでは、保険という商品の性格といいますか、それが「競争の促進と効率の向上を通じ、より安くより良い商品が提供されることが望ましいが」として、安定的な供給だと公正さの確保だとかその他の要因、必ずしも自由競争だけが善ではないということも日米で合意されているところでありますので、規制緩和、自由化という点に当たっては、特に消費者保護という点を十分に考えてこれからも対応していただきたい、そう希望しております。

次に、円高の関係についてお聞きいたします。時間もなくなつてまいりましたが、長期的な要因、短期的な要因、いろいろ対応の仕方もあるわけであります。そういう中で、為替の市場等で協調介入というものが、アメリカが基軸通貨としての責任といいますか、その重さを余り感じていないのじやないか、協調介入というものが実質的にされるような、そういうような条件というのが崩れているのではないかというような指摘もあるよう聞いておりますが、そういった協調介入といふ、その各国間の意思といふものは一体どうなつておられるのか。そして、これからもそういうようなものについて、為替の、円のそいつた維持ということに対してどういうような姿勢で取り組む御決意か、その点についてお聞きいたします。

○武村国務大臣 為替の市場における協調介入の認識は、G7各國、今後とも変わることはないと思っております。ただ、率直に言つて、協調も、G7全体が足並みをそろえる場合もありますし、過般のよう日に独米の場合もありますし、日米とかなりの経験を経ているわけであります。過

去を振り返りますときには、この介入が非常に有効に通貨当局の期待する方向に作用した場合も少な

くありません。しかし、作用しない場合もまたこれも大変多いことも事実でございまして、そのことは協調介入の規模で決まるものでもない。わずかな少額で非常に有効に働く場合もあるし、かなりの大胆な介入をしてのみ込まれる場合もあります。

というふうなことでありますが、大事なことは、やはり通貨当局が市場に対して明確な意思表示を行う。ステートメントを発表して意思表示をする場合もありますが、協調介入が行われることが各国の、まさに通貨当局の意思がそこに具体的に表明されることになるわけでございましょうから、その意味でも、今後ともこの措置は国際社会ではかなり大事にされいくべきものだというふうに認識をいたしております。

昨今の円高を含めた通貨変動、今後の推移もございますが、今後ともぜひこの協調介入については、しっかりと協調、連携をとりながら、有効な形で効果が出るように大蔵省としましても真剣に対応をさせていただきたいというふうに考えております。

○永井(哲)委員 四月の下旬、今月下旬にG7が予定されておりますが、さままざなもののが議論されると思いますが、それに臨む大臣の姿勢といふものをお聞きいたしたいと思います。

○武村国務大臣 私はあした朝からAPECの蔵相会議に出席いたしますが、ここでもアメリカ、カナダのG7の二国の中相は参加をされます。その後、四月の末にワシントンでIMFの暫定委員会等もございまして、あわせてG7の会議も開かれることがあります。

○小川(是)政府委員 昨今の株式市場の状況は、取引コストという要因といつよりは、むしろ急激な円高の進行に伴う先行き不安感等によるというふうなものについて、為替の、円のそいつた維持ということに対する御決意か、その点についてお聞きいたします。

○尾身委員長 次に、村井仁君。

○村井委員 保険業法が昭和十四年に今的情形で制定されましてから五十六年ということになるのでございましょうか。大改正でありますし、平成元年に保険審議会で審議を始めましてから六年がかりの大作業。そして、三百三十八条に上る大法案にして、私の質問を終了させていただきます。

○尾身委員長 次に、村井仁君。

○小川(是)政府委員 考えてみますと、保険というのは、いろいろな意味で起ります経済的なリスクといつものを見つけておりません。この税はやはり一種の資産

課税であるという観点から、株式の譲渡益に対する課税のあり方などとあわせて証券税制全体の中でも十分に議論していただきたいと希望いたします。

○武村国務大臣 さて、私はこの税は非常に重要な役割を今の社会に果たしている。それは、ごく短期的に考えますと、こうした取引コストを下げる、円建て資産に対する需要を強め

るという問題もあるのではないかという指摘があるわけでござります。

いずれにいたしましても、この有取税は長く議論を、税制上も証券市場を見ながら議論が行われ

ております。そして、その後いろいろなマイナーナ改正はなされた

ところです。その意味で、一九三九年という時点ででき

て、その後いろいろなマイナーナ改正はなされた

に大きな変化というものを踏まえますと、ここで大幅な改正を図るというのは、私はまことに時宜に適したことだと考へておるものであります。それだけにたくさんいろいろお伺いしたい点があるわけでございますが、きょうは初日でもございまして、私は若干周辺といいますか、保険業というものを取り巻く周りの問題につきまして、初めに少しお尋ねをさせていただきたいと思っております。

〔委員長退席、石原(伸) 委員長代理着席〕  
そういう意味で、必ずしも銀行局保険部の所管事項でないものにかかることがあるかと思いますけれども、しかし、あくまでそれは保険業といふ、一般的に今申しましたような人の生命あるいは一定の偶然の事故といふようなものにかかるつて行われるさまざまの経済行為、そういうものとの関連で、類似している機能を経済的に営むものではないかという観点から私は問題提起をした。ですから、そういう意味合いで受けとめていただければありがたいと思います。

最初にお伺いしたいと思いますのは、例えば生命保険にしましてもあるいは火災保険にしましても、それとほとんど似たような機能を果たす仕事が農業協同組合におきまして生命共済あるいは火災共済というような形で行われている。これは、いずれもメンバーといひながら、協同組合といふものの性格からそれなりの制約はありますけれども、若干不特定多数と言えないこともないようないふうの意味合いで不特定多数と言えないこともありますと若干の調整をしていく。

あるいはまた、そういうやり方をすることができないならば、逆に厳しく本来の共済ということ

で通用するような範囲にふさわしいところにコントロールしていくといいますか、きちんと囲い込んでいく、そういう配慮も必要なんじゃないだろうかという感じが私はするわけであります。まず、それがございましたが、少しお尋ねをさせていただきたいと思うのです。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

今、委員の御質問に対しまして私が全部お答えできるかどうか、あるいはすべきかどうかという守備範囲の問題もござりますが、できるだけ私どもの考え方を述べさせていただきたいと思います。

この保険業法案におきまして保険というものをどう考へているかといいますと、一定の偶然な事故に起因する経済上の不安定の除去ないしは軽減を目的とする、多数の経済体の結合を前提とした共同の備蓄制度、非常にややこしい言い方をしますとそういったものをイメージしております。保険業法案におきましては、このよくな保険でありまして、いわゆる生命保険、損害保険、第三分野の保険の引き受けを、今委員のおっしゃった不特定の者を相手方として行う事業を監督の対象としているわけでございます。

ただし、このような事業をやっておりまして、他の法律に特別の規定があるものにつきましては、この保険業法が全部網をかぶせてしまつといふことはいかがなものかという考へ方に立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。この基盤をこのケースにおきましては若干異にしておるわけでございますが、相互救済という仕組みという点では御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。この基盤をこのケースにおきましては若干異にしておるわけでございますが、相互救済という仕組みといふことはいかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

火災共済事業は、根拠法は、御指摘のとおり共済に参加している人たちの中で責任を持ち合おうということなんですから、それにふさわしい範囲にその機能が限定されるということが本來は非常に大切なじやないだろうか、いわゆる共済という形態でやっているもので実態的に保険業と余り差のないような形になつていてるものにつきまして、本来の共済にふさわしい、共済といふものと似たような性格の経済的な存在であるという感じがある。この辺のところはどういうことで整理をしておられるのでしようか。そこをちょっと教えていただきたい。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。  
火災共済事業は、根拠法は、御指摘のとおり共済に参加している人たちの中で責任を持ち合おうということなんですね。それにふさわしい範囲にその機能が限定されるということが本來は非常に大切なじやないだろうか、いわゆる共済といふ形態でやっているもので実態的に保険業と余り差のないような形になつていてるものにつきまして、本来の共済にふさわしい、共済といふものと似たような性格の経済的な存在であるという感じがある。この辺のところはどういうことで整理をしておられるのでしようか。そこをちょっと教えていただきたい。

ただいま、中小企業者のための共済活動という形になつてているわけでございます。

したがいまして、保険と共済はその性格、存在の目的は中小企業者のための共済活動という形になつているわけでございます。

したがいまして、保険と共済はその性格、存在の目的は中小企業者のための共済活動といつては、この保険業法が全部網をかぶせてしまつといふことはいかがなものかという考へ方に立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。この基盤をこのケースにおきましては若干異にしておるわけでございますが、相互救済という仕組みといふことはいかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。

○村井委員 農協法などによる部分についてはお問い合わせでございますが、きょうは初日でもございましたが、他の法律の特別の規定を根拠としてございまして、そこは実態的な判断をすべきだと思うのでございましたが、他の法律の特別の規定を根拠としてございましたが、保険業法の諸規定が準用されて、そして健全性が維持されるようにしているのだという御説明がありました。これは非常に合理的な判断だと私は思つたけれども、一般的に他の共済について、そういう考え方でございます。

○山口(公)政府委員 御指摘のよう

うな、保険業法の基本的なルールが準用されいるようなケースはあるのでしょうか。これは、ちょっとと難しい御質問になるかもしれません。他の共済の例について。

○山口(公)政府委員 一般的にはございませんで、ケース・バイ・ケースでございます。

○村井委員 私は、火災共済についてはそういうことはあるのですけれども、まさに実態として火災共済という一点だけで共同事業を営んでいけるから協同組合なんだ、要するに火災共済とて、こちらの方は、それは中小企業がやっていることです。そこで協同組合ができる上がりつてはそういうことですけれども、まさに実態として火災共済ということだけです。そこで保険のルールといふものがきちんと適用されるから、だから協同組合なんだけれども、ほかの共済といふ形態でやつていても実態的に保険業と余り差のないような形になつていてるものにつきまして、本来の共済にふさわしい、共済といふものと似たような性格の経済的な存在であるといふ感じがある。この辺のところはどういうことで整理をしておられるのでしようか。そこをちょっと教えていただきたい。

もう一つの問題でござりますけれども、これはちょっとと大きな問題なんですか、これは、ち合おうということなんですね。それにふさわしい範囲にその機能が限定されるということが本來は非常に大切なじやないだろうか、いわゆる員外利用というのが相当広範に行われているといつては、この保険業法が全部網をかぶせてしまつといふことはいかがなものかという考へ方に立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。

よう、保険業法の基本的なルールが準用されいるようなケースはあるのでしょうか。これは、ちょっとと難しい御質問になるかもしませんが、その点につきまして保険部長の御見解を伺いたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。  
銀行、証券の子会社による相互乗り入れ、銀証乗入、相互乗り入れというのを前提に置いた業務への参入というのを盛り込まれている、相互参入をやりましょうというような感じで。これは銀行、証券の子会社による相互乗り入れ、銀証乗入の六月の金融制度調査会の答申では、保険会社に

おるわけでございますが、相互救済という仕組みといふことはいかがなものかという考へ方に立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。御指摘のとおり共通する面がございましたが、いかがなごとに立ちました。

○村井委員 そうすると、今、火災共済についての保険業法の諸規定が準用されて、そして健全性が維持されるようにしているのだという御説明がありました。これは非常に合理的な判断だと私は思つたけれども、一般的に他の共済について、そういう考え方でございましたが、その対象から外しているというが御提案申し上げている法律の考え方でござります。

○山口(公)政府委員 御指摘のよう

の金融制度調査会の答申におきましては、金融制度の見直しを行ふに当たりましては、保険業を含めた幅広い相互参入が行われるべきであるという基本的な方向が示されておったわけござります。

今回御審議をお願いしております法案の前段階での保険審議会でのいろいろ御意見をちょっとと御披露させていただいて、その結果としての報告書を読ませていただきますと、昨年六月の同報告書では、まず子会社方式による生損保の相互乗り入れを含む保険制度の自由化を進めることが肝要であつて、その定着を見きわめた後に子会社方式による他業態、他業態といいますと証券とか信託とか銀行ですね、への進出を含めた制度改革が完了するよう段階的に行なうべきであるという御指摘を賜つたわけでございます。

そういうわけで、今回、保険業と銀行、証券等との相互参入につきましてはこの法案では盛り込んでないということでおざいまして、生損保の相互の乗り入れ及び現在実施されております金融制度改革の実施状況を十分見きわめた上でさらに検討していくことにいたしております。

○村井委員 銀行、証券の相互乗り入れというのがどんなふうに今評価されているのかということとも関連はするんだろうと思うのです。

そうしますと、この法律で一つの大きな柱になつております子会社による損害保険と生命保険との相互乗り入れ、それから第三分野への本体相互参入、この辺のところは大体どんなテンポで今までおられます子会社による損害保険と生命保険との相互乗り入れというのがどのくらいのテンポで行われるのか、そこをちょっとお聞きします。

○山口(公)政府委員 今回御審議をお願いしております法案に盛り込まれております子会社による相互参入、本体での第三分野への相互参入という点でございます。

子会社による生損の相互参入につきましては、子会社による生損の相互参入につきましては、特に大手の生損の会社におきまして、それぞれ鋭意勉強あるいは準備をなさっておりますので、そういうふうな感覚を私は受けておるわけでございます。

それから、本体での第三分野への参入につきましては、附則でもしばらく経過措置を設けてといたことでお願いしておりますけれども、これは実に生損の分野、生保のオリジナルと言つたら語弊がありますけれども、そういうふうに保険のオーリジナルとも思えるような分野でない分野が第三分野として最近非常に注目を浴びているわけです。実は外国の保険会社、あるいは日本の中小の保険会社もそうでございますが、かなりそこに依存した経営を行つておられるということで、保険審議会におきましてもかなり議論をされまして、それを一回見るとなれば、非常に大手がそこの市場に大混乱を起こしてしまうということで、しばらく様子を見てやりなさいといふふうになつております。

したがいまして、そうしますと、そういうふうに第三分野で何とか地歩を固めようとしている会社が、自由化等によりまして本体の分野でもいろいろ競争力をを持つというような環境が整備されていくかどうか。その意欲がなければもちろんそれは実現しないわけですが、意欲さえあればそういうふうに思つております。

具体的なタイムスケジュールとしてお示しするには、余りにも変化が、初めての措置でございまして、それで様子を見ながらやると同時に、競争促進の面も忘れないで対処していくたいというふうに考えております。

子会社による生損の相互参入につきましては、恐らくこの法律案を成立させていただきました暁にはその施行がなされる、期間を置いてなされるわけでございますが、そうすると余り時間を置かずにある程度の相互参入が図られるんではないかという予想をしております。それは、特に大手の生損の会社におきまして、それぞれ鋭意勉強あるいは準備をなさっておりますので、そういうふうな感覚を私は受けておるわけでございます。

それから、本体での第三分野への参入につきましては、附則でもしばらく経過措置を設けてといたことでお願いしておりますけれども、これは実に生損の分野、生保のオーリジナルと言つたら語弊がありますけれども、そういうふうに保険のオーリジナルとも思えるような分野でない分野が第三分野で非常に大きなシェアを持ってきていてそれなりに既得権を擁護したいという感じは、印象としてわかるのであります。

しかし、どちらかというと第三分野というのは、まさに第三分野と呼ばれるように、保険の、生命保険なりあるいは損害保険なり、それぞれにとつて一つの隣接として認識される分野であるわけでありまして、本体による参入が、いわゆる自由化とか規制緩和と言われば比較的容易に行なれてしかるべきことであつて、生命保険会社が損害保険を子会社という形態でやる、あるいは損害保険会社が生命保険を子会社という形であらゆるのに比べれば、もっと自然な行動であるという感じがするのですね。その部分が逆におくれるということに、何かちょっと違和感を感じるといふことは私否定できないということなんですね。そのあたり、もう少し、もし何か御説明があればお聞きしたいと思います。

○山口(公)政府委員 今委員の御指摘になつたような考え方というのは、非常に、ある意味では筋の通つた御意見だというふうに思ひますけれども、私どもが一方で心配いたしておりますのは、

改革でございますから、着実にステップ・バイ・ステップで、しかし後戻りはないようにしていくといふことでございまして、そこに、競争方々ではないだろかと。業界の方もちょっとございまして、そうすると、一番私どもが心配しないのは、そいつたものが混乱を起こしてしまふことは、非常に心配なことです。それを今回一挙にお願いしているという面がございまして、そういうふうな要素が大分あるわけでございまして、そうすると、一番私どもが心配しないのは、そいつたものが混乱を起こしてしまふことは、非常に心配なことです。それを今回一挙にお願いしているという面がございまして、そういうふうな要素が大分あるわけでございまして、それが御破算になつてしまつて、そこで改めてお尋ねいたします。

つまり、制度としてなるべく、これは抜本的な改革でございますから、着実にステップ・バイ・ステップで、しかし後戻りはないようにしていくといふことでございまして、そこには、競争的な要素も重要な要素であります。それが余りに多く強出ますとそれが御破算になつてしまつて、先ほどちょっと例でも出ておりましたけれども、アメリカで余りにも急激に自由化して、また自由化が後戻りしてみんな認可制に戻つたという州すらあるわけでございます。

余りにもそいつた要素を私どもが欲張った形でやりますと、かえつてうまくいかないのではないかとういう気持ちは持っておりまして、そういうふうに自然な流れという委員のお考え、非常によく私ども理解できるのでございますが、かえつてそれが競争という面では物すごい競争になつてしまふという、それが今度は、せつから私どもがねらいとしているそいつた消費者保護とか契約者保護を促進させて消費者ニーズにもつと的確に対応させるという要請も、もちろん私どもの一つの政策的としてはあります。それをある意味では一遍にやろうとしているわけでございます。

とか健全性というところをちょっと損なって台なしにしていくのじゃないかという懸念を持った部分もあるわけでございます。そういうことが審議会等においても委員の先生方についたのではなかというふうに推察しておるわけでござります。

○村井委員 私は、いずれにしましても、さまざまの保険や証券や、あるいは銀行の扱っているものにしましても、いろんな金融商品というものが非常に境界線がなくなってくるという現象、これはもう非常に急激に進んできていると思うのですね。そのときに、この日本における制度の制約といふものが、そのような国際的な場における新しい金融商品の開発あるいはその展開というものの障害になつて、そのため日本の保険会社が何らかの不利益をこうむるというようなことにならぬようにしていく必要があるだろう。

そういう意味で、銀証の相互乗り入れにしましても、あるいは損害保険と生保との間の相互乗り入れにしましても、あるいは将来一つのビジョンとして持つておられる銀行、信託、証券等も含められ、そのためには、保険会社が何らかの不利益をこうむるといふことだと思ふのです。それだけに、タイミングを失わなければ対応していく必要があるだろうというこ

これは別の場面でいいますと、預金者保護に欠けるおそれがない場合には、あるいは投資家保護に欠けるおそれがない場合には、はといつうことがあります。また別の場所で聞かされたことがある、こういう感じでございまして、ここは逆に、これを使いますと幾らでもまた縛っていくことができるといふ面があるわけであります。

そういう意味で、基準というのは実際問題としてはなかなか一口で言うのは難しいのでしょうかけれども、基本的な方針といいますか方向性、この保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合という基準を、大体どんなところで設定していく考え方なのか。もちろんそれは四隅の環境の変化等々によつて変わってくることだということは十分承知の上ですけれども、大体この法律が施行されるタイミング、そんなところで、大体どんなところで運用されるおつもりなのか、基本的な方針なりお示しをいただければありがたいと思います。

○山口(公)政府委員 様答申しあげます。  
保険につきましても、契約者保護上問題のない場合ということで、預金者、投資家保護と同じような表現を使わせていただきたいわけでござりますけれども、保険の場合におきまして若干御説明させていただきたいのは、保険契約の特徴でございます。

これは、非常に保険契約が複雑で、約款に基づいているというよなことを一般的の国民に理解してもらわなければならないということ。それから、保険の場合は原価が確定しないという面があります。つまり、事故が起きなければコストがかからないわけでございます。そうすると、非常に規制緩和の目玉として、例えば商品にしましても規制緩和率にしましても、規制を緩和して届け出制を探用することができる、こういうことになつてゐるわけでありまして、あるいは生命保険の場合でしかりでありますけれども、このあたり、いずれも必ず決まり文句としてついていますのが、保険契約者の保護に欠けるおそれがない場合にはとか、おそれがない場合にはとか、こういう用心深い用語が用いられている。

いただいているわけでございますけれども、じや具体的にどういったことなんだと、イメージがわかないという御指摘でございます。

例えば商品とか保険料率の算出についての、届け出制にするときどういう考え方でやるのかといふ点について例示させていただきますと、契約者が保険について十分知識を持つていてのかどうか、それから自分が掛けたいリスクというものをどう基準を、大体どんなところで設定していく考え方なのか。もちろんそれは四隅の環境の変化等々によつて変わってくることだといふことは十分承知の上ですけれども、大体この法律が施行されるタイミング、そんなところで、大体どんなところで運用されるおつもりなのか、基本的な方針なりお示しをいただければありがたいと思います。

○山口(公)政府委員 様答申しあげます。  
保険につきましても、契約者保護上問題のない場合ということで、預金者、投資家保護と同じような表現を使わせていただきたいわけでござりますけれども、保険の場合におきまして若干御説明させていただきたいのは、保険契約の特徴でございます。

したがいまして、個人向けの契約について今どうかというふうな話になりますと、ちょっとやはりそういうふうな話になりますと、ちよつとやがなくなるような状況になるかどうかといふことを十分見きわめませんと、なかなか難しかろう。その点については、やはりそいつた大口のものから、あるいは企業のものからというよな考え方方が実際の適用の場合は考えられるのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○村井委員 時間がなくなりましたから、これはまたいすれ御議論させていただきたいと思いますけれども、個人につきましても、私は、これにはかかるわけでございます。そうすると、非常にリスクの少ない人だけを相手にしますと、その社会的な責任を果たしていただけないというものがございます。

そういうふうなものを考えましたときに、契約者保護から見て問題ないものからという表現をさせて

す。

二つの信用組合の問題にかかわって東京都が三百億円の融資をする、この問題が大きな焦点にもなつて東京都知事選が行われたわけです。その結果があつたふうに出たわけですが、伝えられます

○武村国務大臣 今回の東京都民、有権者の皆さんの都知事選挙の結果というものは、これは厳密に受けとめなければなりません。

その上に立つての判断であります。既に共同銀行が日本銀行と東京都、大蔵省の三者で、この場合東京都というのは東京都の執行部でございますが、合意が成立立つてこの二信組に対する対処を進めできているわけであります。既に共同銀行が

スタートをし、二つの信用組合が姿を消しております。そして、信用組合のさまざまな債権債務関係を継承しながらこの処理に日々当たつているところであります。事はもう動いていたという現実もございますだけに、私どもは、この基本的な姿勢を変えるべきでないし、変えてはならないという考え方であります。

そういう前提に立ちながら、新知事に対しても、まずは東京都の執行部が、鈴木都政のもとにおけるこれまでのこの問題に対する考え方、あるいはかかわり、経緯等について当分詳細に説明をされるものと思いますし、そういう過程を経て新知事が最終的な御判断をされるものと期待をするところであります。少なくとも、当然新知事はござりますから、内容そのものに変更があるないにかかわらず、東京都の監督責任そのものを回避されることはない、その上に立つて御判断がいただけるものというふうに期待をいたしているところでございます。

○佐々木(陸)委員 いろいろ経緯はありますけれども、新知事は選舉公報の中でも、三百億円

もの融資を行なうなどもってのほかだということはっきりと書いて、そしてそういう方向が、私も東京都民の一人ですけれども、選挙の中にもいろいろタッチいたしましたが、都民の強い支持を受けてこうのことになつたわけですから、大蔵大臣があくまでも東京都は鈴木知事時代の約束を守れというよなことは、結局のところ新知事の公約を放棄せよとか曲げろとかいうことを要求するのじやなくて、大臣の責任で新しい方向を追求することにならざるを得ない。そういう方向を求めるのです。

それで、東京都知事選挙が始まつた直後に私はこの委員会でも質問いたしまして、大蔵大臣が支持をした候補も選挙公報の中で二つの信用組合教済に三百億円は使いませんといふことをはつきり書いておきたいと思います。

○武村国務大臣 選挙公報の表現は御紹介があつたとおりでございますから、それだけに私どもは、その候補についても、当選された後の新都知事としての公式の判断を大変心配しながら見詰めていたことは事実でございます。

しかし、今回の青島知事の場合にも、どなたが知事になられても、先ほどお答えしたような考え方、姿勢は変わるものではないし、私が変わらないといふよりも、恐らく東京都の中では執行部と議会の関係になりますが、前知事を中心とした執行部がそういう形できちつとこの問題にコミットをされているわけでありますから、そのことを新知事がどういうふうに理解をされ御判断をされるかということであるといふに思つております。

○佐々木(陸)委員 いずれにしても、選挙での公約といふものが政治家にとって一番重いものでありまして、我々としてはこれが守られるように努力をする必要があるんだということをはつきりと

申し上げておきたいと思います。

保険業法の問題についての質問に入りますが、先ほどから五十年ぶりの改正といふことも言われていますけれども、まず基本の問題ですが、もう既に出ている話もありますが、保険審議会の九二年の答申では、保険会社が銀行や信託や証券業務に参入できるようになります。それから銀行、信託、証券会社も保険事業に参入できるようになりますが、それが妥当だという答申を出し、昨年も同様の報告が出されているわけです。

これは金融機関が全面的に相互参入していくという方向を目指しているものであります。今回改定では、提案されているものでは、生保と損保の相互参入ということにとどまつていて、その状況も見きわめていうことが先ほどから言われておりますけれども、いずれにしても、全面的な相互参入ということを前提にして今度の法案も出されていることを受け取つてよろしいのですか。その点をはつきりさせていただきたいと思います。

○山口(公)政府委員 保険審議会答申におきましても、そういう記述になつておりますし、今回の保険審議会答申においては、「その定着を見極めた後に子会社方式による他業態への進出も含めた制度改定が完了するよう、段階的に行なうことが適切である。」

「段階的に」というのが今回新しく言われたわけでもございまして、制度改定が完了するようにという御指示はそのまままでございます。

○佐々木(陸)委員 要するに、全面的な相互参入への一つのステップとして今回の法案がおされてるといふ受けとめ方でいいのですね。そう受けとめておきたいと思います。

それから、生損保の相互参入の問題ですが、我が国において生保と損保の兼業が禁止されたのは明治三十二年。それ以来、今まで百年近くの間ずっとこれが維持されてきたわけであります。

が異なる。そして保険期間やリスクの性格が根本的に異なる。生保は人の生死にかかわる比較的正確を期し得る統計的データに基づくものであります。一方で、損害が禁じられたことに対する対応で、損害はあらゆる突發的な災害や事故に備えなければならぬ。一たん巨大な事故が発生すれば巨額の保険金支払いが発生するということで兼業が禁止されたということであると思つのですが、現代の社会においては、損害の側の巨大なリスクの可能性というのにはますます高まっているということも一方で言えるわけで、国民に不利益を与えないという観点からすれば、生損保を分離する必要性は現在もいささかも減じてゐるわけではないといふ考え方もあり立つわけですが、その点についての見解はいかがでしょうか。

生損保の兼業が禁止されております理由は、今委員が御指摘になりましたように、生命保険業と損害保険業において引き受けますリスクとか保険期間が違うことから、生損保を兼業することによりまして、損害の短期的かつ巨大なリスクと生保の運用リスクなどの長期のリスクを同時に保有することが内部補助等の問題を生じさせしまして、生損双方の経営の健全性に影響を及ぼすことが考えられるからであります。その点は御指摘のとおりでございます。

今回御提案申し上げております法律におきましても、生損保本体では兼業は禁止するということできつちりとその原則は守っております。ただ、子会社によって相互参入を認めさせていただきたく、子会社あるいは持株会社によって相互参入を認めさせたいと思います。それから諸外国でも、本体での兼業は禁止しつつも、子会社あるいは持株会社によつて相互の参入を認めているのが一般的であるといふことです。それから各國でも、本体での兼業は禁止められています。

か。

○山口(公)政府委員 正確に申し上げますと、本

題では、いわゆる第三分野においては相互参入といふのは、非常に似通つた商品が出ているという

状況からお認めいただきたいと思つておりますけれども、現時点におきましてはこの生損そのものの兼業の禁止という考え方は貫かれております。

○佐々木(陸)委員 それから、相互会社の理念の問題についてですが、保険というのが、もともと

の性格が、将来の危険に備えて互いに保険料を支払つて、事故が発生したときに保険金を受け取るというもので、本来相互援助のシステムであると

いうふうに理解するのが正しいと思うのですが、それゆえにこれまで相互会社の形態というものが、それまで相互会社は當利を自ら得てきた。それで、その相互会社は當利を自ら得たとせずに、あくまでも社員すなわち契約者の利

益を優先するものとされてきたわけであります

が、実態においてはしかし株式会社の經營と何ら異なることなく、現状では株式会社に比べても經營が不明瞭であるということも指摘されるよう

事態が進んできているわけです。

今回は、相互会社から株式会社への転換を認められるという改正も含まれているわけで、このようないう問題は結局現状の追認という面を持つてはいるわけではありませんし、現状の追認ではなくて、相互会社が當利を追求してきた結果どんな事態となつていいのかということを勘案しながら、今こそこの原点に返つて相互会社のあり方、その意義を再確認する、そういう方向も現実の問題としてはあり得るのではないかというふうに思うのですが、その点が當利を追求してきた結果どんな事態となつていいのかということを勘案しながら、今こそこの原点に返つて相互会社のあり方、その意義を再確認する、そういう方向も現実の問題としてはあり得るのではないかというふうに思うのですが、その点が當利を追求してきた結果どんな事態となつていいのか

はいかがでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

相互会社は相互に保険を行うことを目的とした法人でございまして、契約者はあります社員が保険料を払い込みまして、これに対しまして会社が社員に保険保護を提供するということを事業として運用した収益を含めまして、事業の結果として生じます剩余金があつた場合、それは社員に分配さ

れるということになるわけでございます。  
相互会社におきましては、社員とは別の、株主の  
ような出資者というものは存在しませんので、  
株式会社のよう利益を株主に分配することがな  
い分、社員に対し可及的に安い費用で保険保護  
を提供できるという仕組みになっておるわけでござ  
いまして、今回の改正法案におきましてこのよ  
うな相互会社の理念そのものは維持しておるつも  
りでございますし、さらに、現在の相互会社の実  
態といふものを踏まえまして、社員により確実に  
その保険保護を与えるという必要性がもう一方で  
あるわけでございます。

相互会社のそういう理念は維持をしながらも、実態的にどうかということを考えてみました

と、現実に、継続企業として存在しておるわけでござ  
いますので、相互会社といえども財産的基礎が何  
もないということであれば安心して保険に入れな  
い。幾らあなた社員ですからといつても、私の会  
社は全部分配しますから財産ありませんといふ  
場合にはいかないという問題があるわけでござ  
います。そうしたときに、やはり継続企  
業としてしっかりと財産的基礎がないと安  
心していられないという面が一つあります。  
それから、そういう意識は、実は今までの法  
律では、保険金はいざとなつたら削減していく、  
お互いに社員だからという考え方の規定があつた  
わけでございます。これはちょっと、入るとき  
に、まさか自分の保険金は欠損が出たらみんな削  
減されるというのを前提としているという意識で  
入つておられるのかということを考えてみました  
ときに、ちょっとそこは違うんじゃないかな。  
したがいまして、そこは保険金削減規定を廃止するな  
ど、契約者としての地位を、株式会社の保険会社  
に入つておられる方と同じように扱う必要がある  
んではないか。

それから、経営チェックの面でもやはり、相互

会社の理念は大変立派なものでありますけれども、現実問題として、より経営チェックを行うと  
いうことの必要性もあるわけでございます。そ  
うしますと、株式会社と同様に社員権の強化を図る  
というようなことをやはりやさせていただき必要  
があるだろうということを考えたわけでござ  
います。

したがいまして、今回の改正が、その相互会社  
の理念そのものは維持してございます。それをよ  
り実態に合わせてモディファイしたというような  
ことで御提案申し上げておるわけでございま  
して、今御指摘あるいは御懸念いただいたような  
出資者の利益追求を目的とした営利企業として相  
互会社を追認するというような趣旨ではないとい  
うことを御理解いただきたいというふうに思いま  
す。

○佐々木(陸)委員 次に移りますが、今回の改正  
で初めて保険会社の業務について、業務範囲を明  
確にする規定が盛り込まれているわけです。現行  
法でその業務範囲に関する規定がなかつたのは、  
保険会社というものは保険業務に専念する。それ  
以外の業務は行わないということで、当然のこと  
として受け入れられていたわけですが、近年資産  
運用等いろいろな業務の比重が大きくなつて、銀  
行等他の金融機関と変わらないほどに保険会社が  
なつてきている。

今回の改正案では、保険会社の業務として、九  
十七条で保険の引き受けと並んで、これと全く対  
等の位置づけで資産運用に関する規定を置いてい  
るわけであります。この第九十七条は保険会社の  
本来業務を定めるものでありますから、資産運用  
も本来業務一本業と位置づけるというふうになる  
のではないかと思ひますが、そういう理解でよろ  
しいでしょうか。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。  
保険会社の資産運用は保険会社が当然なし得るものでございまして、かつ保険会社の事業活動上  
不可欠であるという意味において、これは業務で  
あるというふうに考えております。

○佐々木(陸)委員 九十七条の第二項、資産運用  
に関する方法については、「大蔵省令で定める方

法によらなければならぬ。」とあります。具体的にはどのようなものが規定されるのでしょうか。

○山口(公)政府委員 保険業法案におきます保険  
会社の資産運用方法につきましては、現行は保険  
業法施行規則第十八条がございます。これらを参考にしまして、有価証券の取得、資金の貸し付  
け、不動産の取得等を定めることを考えておりま  
す。

○佐々木(陸)委員 同じく二項で、資産の運用割  
合について、「大蔵省令で定める」とあります。具体的にはどのようになるのか。現行よりも緩和することになるのか、その辺のところを。

○山口(公)政府委員 資産の運用割合につきましては、現行保険業法施行規則の第十九条等を参考にしまして、保険会社が保有する株式の総資産に対する割合等を定めることを考えておるわけですが、現行法でその運用割合等を定めることを考えておるわけ

で、デイスクリージャーの問題について、「保険会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項」等については記載の必要がないといふふうにされていますが、この規定は、会社に不利益な情報は公開しないでもよいということであ

りますして、国民が本当に知りたいことが開示されなくなるおそれもあるんではないかという問題があります。

○佐々木(陸)委員 それから、今回の改正は、いわゆるインカム配当原則を改めて、キャピタルゲインも含めた総合収支をもとにした配当方式を導入するということになるわけですが、そうすると、ますますキャピタルゲインを追い求める資産運用が行われるおそれはないのかという問題もあると思いますが、その点どう考りますか。

○山口(公)政府委員 改正法案、お願いしております法律の第百十五条は、金融の自由化を背景とした運用手段が非常に高度化してまいりまして、これはキャピタルゲインだ、これはインカムゲインだというふうに厳密に区分することが非常に困難になつてきている、実質はキャピタルゲインだけれども支払いの仕方はインカムゲイン的である

というような商品もあるわけでございます。そういう実態に合わせましてインカム配当原則の見直しというものををお願いしております、八十六

条準備金を価格変動による損失に備える価格変動

揮しまして、創意工夫に基づいて行われるのがふ  
さわしい」というふうに考えております。

開示すべき項目は、その時代の環境に応じま  
して種々変化してまいります。そういったものに對  
応して、各社が発想や創意工夫によって対応でき  
るようにしておくことが望ましいのではないかと  
いうふうに思つております。銀行法のディスク  
ロージャー規定も同様の考え方に基づいて設けら  
れております。各保険会社も非常にディスクロー  
ジヤーについては前向きに対応していただいてい  
るところでございます。

法律等で具体的な開示項目を「お話しでありますけれども、そういうお考えもあるとも思いますが、それとも、必要最小限のものだけやればいいと  
いう考え方方に逆になつてしまつて、またせつか  
く、ディスクロージャーというのをお客様に知つ  
てもらおうということで積極的にやつていただき  
のが一番いいという面もありますので、そういう  
面を考慮して、今回自主性を尊重しながらディ  
スクロージャーを進めていただきたいと考えてお  
るわけでございます。

準備金として再構築させていただいているわけでございます。

今御指摘の、どうしてもキャピタルゲインねらいといふような資産運用についての問題が生じるのではないかという御懸念につきましては、資産運用に当たりましては保険金の支払いを確実にすましたような運用の方法あるいは運用の限度につきまして、今でも規制が設けられておりますし、今後ともそういうきちんとした必要最小限の規制は設ける必要があるというふうに考えておりますので、御指摘のように、キャピタルゲインねらいの資産運用が横行してしまっていうようなことはない、またそういうように指導していただきたいとうふうに思っております。

○佐々木(陸)委員 それから次は、百十八、百十九条、特別勘定に関する規定があります。特別勘定といふのは、資産の収支、運用を他の勘定と区別して経理するもので、現在変額保険など特別勘定で経理されています。

これは、変額保険に見られるように、資産運用の対象や運用比率にはほとんど制限がなくて非常にリスクの高いものが多いわけです。こういう特別勘定がどんどんつくられると、相互扶助という保険制度の基本が損なわれることになりかねない。また、ハイリスク・ハイリターンを追い求め商品を開発することを促進することになる危険もある。今回こういうことを法律に明記して、特別勘定を今後拡大していくことにならないかがでしよう。

○山口(公)政府委員 変額保険等につきまして申し上げますと、これは一定額の給付を保証する定額の保険とは異なりまして、この運用成果を保険金額の額に反映させる仕組みの保険でござります。したがいまして、その資産運用のリスク及びリターンが直接契約者に帰属する保険であるとい

うことから、そのリスクを遮断するために定額の保険の資産とは明確に区分して特別勘定というものが設けて運用及び経理を行つてあるわけでござります。

この結果、変額保険以外の契約者に影響を及ぼす、あるいは不利益を及ぼすということは遮断されなくなるわけでございまして、そうすると、相互扶助の問題を御指摘いただきましたけれども、変額保険と定額保険それぞれがその同じ考え方、同質の商品のもとで契約者集団をつくって、その中でそれぞれが相互扶助制を維持していく、こういう考え方でお認めいただいているところでございます。

○佐々木(陸)委員 次に、百三十条、ソルベンシーマージンの規定ですが、これは責任準備金を超えて保有する支払い余力というような考え方でよろしいのかどうか。ソルベンシーマージンの構成内容をどのようなものと考えておられるのか、聞いておきたいと思います。

○山口(公)政府委員 お答え申し上げます。

ソルベンシーマージン基準とは、保険会社が保険契約者等に対する将来の保険金の支払いのために積み立てております責任準備金を超えて有する支払い余力を指標として把握しようというものでございます。

具体的に申し上げますと、保険会社が直面しております保険リスクとか資産の運用リスク等の諸リスクを定量化しまして、そのリスク相当額を勘定がどんどんつくられると、相互扶助という保険制度の基本が損なわれることになりかねない。また、ハイリスク・ハイリターンを追い求め商品を開発することを促進することになる危険もある。今回こういうことを法律に明記して、特別勘定を今後拡大していくことにならないかがでしよう。

○山口(公)政府委員 変額保険等につきまして申し上げますと、これは一定額の給付を保証する定額の保険とは異なりまして、この運用成果を保険金額の額に反映させる仕組みの保険でござります。したがいまして、その資産運用のリスク及びリターンが直接契約者に帰属する保険であるとい

も大丈夫なんだけれども、生保はないというようなことが書かれたこともあります。今実際にこの問題の前提として、保険会社がいわゆるバブル期に不動産や株式投資に走つてバブル崩壊の直撃を受けて大変不良資産を抱えている、危ないん

だというような見方も伝えられているところですけれども、その保険会社のそういう面での現状をどんなふうに見ているのか、ちょっと簡単に聞いておきたいと思います。それぞれに相応の負担を行つておきたいと

○山口(公)政府委員 確かに、これまで保険会社はマーケットの中右肩上がりの業容拡大を確保してまいりましたが、バブル崩壊後の経済の低成長化等の影響がありまして、保険マーケットの伸びの鈍化が見られておりま

す。今後は大幅な業績の進展が期待できなくなってきたおわけでございます。加えまして、地価の下落、株価の下落あるいは急速な円高の進行によりまして各社の資産はかなりの影響を受けておりまして、各社とも厳しい状況に直面しております。それとも各社ともリストラ等に努めまして、それとも、各社ともリストラ等に努めまして、

精いっぱいその努力をし、健全な経営に努めようとしているところでございます。

○佐々木(陸)委員 いろいろあります。だからそういうバブル期にいろいろやつたということが何への反省というようなものではなくて、何か今度の改正は、一層の自由化、規制の緩和、それから資産運用についてももっと本格的にやろうといふような方向は、ますます保険会社の経営をリスクの多いものにしていく、それから破綻の危険を強めるという心配も一方ではあるのではないか。

もう時間がありませんから、今回設けられる基

金について、預金保険機構と同じように、例えば預金保険機構の場合でしたら、問題になつておりますように一人当たり一千万円未満のいわゆる小額預金者を保護されることになつておるわけですが、この基金の場合は、大口の保険契約者を含めてすべて救済するということになるのか、また資金の規模はどの程度を考えているのかという点

基金による救済の大口、小口の問題でございますが、生保の場合はほとんどすべて、また損保においてもほとんど部分が契約の利益が最終的に個人に帰属するものであるということが一

おきましてもほとんどの部分が契約の利益が最終的には個人に帰属するものであるということはござりますし、それから預金と異なりまして、それが母集団を形成しているという相互扶助の仕組みでございます。それぞれに相応の負担を行つておきたいと

したがいまして、今回もいろいろこの点について御議論され、また我々もしたわけでございますが、今回はそういった区別をせずに基金が対象にします。それを大口だから云々ということになりますと、何が大口なのか、何が小口なのかというのには、そつ一概には決めつけられないという問題があります。

したがいまして、一社専属制を緩和するという措置がとられているのですが、一般的に考える一社専属制というのは私は合理性があると思うのですけれども、これはなぜ緩和するのか、その理由を最後にお聞きして質問を終わ

たいと思います。

○山口(公)政府委員 一社専属制の緩和を今回お願いしておりますけれども、これは利用者の立場から、その募集人が複数の会社の商品を取り扱えないことから利用者の商品選択の幅が制限されるが、この基金の場合は、大口の保険契約者を含めてすべて救済するということになるのか、また売チャネルの多様化、効率化が図られにくいで

はないかという問題、生損保兼営におけるクロスマーケティングを進めるに当たつての障害となるのではないか等の問題がありまして、商品特性に

応じた販売チャネルの多様化、効率化は利用者の立場、国民経済的見地から必要なものとなつているということと、一社専属制の緩和をお願い申し上げております。

○佐々木(陸)委員 終わります。

○尾身委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお詰りいたします。

両案審査のため、来る二十五日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾身委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

次回は、来る二十五日火曜日委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十四分散会

第二日 総代会(第四十二条—第五十一条)	第二節 業務、經理等(第一百九十四条—第一百九十九条)
第三目 取締役及び取締役会(第五十一条・第五十二条)	第三節 監督(第二百条—第二百七条)
第四目 計算(第五十四条—第五十九条)	第四節 保険業の廃止等(第二百八条—第二百十三条)
第五款 基金の募集及び相互会社の社債発行(第六十条・第六十一条)	第五節 雜則(二百十四条—二百十八条)
第七款 定款の変更(第六十二条)	第六節 特定法人に対する特則(第二百十九条—第二百四十条)
第八款 雜則(第六十三条—第六十七条)	第七章 保険契約者等の保護のための特別の措置等
第一款 株式会社から相互会社への組織変更(第六十八条—第八十四条)	第一章 業務(第二百九十四条—第三百一条)
第二款 相互会社から株式会社への組織変更(第六十九条—第九十六条)	第二章 監督(第二百二条—第三百八条)
第三章 業務(第九十七条—第一百五条)	第三章 保険仲立人(第二百八十六条—第二百三十三条)
第四章 子会社(第一百六条—第一百八条)	第四章 業務(第二百九十四条—第三百一条)
第五章 経理(第一百九条—第一百二十二条)	第五章 雜則(第三百九条—第三百四十四条)
第六章 監督(第一百一十三条—第一百三十四条)	第六章 飼則(第三百五十五条—第三百三十八条)
第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託	附則
第一節 保険契約の包括移転(第一百三十五条—第一百四十一条)	
第二節 事業の譲渡又は譲受け(第一百四十二条—第一百四十三条)	
第三節 業務及び財産の管理の委託(第一百四十四条—第一百五十条)	
第八章 整理、解散、合併及び清算	
第一節 整理(第一百五十二条)	
第二節 解散(第一百五十二条—第一百五十八条)	
第三節 清算(第一百七十四条—第一百八十四条)	
第四節 清算(第一百五十九条—第一百七十三条)	
第五節 合併(第一百五十九条—第一百七十三条)	
第六節 相互会社	
第一款 通則(第十八条—第二十一条)	
第二款 設立(第二十二条—第三十条)	
第三款 社員の権利義務(第三十一条—第三十六条)	
第四款 機関	
第一目 社員総会(第三十七条—第四十一条)	
第九章 外国保険業者	
第一節 通則(第一百八十五条—第一百九十三条)	
第一節 保険募集人及び損害保険代理店	
第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店	
第一節 並びに所属保険会社	
第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店	

第二節 業務、經理等(第一百九十四条—第一百九十九条)	第二節 業務(第二百九十四条—第三百一条)
第三節 監督(第二百二条—第三百八条)	第三節 保険仲立人(第二百八十六条—第二百三十三条)
第四節 保険業の廃止等(第二百八条—第二百十三条)	第四節 雜則(第三百九条—第三百四十四条)
第五節 雜則(二百十四条—二百十八条)	第五節 飼則(第三百五十五条—第三百三十八条)
第六節 特定法人に対する特則(第二百十九条—第二百四十条)	第六節 特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うこととを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、次条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(他の法律に特別の規定のあるものを除く。)をいう。
第七節 保険契約者保護基金(第二百五十九条—第二百六十五条)	第七節 保険契約者保護基金(第二百五十九条—第二百六十五条)
第八節 資金援助等(第二百六十六条—二百五十八条)	第八節 資金援助等(第二百六十六条—二百五十八条)
第九節 保険手続等との調整(第二百七十七条)	第九節 保険手続等との調整(第二百七十七条)
第十節 通則(第二百七十五条)	第十節 通則(第二百七十五条)
第十一節 生命保険募集人及び損害保険代理店	第十一節 生命保険募集人及び損害保険代理店
第十二節 並びに所属保険会社	第十二節 並びに所属保険会社
第十三節 生命保険募集人及び損害保険代理店	第十三節 生命保険募集人及び損害保険代理店

第一節 保険募集人及び損害保険代理店	第一節 保険募集人及び損害保険代理店
第二節 並びに所属保険会社	第二節 並びに所属保険会社
第三節 生命保険募集人及び損害保険代理店	第三節 生命保険募集人及び損害保険代理店
第四節 並びに所属保険会社	第四節 並びに所属保険会社
第五節 生命保険募集人及び損害保険代理店	第五節 生命保険募集人及び損害保険代理店

第一条 この法律において「保険業」とは、不特定の者を相手方として、人の生死に関し一定額の保険金を支払うこととを約し保険料を收受する保険、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し保険料を收受する保険その他の保険で、次条第四項各号又は第五項各号に掲げるものの引受けを行う事業(他の法律に特別の規定のあるものを除く。)をいう。

第二条 この法律において「保険会社」とは、次条第一項の大蔵大臣の免許を受けて保険業を行つう者をいう。

第三条 この法律において「生命保険会社」とは、保険会社のうち次条第四項の生命保険業免許を受けた者をいう。

第四条 この法律において「損害保険会社」とは、保険会社のうち次条第五項の損害保険業免許を受けた者をいう。

第五条 この法律において「相互会社」とは、保険業

を行ふことを目的として、この法律に基づき設立された保険契約者をその社員とする社団をいう。

6 この法律において「外国保険業者」とは、外国の法令に準拠して外国において保険業を行う者(保険会社を除く。)をいう。

7 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の大蔵大臣の免許を受けた者をいう。

8 この法律において「外国生命保険会社等」とは、外国保険会社等のうち第百八十五条第四項の外国生命保険業免許を受けた者をいう。

9 この法律において「外国損害保険会社等」とは、外国損害保険業免許を受けた者をいう。

10 この法律において「外国相互会社」とは、外国の法令において「外国相互会社等」を含む。以下この項において同じ。の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この条において同じ。)若しくは使用者若しくはこれらの者の使用者又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)若しくはその者の役員若しくは使用者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行ふものをいう。

11 この法律において「生命保険募集人」とは、この法律において「生命保険募集人」とは、外國の法令に準拠して設立された相互会社と同種の外国の法人又はこれに類似する外国の法人をいう。

12 この法律において「生命保険会社等」とは、生命保険会社(外国生命保険会社等)を含む。以下この項において同じ。の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く。以下この条において同じ。)若しくは使用者若しくはこれらの者の使用者又は生命保険会社の委託を受けた者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)若しくはその者の役員若しくは使用者で、その生命保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行ふものをいう。

13 この法律において「損害保険代理店」とは、損害保険会社の委託を受けて、その損害保険会社のために保険契約の締結の代理又は媒介を行ふ者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)で、その損害保

險会社の役員又は使用者でないものをいう。

14 この法律において「所属保険会社」とは、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集を行ふ保険契約の保険者となるべき保険会社(外国保険会社等を含む。)をいう。

15 この法律において「保険仲立人」とは、保険契約の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のものを行う者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)をいう。

16 この法律において「保険募集」とは、保険契約の締結の代理又は媒介を行ふことをいう。

第一編 保険会社等

## 第一章 通則

(免許)

第三条 保険業は、大蔵大臣の免許を受けた者でなければ、行うことができない。

2 前項の免許は、生命保険業免許及び損害保険業免許の二種類とする。

3 生命保険業免許と損害保険業免許とは、同一の者が受けることはできない。

4 生命保険業免許は、第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

5 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険(次号に掲げる保険を除く。)

6 前項第二号に掲げる保険

7 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかつた疾病を直接受けを行ひ、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

8 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関する一定額の保険金を支払うこととを約し、保険料を收受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものと除く。)

9 一次に掲げる事由に關し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を收受する保険

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

二 イ又は口に掲げるものに類するものとして大蔵省令で定めるもの(人の死亡を除く。)

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに關し、治療(治療に類する行為として大蔵省令で定めるものと含む。)を受けたこと。

三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険で受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行つ事業に係る免許とする。

四 前一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険(次号に掲げる保険を除く。)

5 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

6 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかつた疾病を直接受けを行ひ、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

7 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険(次号に掲げる保険を除く。)

8 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関する一定額の保険金を支払うこととを約し、保険料を收受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものと除く。)

9 一次に掲げる事由に關し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険

ハ 傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡

二 イ又は口に掲げるものに類するものとして大蔵省令で定めるもの(人の死亡を除く。)

ホ イ、ロ又はニに掲げるものに關し、治療(治療に類する行為として大蔵省令で定めるものと含む。)を受けたこと。

三 次項第一号に掲げる保険のうち、再保険で受けを行い、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行つ事業に係る免許とする。

四 前一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険(次号に掲げる保険を除く。)

5 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。

6 前項第一号に掲げる保険のうち、人が外国への旅行のために住居を出発した後、住居に帰着するまでの間(以下この号において「海外旅行期間」という。)における当該人の死亡又は人が海外旅行期間中にかかつた疾病を直接受けを行ひ、又はこれに併せて第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

7 一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険(次号に掲げる保険を除く。)

8 人の生存又は死亡(当該人の余命が一定の期間以内であると医師により診断された身体の状態を含む。以下この項及び次項において同じ。)に関する一定額の保険金を支払うこととを約し、保険料を收受する保険(次号ハに掲げる死亡のみに係るものと除く。)

9 一次に掲げる事由に關し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を受ける保険

ハ 取締役及び監査役の氏名

二 受けようとする免許の種類

一 本店又は主たる事務所の所在地

三 前項の免許申請書には、次に掲げる書類その他の大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

四 保険料及び責任準備金の算出方法書

五 事業方法書

六 保証書

七 保証証券業務(契約上の債務又は法令上の義務の履行を保証することを約し、その対価を受けける業務のうち、保険理数に基づき、当該対価を決定し、準備金を積み立て、再保険による危険の分散を行うことその他保険に固有の方法を用いて行うものとし)による当該保証は、前項第一号に掲げる保険の引受けとみなし、当該保証に係る対価は、同号の保険に係る保険料とみなす。

八 免許申請手続

九 第四条 前条第一項の免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号又は名称

二 資本の額又は基金の総額

おそれのないものであること。

## 二 保険契約者等の権利義務その他の保険契約の内容が、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること。

本その他大蔵省令で定める基準

- 四 前条第二項第四号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものであること。

ロ 保険料に關し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ その他大蔵省令で定める基準

2 大蔵大臣は、前項に定める審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第三条第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。

(資本の額又は基金の総額)

第六条 保険会社は、資本の額又は基金(第五十一条の基金償却積立金を含む。)の総額が政令で定める額以上の株式会社又は相互会社でなければならぬ。

2 前項の政令で定める額は、十億円を下回ってはならない。

(商号又は名称)

第七条 保険会社は、その商号又は名称中に、生

命保険会社又は損害保険会社であることを示す文字として大蔵省令で定めるものを使用しなければならない。

2 保険会社でない者は、その商号又は名称中に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(取締役の兼職制限)

第八条 保険会社の常務に從事する取締役は、大蔵大臣の認可を受けた場合を除くほか、他の会社の常務に從事してはならない。

第二章 保険業を営む株式会社及び相互会社

## 第一節 保険業を営む株式会社の特例

### (株式申込証)

第九条 保険業を営む株式会社(以下この節において「会社」という。)の商法(明治三十二年法律第四十八号)第一百七十五条第一項(株式の申込みの方式)の株式申込証には、同条第二項各号

2 前項の規定は、会社の商法第二百八十九条ノ六(株式申込証の記載事項)に掲げる事項のほか、第百十三条规定の定款の定めをしたときは、その規定を記載しなければならない。

2 前項の規定は、会社の商法第二百八十九条ノ六(株式申込証)の株式申込証及び同法第二百八十九条ノ六ノ一(新株引受権証書)の新株引受権証書について準用する。

(設立の登記に係る登記事項)

第十条 会社の設立の登記には、商法百八十八条第二項各号(設立の登記の登記事項)に掲げる事項のほか、第百十三条规定の定款の定めをしたときは、その規定を登記しなければならない。

(株主名簿の閉鎖の期間等)

第十一条 会社は、商法第二百二十四条ノ三(第二項株主名簿の閉鎖期間)の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、毎決算期の翌日から四月を超えない期間、株主名簿の記載の変更を行わないことができる。

2 会社は、商法第二百二十四条ノ三第三項(基準日)(同法第二百二十条ノ七第二項(端株主)に

おいて準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、定時総会の会日前四月を超えない期間内の一定の日において株主名簿(端株主原簿を含む。)に記載されている株主(端株主を含む。)又は質権者をもつて、定期総会において議決権を行使し、又は配当を受けるべき者とみなすことができる。

(取締役の欠格事由等)

第十二条 会社に対する商法第二百五十四条ノ二(取締役の欠格事由)(同法第二百八十九条第一項(監査役)及び第四百三十条第二項(清算人)において準用する場合を含む。)の規定の適用につい

ては、同法第二百五十四条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「保険業法(平成七年法律第二号)」ととする。

四 会社に対する株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十

二号)以下「商法特例法」という。)第十三条第

四項(会計監査人の監査報告書)(商法特例法第十四条第四項(監査役会の監査報告書)及び第十

六条第三項(公告すべき貸借対照表の要旨)において準用する場合を含む。)、第二十一条の二(株主総会の招集通知への参考書類の添付)及び第二十二条の二(第五項(書面による議決権の行使)の規定の適用については、これらの規定中使)の規定の適用については、これら

の規定の適用については、これら

る。

### (株主の帳簿閲覧権の否認)

第十六条 商法第二百九十三条ノ六(株主の帳簿閲覧権)の規定は、会社の会計の帳簿及び書類については、適用しない。

四 前項の公告には、保険契約者(当該公告の時

において既に保険事故の発生その他の事由によ

り保険金請求権その他の政令で定める権利(以

下この条において「保険金請求権等」という。)

が生じている保険契約(当該保険金請求権等に

係る支払により消滅することとなるものに限

る。)に係る保険契約者を除く。第四項において同じ。)で異議のある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の

数が保険契約者の総数の五分の一を超えるか

つ、当該異議を述べた保険契約者の保険契約に

係る債権(保険金請求権等を除く。)の額に相

する金額として大蔵省令で定める金額が保険契

約者の当該金額の総額の五分の一を超えるとき

は、第一項の資本の減少の決議は、効力を有しない。

5 保険契約者その他の保険契約に係る権利を有す

る者は、当該権利(保険金請求権等を除く。)に

係る債権者であることによつては、商法第三百

七十六条第二項(資本の減少)において準用する

同法第二百条(債権者の異議)の異議を述べること

ができる。

6 会社の資本の減少は、大蔵大臣の認可を受け

なければならない、その効力を生じない。

7 前各項に定めるところにより行われた資本の

減少は、第四項の異議を述べた保険契約者及び

第二項に規定する保険契約者に係る保険契約に

係る権利(保険金請求権等を除く。)を有する者

についても、その効力を生ずる。  
会社の資本の減少による変更の登記の申請書には、商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十九号)第十八条、第十九条(申請書の添付書面)、第五号(株式会社の添付書面の通則)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)及び第八十七条(資本減少による変更の登記)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第一項の規定による公告をしたことを証する書面

第二項の異議を述べた保険契約者の数又はその者の第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えたことを証する書面

前各項に定めるものほか、第一項から第五項まで及び第七項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

## 第二節 相互会社

### 第一款 通則

(法人格)

第十八条 相互会社は、法人とする。

第十九条 相互会社の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(名称)  
第二十条 相互会社は、その名称中に相互会社といふ文字を用いなければならない。

(商法の準用)

第二十一条 商法第九条(登記手続の通則)、第十一条から第十五条まで(登記事項の公告)、登記及び公告の効力、支店における登記の効力、不実の登記の効果並びに変更又は消滅の登記及び第六十一条登記期間の起算点の規定は相互会社の登記について、同法第十九条、第二十条

(商号登記の効力)、第三十条及び第三十一条(商号の廃止及び商号登記の抹消請求)の規定は同法第二十二条(商業の主体を誤認させる商号の選定の禁止)の規定は相互会社の事業と誤認さ

れるべき商号又は名称の使用について、同法第二十三条(名板質)及び第二十四条(商号の譲渡)の規定は相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条まで(営業譲渡)の規定は相互会社が事業を譲渡し、又は事業若しくは営業を譲り受けた場合について、同法第三十二条から第三十六条まで(商業帳簿)の規定は相互会社の帳簿その他の書類について、同法第三十七条规定は相互会社のための取引の代理(代理商)の規定は相互会社のための取引の代理又は媒介をする者について、同法第五十五条、第五十八条及び第五十九条(権利能力の制限、解散命令及び解散命令請求者の担保提供)の規定は相互会社について、それこれら準用する。この場合において、同法第九条中「商業登記簿」とあるのは「相互保険会社登記簿」と、同法第十九条中「同一ノ営業ノ為ニ」とあるのは「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ」又は「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ商号又ハ名称トシテ」と、同法第二十条第一項中「同一又ハ類似ノ商号」とあるのは「同一又ハ類似ノ商号又ハ名称」と、同法第二項中「同一ノ営業ノ為ニ」とあるのは「同一ノ営業又ハ事業ノ為ニ」と、同法第四十一条第一項中「他ノ商人」とあるのは「他ノ商人若ハ相互会社(外国相互会社ヲ含ム)」と、同法第四十八条中「同種ノ営業ヲ目的トスル会社」とあるのは「同種ノ営業又ハ事業ヲ含ム」と読み替えるものとする。

2 商法第五百四条から第五百一十二条まで(商行為)の規定は相互会社の行う行為について、同法第五百二十四条から第五百二十九条まで(売買)の規定は相互会社が商人又は相互会社(外国相互会社を含む。)との間で行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十四条まで(交換計算)の規定は相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五

百四十六条から第五百五十条まで(仲立営業)の

規定は相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十二条から第五百五十七条まで(問屋営業)及び第五百九十三条(寄託)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。

### 第二款 設立

2 前条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項は、前条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項は、証人の氏名

2 前項の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

2 前項の定款には、次に署名しなければならない。

住所を記載し、これに署名しなければならない。

2 発起人は、次に掲げる事項を記載した基金提出申込証を作成しなければならない。

2 定款の認証の年月日及びその認証をした公証人の氏名

2 前条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項は、前条第二項各号及び第三項各号に掲げる事項は、証人の氏名

2 前項の定款には、次に署名しなければならない。



訟及び第百九十八条(擬似発起人の責任)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同法第九十九条第一項第一項中「第百六十八条规定第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「保険業法第二十二条第三項第二号」と、同条第二項中「第百六十八条第一項第五号又ハ第六号」とあるのは、「保険業法第二十二条第三項第一号」と、同法第三項第一号とあるのは、「現物出資者及譲渡人」とあるのは、「譲渡人」と、同法第九十五条第一項中「第百七十三条ノ二又ハ第八十四条第一項及第二項」とあるのは、「保険業法第二十六条第四項ニテ準用スル第八十四条第一項及第二項」と、同法第一百九十六条中「第二百六十六条第五項」とあるのは、「保険業法第五十一条第二項ニテ準用スル第二百六十六条第五項」と、同法第一百九十八条中「株式申込証、目論見書」とあるのは、「基金拠出申込証、入社申込証」と、「株式募集」とあるのは、「基金又ハ社員ノ募集」と読み替えるものとする。

第三款 社員の権利義務  
(社員の責任)  
第三十一條 社員の責任は、保険料を限度とする。

(通知及び催告)

第三十二条 相互会社への入社の申込みをした者

又は社員に対する通知又は催告は、その者が發

起人又は相互会社に通知した住所にあててすれば足りる。ただし、保険関係に属する事項の通

知又は催告については、この限りでない。

2 商法第二百二十四条第二項(通知及び催告の到達時)の規定は、前項本文の通知又は催告について準用する。

(基準日)

第三十三条 相互会社は、社員として権利を行使すべき者を定めるため、その権利を行使すべき

日の前四月以内の一定の日における社員をもつて、その権利行使すべき社員とみなすことができる。

2 相互会社は、前項の一定の日を定めた場合に

は、その日をその二週間前に公告しなければならない。ただし、定款でその日を指定した場合は、この限りでない。

3 第一項に規定する権利には、この法律に別段の定めがあるもの及び剩余金の分配を受ける権利その他の法令で定める権利を含まないものとする。

(退社事由)

第三十四条 社員は、次に掲げる事由により退社する。

一 保険関係の消滅

二 定款で定める事由の発生

2 商法第一百六十二条第一項及び第二項(有限責任社員の死亡)の規定は、相互会社の社員が死亡した場合(当該死亡が前項各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合を除く。)について準用する。

(私戻請求権)

第三十五条 退社員は、定款又は保険約款の定めによることにより、その権利に属する金額の払戻しを請求することができる。ただし、その者に代わって社員となる者がある場合は、この限りでない。

(時効)

第三十六条 前条の払戻しを請求する権利は、二年間行わないときは、時効によつて消滅する。

第四款 機関

第一目 社員総会

(議決権)

第三十七条 社員は、社員総会において、各々一個の議決権を有する。

(提案権)

第三十八条 杜員総数の千分の一以上に相当する数の杜員又は千名以上の杜員で六月前から引き続いて杜員である者は、取締役に対し、会日から六週間前に書面をもつて、一定の事項を杜員総会の会議の目的とすることを請求することができる。

(社員総会招集請求権)

第三十九条 杜員総数の千分の三以上に相当する数の杜員又は三千名以上の杜員で六月前から引き続いて杜員である者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、杜員総会の招集を請求することができ

る。

2 商法第二百三十七条第一項及び第三項(少数株主による総会の招集)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保険業法第三十九条第一項又ハ前項」と読み替えるものとする。

(社員総会検査役選任請求権)

第四十条 杜員総数の千分の一以上に相当する数の杜員又は千名以上の杜員で六月前から引き続いて杜員である者は、杜員総会の招集の手続及びその決議の方法を調査させるため、杜員総会に先立つて検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 商法第二百三十七条ノ二第二項及び第三項(総会検査役選任の請求)の規定は、前項の場合について準用する。

(商法等の準用)

2 商法第二百三十七条ノ二第二項及び第三項(総会検査役選任の請求)の規定は、前項の場合について準用する。

2 商法第二百三十七条ノ二第二項及び第三項(総会検査役選任の請求)の規定は、前項の場合について準用する。

(総代会の設置及び総代の任期等)

第四十二条 相互会社は、定款で定めるところにより、杜員総会に代わるべき機関として、杜員のうちから選出された総代により構成される機関(以下「総代会」といふ。)を設けることとする。

2 前項の定款には、総代の定数、任期、選出の方法その他の大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 総代の任期は、四年を超えることはできない。

(総代の議決権)

第四十三条 総代は、総代会において、各々一個の議決権を有する。

## (総代会の決議の方法等)

第四十四条 総代会の議事は、この法律又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代の半数以上が出席し、出席した者の議決権の過半数で決する。ただし、総代会に出席を必要とする総代の数は、定款の定めによつても総代の総数の三分の一未満とすることはできない。

2 総代は、定款に定めがある場合には、代理人をもつてその議決権行使することができる。

この場合において、代理人は、一人に限るものとし、かつ、その代理権を証する書面を相互会社に提出しなければならない。

3 前項の代理人となることができる者は、他の総代に限る。

総代は、定款に定めがある場合には、代理人をもつてその議決権行使することができる。

した書面を取締役に提出して、総代会の招集を請求することができる。

2 商法第二百三十七条第一項及び第三項(少數株主による招集の請求)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保険業法第四十六条第一項又ハ前項」と読み替えるものとする。

(総代会検査役選任請求権)

第四十七条 社員総数の千分の一以上に相当する数の社員若しくは十名以上の社員で六月前から引続きいて社員である者又は三名以上の総代は、総代会の招集の手続及びその決議の方法を調査させるため、総代会に先立つて検査役の選任を裁判所に請求することができる。

2 商法第二百三十七条ノ一第一項及び第三項(総会検査役選任の請求)の規定は、前項の場合について準用する。

(総代会における参考書類送付)

第四十八条 相互会社は、総代会の招集の通知には、議決権の行使について参考となるべき事項として大蔵省令で定めるものを記載した書類を添付しなければならない。

(商法の適用)

第四十九条 商法第二百三十条ノ十(株主総会の権限)、第二百三十二条(招集の決定)、第二百三十二条第一項及び第二項(招集の通知)、第二百三十三条(招集地)、第二百三十四条第一項(定期総会の招集)、第二百三十五条(臨時総会の招集)、第二百三十七条ノ三から第二百三十八条まで(取締役及び監査役の説明義務、議長並びに検査役の選任)、第二百四十三条(延期及び続行の決議)、第二百四十四条(議事録)、第二百四十五条(第一項第一号を除く)。(營業の譲渡及び譲受け)並びに第二百四十六条から第二百五十二条まで(事後設立、決議取消しの訴え並びに決議不存在及び無効確認の訴え)の規定は、相互会社の総代会について準用する。この場合において、同法第二百三十七条ノ三第一項

中「株主共同」とあるのは、「社員共同」と、同法第二百四十五条第一項中「第三百四十三条ニ定ムル決議」とあるのは、「総代会が設ケラレタル場合ニ於テハ保険業法第六十二条第二項ニ定ムル総代会ノ決議」と、「他人会社ノ営業」とあるのは、「他人ノ相互会社又ハ会社ノ事業又ハ営業」と、同法第二百四十六条第一項中「資本」とあるのは、「基金(保険業法第五十六条ノ基金償却積立金ヲ含ム)ノ総額」と、同法第二百四十七条第一項中「於テハ株主」とあるのは、「於テハ社員」と、同項第三号中「株主」とあるのは、「総代」と、同法第二百四十九条中「株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。

(社員総会招集請求権)

第五十条 第四十二条第一項の規定により総代会が設けられている場合においても、社員総数の千分の五以上に相当する数の社員で六月前から引続きいて社員である者は、総代会の廃止又は更を会議の目的として、当該会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を取締役に提出して、社員総会の招集を請求することができる。

(商法第二百三十七条第二項及び第三項(少數株主による招集の請求)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保険業法第五十条第一項又ハ前項」と読み替えるものとする。

(商法第二百三十七条第二項及び第三項(少數株主による招集の請求)の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「保険業法第五十条第一項又ハ前項」とあるのは、「定期社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定期総会)」と、同法第二百五十六条ノ二中「ニ付テハ総会ニ」とあるのは、「ヲ社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ株式」とあるのは、「社員」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは、「社員総数」と、同法第二百五十七条第一項中「株主総会」とあるのは、「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会以下本款ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「第三百四十三条」とあるのは、「保険業法第六十二条第二項」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは、「社員総会」と、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員

ているときは、総代会において選任する。

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二から第二百五十六条ノ二まで(取締役の欠格事由、義務、員数及び任期並びに選任決議の定足数)、第二百五十七条(解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、第二百六十四条から第二百六十九条まで(競業避止義務、取締役会社間の取引、取締役の責任等、取締役の責任を追及する訴え及び報酬)、第二百七十二条(株主の差止請求権)の規定は相互会社の取締役について、同法第二百五十九条から第二百六十条ノ四まで(取締役会の招集者、招集の通知、招集手続の省略、権限及び決議の方法、監査役の取締役会出席権等並びに議事録)の規定は相互会社の取締役会について、同法第二百六十二条(会社代表)及び第二百六十二条(表見代表取締役の行為についての責任)の規定は相互会社について、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百五十四条ノ三中「総会」とあるのは、「社員総会又ハ総代会」と、同法第二百五十六条第三項中「定期総会」とあるのは、「定期社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定期総会)」と、同法第二百五十六条ノ二中「ニ付テハ総会ニ」とあるのは、「ヲ社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ株式」とあるのは、「社員」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは、「社員総数」と、同法第二百五十七条第一項中「株主総会」とあるのは、「社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代会以下本款ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「第三百四十三条」とあるのは、「保険業法第六十二条第二項」と、同条第三項中「株主総会」とあるのは、「社員総会」と、「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ當ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以上又ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員

デアル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代)と、同法第二百六十六条第一項中「配当又ハ分配」とあるのは、「支払又ハ償却若ハ分配」と、同項第一号中「第二百九条第一項」とあるのは、「保険業法第五十五条第一項又ハ第二項」と、「利益ノ配当」とあるのは、「基金利息ノ支払又ハ基金ノ償却若ハ剩余金ノ分配」。

三項ノ規定ニ違反スル金銭ノ分配ヲ為シタル」とあるのは、「社員総会ニ提出シタル」と、同項

第二号中「第二百九十四条ノ第一項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百九十四条ノ第二項」と、同条第五項

中「総株主」とあるのは、「総社員」と、同条第六項中「発行済株式ノ総数」とあるのは、「社員

総数(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ総代ノ総

数)」と、「株主総会」とあるのは、「社員総会」と、同法第二百六十六条第一項中「株式申込証、新株引受権証書」とあるのは、「基金提出申込証」と、「第二百八十二条第一項」とあるのは、「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十二条第一項」と、同法第二百六十六

七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは、「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百六十九条中「株主総会」とあるのは、「社員総会」と、同法第二百六十九条中「親会社若ハ子会社」とあるのは、「子会社(相互会社ガ株式会社ノ発行済株式ノ総数過半数ニ當ル株式又ハ有限会社ノ資本ノ過半ニ當ル出資口数ヲ有スル場合ニ於ケル當該株式会社又ハ有限会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

第五十二条 取締役は、定款を各事務所に、社員の名簿及び社債原簿を主たる事務所に備え置か

なければならぬ。この場合において、社債原簿の名義書換代理人を置いたときは、社債原簿又はその複本を名義書換代理人の営業所にそれぞれ備え置くことができる。

2 前項の社員の名簿の記載事項その他社員の名簿に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

3 商法第二百六十三条第二項(定款等の閱覧等)の規定は、第一項の書類について準用する。

第四目 監査役

(監査役)

第五十三条 監査役は、社員総会(総代会)において選任する。

2 商法第二百五十四条第三項(会社との関係)、第二百五十四条ノ二(次格事由)、第二百五十六

条ノ二(選任決議の定足数)、第二百五十七条

(解任)、第二百五十八条(欠員の場合の処置)、

第二百五十六条第五項(会社に対する責任の免除)、第二百六十六条ノ三第一項(第三者に対する責任)、第二百六十七条から第二百六十八条

ノ三まで(取締役の責任を追及する訴え)、第二百七十三条から第二百七十九条ノ二まで(監査役)及び第二百八十一条第二項(監査報告書の虚偽記載)の規定は、相互会社の監査役について準用する。この場合において、同法第二百五十四

条ノ二第三号中「本法」とあるのは、「保険業法、本法」と、同法第二百五十六条ノ二中「二付テハ總会ニ」とあるのは、「ヲ社員総会ニ於テ行フ場合ニ於テハ」と、「株主ノ有スベキ株式」とあるのは、「社員」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは、「社員総数」と、同法第二百五十七条第一項中「株主総会」とあるのは、「社員総会」と、「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」とあるのは、「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは、「子会社(相互会社ガ株式会社ノ発行済株式ノ総数過半数ニ當ル株式又ハ有限会社ノ資本ノ過半ニ當ル出資口数ヲ有スル場合ニ於ケル當該株式会社又ハ有限会社ヲ謂フ)」と読み替えるものとする。

第五款 計算

(損失てん補準備金)

第五十四条 相互会社は、基金(第五十六条の基

金償却積立金を含む)の総額(定款でこれを上

回る額を定めたときは、その額)に達するまで

は、毎決算期に剩余金の処分として支出する金

額(第五十八条第一項の準備金のうち大蔵省令

で定めるものに積み立てる金額を含む)の千分

の三以上を、損失てん補準備金として積み立てなければならない。

(基金利息の支払等の制限)

第五十五条 基金利息の支払は、貸借対照表上の

純資産額から次に掲げる金額の合計額を控除し

た額を限度として行うことができる。

一 基金の総額

2 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立

金の額(第五十七条第一項の規定により取り

キ社員デアル者(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引続キ社員デアル者又ハ九名以上ノ総代)と、同法第二百六十六条第五

項中「総株主」とあるのは、「総社員」と、同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」とあるのは、「六月前ヨリ引続キ社員デアル者」と、同法第二百六十七条第一項中「定時総会」とあるのは、「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ、定時総代会次項ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「定時総会」とあるのは、「定時社員総会」と、同法第二百七

四条ノ三第一項中「親会社ノ監査役」とあるのは、「監査役」と、「子会社」とあるのは、「子会社(保険業法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十条ノ四第五項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下本款ニ於テ同ジ)」と、同条第二項中「親会社ノ監査役」とあるのは、「監査役」と、同法第二百七十五条、第二百七十五条ノ三及び第二百七十九条第一項中「株主総会」とあり、並びに同条第二項中「総会」とあるのは、「社員総会」と読み替えるものとする。

三 前項の基金利息の支払額

四 その決算期に積み立てることを要する損失

てん補準備金の額

五 第五十九条第一項において準用する商法第

二百八十六条ノ三(試験研究費及び開発費の

繰延べ)の規定により貸借対照表の資産の部

に計上した金額

三 前二項の規定に違反して、基金利息の支払又

は基金の償却若しくは剩余金の分配を行つたと

きは、当該相互会社の債権者は、これを返還さ

せることができる。

四 崩した基金償却積立金の額があるときは、そ

の合計額を含む。次項において同じ。)

2 基金の償却又は剩余金の分配は、貸借対照表

上の純資産額から次に掲げる金額の合計額を控

除した額を限度として行うことができる。ただ

し、第百十三条第一項前段の規定により貸借対

照表の資産の部に計上した額の全額を償却した

後でなければ、これを行ふことができない。

一 基金の総額

二 損失てん補準備金及び次条の基金償却積立

金の額(第五十七条第一項の規定により取り

り)

2 相互会社は、その定款において第二十二条规定

第一類第五号





ばならない。

べき場合)並びに第百四十条(裁判の勝本の添付)の規定は、相互会社について準用する。こ

の場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(商法中改正法律施行法等の準用)

第六十七条 商法中改正法律施行法第五条(特別区等)及び第十七条(公告の方法)の規定は、相

互会社について準用する。

2 商法中署名すべき場合に関する法律(明治三十三年法律第十七号)の規定は、相互会社について準用する。

### 第三節 組織変更

#### 第一款 株式会社から相互会社への組合

##### 組織変更

###### (組織変更)

第六十八条 保険業を営む株式会社は、その組織を変更して相互会社とすることができる。

2 前項の組織変更(以下この款において「組織変更」という。)をする場合には、組織変更後の相互会社の基金の総額を第六条第一項の政令で定める額とするため、基金を募集しなければならない。

3 前項に規定する基金の総額の全部又は一部は、組織変更時において準備金を積み立てるごとに、これに代えることができる。この場合においては、当該積み立てる額については、同項の基金の募集は、することを要しない。

4 前項の準備金は、基金償却積立金とみなして、この法律(第五十六条を除く。)の規定を適用する。

5 組織変更をする場合には、第三項の準備金のほか、損失てん補準備金を積み立てることができる。

(組織変更計画書の承認)

第六十九条 株式会社は、組織変更をするには、組織変更計画書を作成して、株主総会の決議により、その承認を受けなければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条定款に規定する決議の方法)に定める決議によらなければならぬ。

と、「資本の減少」とあるのは「第六十八条第一項の組織変更」と、同条第九項中「前各項に定めるものほか、第一項」とあるのは「第七項」と、第七項とあるのは「第七項に定めるもののほか、これら」と読み替えるものとする。

3 株式会社は、第一項の決議を行ふ場合には、商法第二百三十二条第一項(招集の通知)の規定による通知において、組織変更計画書の要領を示さなければならない。

4 株式会社は、組織変更計画書において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

###### 一 組織変更後の相互会社の基金の総額

###### 二 前条第三項の準備金及び同条第五項の損失

###### 三 株主に対する補償に関する事項

###### 四 組織変更後における保険契約者の権利に関する事項

###### 五 組織変更をする時期その他大蔵省令で定める事項

1 第一項の決議は、転換社債を発行している場合においては転換の請求をすることができる期間が経過した日以後、新株引受権付社債を発行している場合においては新株の引受権を行使することができる期間が経過した日以後でなければ、することができる。

###### (組織変更決議の公告等及び異議申立て)

第六十条 株式会社が組織変更の決議を行つたときは、当該決議の日から一週間以内に、決議の内容及び貸借対照表を公告し、かつ、株主及び株主名簿に記載のある質権者に對して、決議の内容を各別に通知しなければならない。

###### (組織変更手続中の契約)

第六十一条 株式会社が、前条第一項の公告をした日の翌日以後保険契約を締結しようとするときは、保険契約者になろうとする者に対しても、組織変更の手続中である旨を通知し、その承諾を得なければならない。

###### (取締役の報告)

第六十二条 第七十二条第一項において準用する第七十七条第二項から第五項まで、第七項及び第九項並びに商法第一百条(債権者の異議の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第十七条第二項中「前項」とあるのは「第七十条第一項」と、同条第四項中「第一項の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第二項(資本の減少)において準用する同法」とあるのは「第七十条第二項において準用する商法」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第七十条第一項及び同条第二項において準用する第二項から第五項まで」

集しなければならない。

###### (決議の方針等)

第七十三条 保険契約者は、保険契約者総会において、各々一個の議決権を有する。

2 保険契約者総会の決議は、保険契約者の半数以上が出席し、その議決権の四分の三以上の多数により行う。

3 商法第二百八十条第三項(創立総会)及び第二百三十八条(検査役の選任)の規定は、保険契約者総会について準用する。この場合において、同法第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項及び第二百四十五条ノ一規定期と読み替えるものとする。

4 商法第二百二十四条第一項及び第二百四十七条とあるのは「及第二百四十七条」と、「及第二百四十五条ノ一規定期」とあるのは「ノ規定」と読み替えるものとする。

5 商法第三百七十六条第三項(資本減少の場合における社債権者の異議)の規定は、社債権者が第二項において準用する同法第一百条の異議を述べようとする場合について準用する。

6 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

7 商法第二百二十四条第一項及び第二百四十七条とあるのは「及第二百四十七条」と、「及第二百四十五条ノ一規定期」とあるのは「ノ規定」と読み替えるものとする。

8 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

9 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

10 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

11 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

12 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

13 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

14 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

15 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

16 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

17 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

18 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

19 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

20 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

21 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

22 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

23 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

24 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

25 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

26 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

27 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

28 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

29 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

30 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

31 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

32 又は催告の規定は、前項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十二条第一項(招集の通知)の通知について準用する。この場合において、同法第二百二十一条第一項中「株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者」とあるのは「其ノ者」と読み替えるものとする。

規定を準用する。

4 前項の株主総会の同意が得られなかつた場合は、第六十九条第一項の承認の決議は、その効力を失う。

5 商法第一百八十七条第二項(招集の通知に記載のない事項の決議)の規定は、第一項の決議について準用する。

(保険契約者総代会)

第七十六条 株式会社は、第六十九条第一項の決議により、保険契約者総代会に代わるべき機関として、保険契約者のうちから選出された総代により構成される機関(以下「保険契約者総代会」という。)を置くことができる。

2 前項の決議においては、総代の定数、選出の方法その他の大蔵省令で定める事項を定めなければならない。

3 株式会社は、第一項の決議の日から二週間以内に、その決議の内容を公告しなければならない。

4 第十七条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第七十条第三項」と、同条第四項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは、「第七十六条第一項の保険契約者総代会を置く旨の決議」と読み替えるものとする。

5 第四十四条第二項から第四項まで及び第七十二条から前条までの規定は、保険契約者総代会について準用する。この場合において、第四十二条第二項中「定款」とあるのは、「第七十六条第一項の決議」と、第七十三条第三項において準用する商法第一百八十三条第三項中「第二百三十七条ノ四、第二百三十九条第二項第四項乃至第六項」とあるのは、「二百三十七ノ四」と読み替えるものとする。

(組織変更における基金の募集)

第六十七条 株式会社の取締役は、組合会員又はその要する額について保険契約者総代会は、その要する額について保険契約者総代会又は、

保険契約者総代会が終結した後第七十五条第三項の場合にあつては、同項の株主総会の同意が得られた後、遅滞なく、その募集をしなければならない。

2 前項の場合において、株式会社の取締役は、次に掲げる事項を記載した基金拠出申込証を作成しなければならない。

1 第二十二条第二項第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

2 基金の拠出に係る払込みを取り扱う銀行又は信託会社

3 第二十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の募集に係る基金の拠出について準用する。この場合において、同条第四項において準用する商法第一百七十五条第四項中「第二十三条第二項第三号」とあるのは、「第七十七条第二項第一号」と、第二十三条第四項において準用する同法第一百九十二条第一項及び第二項中「発起人及会社成立當時ノ取締役」とあるのは、「株式会社ノ取締役及組織変更當時ノ相互会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

(基金の募集後の保険契約者総代会)

第七十八条 前条第一項の場合において、株式会社の取締役は、同項の募集に係る基金の総額の払込みがあつた後、遅滞なく、第二回の保険契約者総代会又は保険契約者総代会を招集しなければならない。

2 相互会社の取締役及び監査役となるべき者は、前条第一項の募集に係る基金の総額についてその受け及び払込みがあつたかどうかを調査し、前項の保険契約者総代会又は保険契約者総代会に報告しなければならない。

3 商法第一百八十四条第三項(検査役の選任)の規定は、第一項の保険契約者総代会又は保険契約者総代会について準用する。この場合において、同条第三項中「発起人」とあるのは、「株式会社ノ取締役」と読み替えるものとする。

(組織変更の認可)

第七十九条 組合会員は、大蔵大臣の認可を受け

なければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつた場合には、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

1 組合会員の業務を健全かつ効率的に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

2 組合会員により、保険契約者の有する権利が害されるおそれがないこと。

3 前二号に掲げるもののほか、組合会員により、保険会社の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更による入社)

第八十条 株式会社の保険契約者は、組合会員により、組合会員の業務の健全な運営に支障を生ずるおそれがないこと。

(組織変更による公告)

第八十一条 組合会員は、組合会員の後遅滞なく、組合会員が行われたことを公

告しなければならない。第七十条第一項の公告をした株式会社が組合会員を行わないこととなつたときも、同様とする。

(旧株式に関する質権)

第八十二条 商法第二百八条(質権の効力)並びに第二百九条第一項及び第二項(株式の登録質)の規定は、組合会員の場合について準用する。

(登記)

第八十三条 株式会社が組合会員を行つたときは、組合会員の日から本店又は主たる事務所の所在地においては二週間以内に、支店又は從たる事務所の所在地においては三週間以内に、組合会員に報告しなければならない。

4 商業登記法第七十七条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更無効の訴え)

第八十四条 組合会員の無効は、主たる事務所の所在地において組合会員の日から六月以内に、組合会員に報告しなければならない。

5 基金の募集をしたときは、基金の拠出に係る払込みを取り扱う銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

6 通記の申請書には、第六十五条において準用する商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第七十九条株式会社の添付書面の添付規則に定める書類のほか、次に掲げる書類を

添付しなければならない。

1 組合会員変更計画書

2 定款

3 第七十条第一項の公告をしたことを証する書面

4 株主総会及び保険契約者総代会(保険契約者総代会を設けたときは、保険契約者総代会)の議事録

5 第七十条第二項において準用する第七十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第七十条第二項において準用する第十七条第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えたことを証する書面

6 第七十条第一項において準用する商法第二百九条(債権者の異議)の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、又は信託したことを証する書面

7 相互会社の取締役、代表取締役及び監査役が就任を承諾したことを証する書面

8 基金の募集をしたときは、基金の拠出の申込み及び引受けを証する書面

9 基金の募集をしたときは、基金の拠出に係る払込みを取り扱った銀行又は信託会社の払込金の保管に関する証明書

10 商業登記法第七十七条及び第七十三条(組織変更の登記)の規定は、第一項の場合について準用する。

(組織変更無効の訴え)

11 第八十四条の規定は、主たる事務所の所在地において組合会員の日から六月以内に、組合会員に報告しなければならない。

12 訴えをもつてのみ主張することができる。

13 商法第八十八条(管轄裁判所)、第一百五条第二項から第四項まで、第一百六条、第一百八条、第一百九条(合併無効の訴え)、第二百四十九条(担保の提供)及び第四百五十五条(提起権者並びに非訟事件手続法第一百二十五条ノ六(設立無効の登記)及び第一百四十条(裁判の勝本の添付)の規定

は前項の訴えについて、商法第二百八十一条ノ十  
七第一項及び第二百八十九条ノ十八第一項(新株  
発行の無効の訴え)の規定は第七十七条第一項  
の基金の募集をした場合について、それぞれ準  
用する。

### 第二款 相互会社から株式会社への組織変更

#### (組織変更)

第八十五条 相互会社は、その組織を変更して保  
険業を営む株式会社とすることができる。

#### (組織変更計画書の承認)

第八十六条 相互会社は、前条の組織変更(以下  
この款において「組織変更」という。)をするに  
は、組織変更計画書を作成して、社員総会(總  
代会を設けているときは、總代会。次項におい  
て同じ。)の決議により、その承認を受けなけれ  
ばならない。

2 前項の社員総会においては、その決議によ  
り、定款その他株式会社の組織に必要な事項を  
定めるとともに、組織変更後の株式会社の取締  
役及び監査役となるべき者を選任しなければな  
らない。

3 前二項の場合には、第六十二条第二項に定め  
る決議によらなければならない。

4 相互会社は、第一項の決議を行う場合には、  
第四十一条又は第四十九条において準用する商  
法第二百三十二条第一項(招集の通知)の規定に  
よる通知において、組織変更計画書の要領、組  
織変更後の株式会社の定款及び第二項に規定す  
る者の選任に関する議案の要領を示さなければな  
らない。

5 相互会社は、組織変更計画書において、次に  
掲げる事項を記載しなければならない。  
一 組织変更後に発行する株式の資本の額  
二 組织変更後に発行する株式の総数及び額面  
三 組织変更に際して発行する株式の総数及び  
額面又は無額面の別  
四 社員に対する株式の割当てに関する事項

#### 五 組织変更後における保険契約者の権利に関 する事項

#### 六 組织変更剩余金額に関する事項

#### 七 組织変更をする時期その他大蔵省令で定め る事項

#### (組織変更決議の公告)

第八十七条 相互会社が、組織変更の決議を行つ  
たときは、当該決議の日から一週間以内に、決  
議の内容及び貸借対照表を公告しなければなら  
ない。

#### 第二款 第七十一条第二項から第五項まで及び第七十一 条第一項の規定は、前項の場合について準用す る。この場合において、第七十条第二項中「第 七十一条第一項」とあるのは、「第八十七条第一 項」と「第六十九条第一項」とあるのは、「第一 八十六条第一項」と、「第七十条第二項」とあ るのは、「第八十七条第二項において準用する第 七十条第二項」と、「同条第二項」とあるのは 「同条第二項において準用する第七十条第二項」 と、「第六十八条第一項」とあるのは、「第一 五条」と、「第七十一条第一項中「通知」と、その 承諾を得なければならない」とあるのは、「通知 しなければならない」と読み替えるものとす る。

#### 第三款 第八十七条第一項及び第二項(一株に 満たない端数に関する処置)並びに非訟事件手 続法第二百二十六条第一項(管轄裁判所)及び第二 三十二条ノ三(端株の任意売却許可の申請)の規 定は、前二項の場合について準用する。

#### 第四款 第二項の規定により社員に割り当たった株式を 発行する場合には、当該株式を商法第二百六十六 条第一項第六号、第二項及び第三項(定款の記 載事項)に規定する会社の設立に際して発行す る株式とみなす。

#### 第五款 商法第二百十八条第二項(株式分割)の規定 は、組織変更の場合について準用する。

#### 第六款 前各項に定めるもののほか、組織変更の場合 における株式の割当てに関する必要な事項は、政 令で定める。

#### 第七款 商法第二百八十一条ノ十(組織変更の決議の記 載事項)に規定する会員の割り当てに際して発行す る株式とみなす。

#### 第八款 第二項の規定は、組織変更の決議の記 載事項に規定する会員の割り当てに際して発行す る株式とみなす。

#### 第九款 新会社の資本及び取締役のてん補責任

#### 第十款 組织変更後の株式会社の資本の額は、 組織変更時に組織変更前の相互会社に現に存す る純資産額を上回ることができない。

#### 第十一款 前項の場合において、組織変更時ににおける組 織変更後の株式会社に現に存する純資産額が資 本の額に不足するときは、組織変更の決議の当 時の相互会社の取締役は、組織変更後の株式会 社に対し連帯してその不足額を支払う義務を負 う。

#### (基金の償却)

#### 第十二款 相互会社は、償却を終わっていない 基金があるときは、組織変更の日までに、組織 変更計画書の定めるところに従い、基金の全額 を償却しなければならない。

#### 第十三款 第五十六条の規定は、前項の場合には、適用 しない。

#### (社員への株式の割当て)

#### 第十四款 第八十九条 相互会社の社員は、組織変更計画書 の定めるところにより、組織変更後の株式会社 の株式の割当てを受けるものとする。

#### 第十五款 前項の株式の割当ては、社員の寄与分(社員 の支払った保険料及び当該保険料として収受し た金銭を運用することによって得られた収益の うち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、 の準備金の積立て)の規定は、前項の残額につ いて準用する。この場合において、同条第三項 中「合併ニ因リ消滅シタル会社ノ利益準備金」 とあるのは、「組織変更前ノ相互会社ノ損失填補 準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは 「其ノ損失填補準備金」と読み替えるものとす る。

事業費の支出その他の支出に充てられていない  
ものから当該社員に対する保険契約上の債務を  
履行するためには確保すべき資産の額を控除した  
残額に相当するものとして大蔵省令で定めると  
ころにより計算した金額をいう。に応じて、し  
なければならない。

### 変更により組織変更後の株式会社の株主となる。

2 前項の場合においては、当該組織変更の日を商法第二百二十五条第二号(株券の記載事項)に掲げる日とみなし、当該組織変更を同法第二百二十六条(株券発行の時期)に規定する会社の成立とみなして、これらの規定を適用する。

### (登記)

第九十五条 相互会社が組織変更を行ったときは、組織変更の日から主たる事務所及び本店の所在地においては二週間以内に、従たる事務所及び支店の所在地においては三週間以内に、組織変更前の相互会社については解散の登記を、組織変更後の株式会社については設立の登記をしなければならない。

2 前項の規定による設立の登記の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第七十九条 株式会社の添付書面の通則に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

### 一 組織変更計画書

### 二 定款

三 相互会社の社員総会又は総代会の議事録

四 第八十七条第一項の公告をしたことを証する書面

五 第八十七条第二項において準用する第七十一条第二項において準用する第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第八十七条第二項において準用する第七十条第二項において準用する第十七条第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えたことを証する書面

六 第八十七条第二項において準用する第七十二条第二項において準用する第十七条(債権者の異議)の規定による公告及び通知をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、又は信託したこととを証する書面

七 組織変更時に組織変更前の相互会社に現に

### 存する純資産額を証する書面

### 八 株式会社の取締役、代表取締役及び監査役

が就任を承諾したこととを証する書面

九 名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これらの者のとの契約を証する書面

三 商業登記法第七十一条及び第七十三条組織変更の登記の規定は、第一項の場合について準用する。

(株式会社から相互会社への組織変更の規定の準用)

第九十六条 第八十二条及び第八十四条の規定は、相互会社から株式会社への組織変更について準用する。この場合において、同条第二項中「第百九条」とあるのは「から第百十条まで」と、「前項の訴えについて、商法第二百八十一条ノ十七第一項及び第二百八十一条ノ十八第一項(新株発行の無効の訴え)の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について、それぞれ」とあるのは「前項の訴えについて」と読み替えるものとする。

### 第三章 業務

#### (業務の範囲)

第九十七条 保険会社は、第三条第一項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができ

る。

五 第八十七条第二項において準用する第七十一条第二項において準用する第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第八十七条第二項において準用する第七十条第二項において準用する第十七条第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えたことを証する書面

六 第八十七条第二項において準用する第七十二条第二項において準用する第十七条(債権者の異議)の規定による公告及び通知をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、又は信託したこととを証する書面

七 組織変更時に組織変更前の相互会社に現に

### 三 国債、地方債若しくは政府保証債(以下この号において「国債等」という。)の引受け(売出しの目的をもつてするものを除く。)又は当該引受けに係る国債等の募集の取扱い

令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡(資産の運用として行うものを除く。)

四 金銭債権(譲渡性預金証書その他の大蔵省

令で定める証書をもつて表示されるものを含む。)の取得又は譲渡(資産の運用として行うものを除く。)

五 有価証券(前号に規定する証書をもつて表

示される金銭債権に該当するものを除く。)の

私募の取扱い

2 保険会社は、前項第一号に掲げる業務を行おうとするときは、その内容を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項第三号の「政府保証債」とは、政府が

ノ十七第一項及び第二百八十一条ノ十八第一項(新株発行の無効の訴え)の規定は第七十七条第一項の基金の募集をした場合について、それぞれ」とあるのは「前項の訴えについて」と読み替えるものとする。

### 第三章 業務

#### (業務の範囲)

第九十七条 保険会社は、第三条第一項の免許の種類に従い、保険の引受けを行うことができ

る。

五 第八十七条第二項において準用する第七十一条第二項において準用する第十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者の数又はその者の第八十七条第二項において準用する第七十条第二項において準用する第十七条第四項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えたことを証する書面

六 第八十七条第二項において準用する第七十二条第二項において準用する第十七条(債権者の異議)の規定による公告及び通知をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、又は信託したこととを証する書面

七 組織変更時に組織変更前の相互会社に現に

### 理の受託

### 二 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)により行う担保付社債に関する信託

業務

生命保険会社は、前二条の規定により行う業務のほか、第九十七条の業務の遂行を妨げない限度において、信託業法の規定にかかるらず、

その支払う保険金について、信託の引受けを行いう業務(以下「保険金信託業務」という。)を行いうことができる。

3 生命保険会社が第一項の規定により同項に規定する業務を行おうとする場合には、当該保険会社は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

4 保険会社が第一項の規定により同項各号に規定する業務を行おうとする場合には、当該保険会社が第一項各号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

5 保険会社は、第二項の規定により同項各号に掲げる業務を行おうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

6 保険会社は、第二項各号に掲げる業務に関しては、商法、担保附社債信託法その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、銀行(相互会社にあっては、これららの法令に規定する会社又は銀行)とみなす。この場合においては、信託業法第三条第二項ただし書(商号)の規定は、適用しない。

7 生命保険会社が保険金信託業務を行おうとする場合には、当該生命保険会社は、その方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の方法を変更しようとするときも、同様とする。

8 信託業法第七条から第十条まで(国債の供託、優先弁済、損失の補てん等及び固有財産との区分)の規定は、生命保険会社が第三項の規定により保険金信託業務を行おう場合について準用する。この場合において、同法第七条中「資本金」とあるのは、「資本金(相互会社ニ付テハ基本金)」である。

金(保険業法第五十六条规定)の規定により行う業務のほか、當該業務に付随する次に掲げる業務その他の業務を行なうことができる。

一 他の保険会社(外国保険業者を含む)の保険業に係る業務の代理又は事務の代行(大蔵省令で定めるものに限る。)

二 債務の保証

ム)ノ総額」と読み替えるものとする。

9 第三項の規定により保険金信託業務を行う生命保険会社は、当該保険金信託業務については、租税に関する法令で政令で定めるものの適用については、政令で定めるところにより、信託会社とみなす。

#### (他業の制限)

第一百条 保険会社は、前三条の規定により行う業務及び他の法律により行う業務のほか、他の業務を行なうことができない。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第一百一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定は、次条第一項の認可を受けて行う次に掲げる行為には、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるとき、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約若しくは被保険者の利益を不当に害することなるとき、又は第五条第四項の規定による公示があった後一月を経過したとき(同条第三項の請求に応じ、大蔵大臣が第五十三条の規定による処分をした場合を除く。)は、この限りでない。

一 航空保険事業(航空機(ロケット)を含む。以下この号において同じ。)若しくは航空機により運送される貨物を保険の目的とする保険又は航空機の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいい、航空機搭乗中の者の傷害に関する保険の引受けに係る事業を含む。)、原子力保険事業(原子力施設を保険の目的とする保険又は原子力施設の事故により生じた損害を賠償する責任に関する保険の引受けを行う事業をいい、自動車損害賠償法(昭和三十年法律第九十七号)の規定に基づく自動車損害賠償責任保険事業又は地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)に規定する地  
震保険契約に関する事業の固有の業務につき

損害保険会社が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)と行う共同行為

二 前号以外の保険の引受けに係る事業において、危険の分散又は平準化を図るためにあらかじめ損害保険会社と他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)との間で、共同して再保険することを定めておかなければ、保険契約又は被保険者に著しく不利益を及ぼすおそれがあると認められる場合に、当該再保険契約又は当該再保険に係る保険契約につき次に掲げる行為の全部又は一部に関し損害保険会社が他の損害保険会社(外国損害保険会社等を含む。)と行う共同行為

イ 保険約款の内容(保険料率に係るもの)を除く。)の決定

ロ 損害査定の方法の決定

ハ 再保険の取引に関する相手方又は数量の決定

二 再保険料率及び再保険に関する手数料の決定

三 第五百三条第三項の規定による請求が共同行為の内容の一部について行われたときは、その共同行為の内容のうちその請求に係る部分以外の部分については、前項ただし書(同条第四項の規定による公示に係る部分に限る。)の規定にかかるらず、前項本文の規定の適用があるものとする。

(共同行為の認可)

第一百二条 損害保険会社は、前条第一項各号の共同行為を行い、又はその内容を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請に係る共同行為の内容が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 保険契約又は被保険者の利益を不当に害さないこと。

二 不當に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 危険の分散又は平準化その他共同行為を行う目的に照らして必要最小限度であること。

二 共同行為の変更命令及び認可の取消し

三百三条 大蔵大臣は、前条第一項の認可に係る共同行為の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなったと認めるときは、その損害保険会社に対し、その共同行為の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(共同行為の廃止の届出)

第一百四条 損害保険会社は、共同行為を廃止したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(公正取引委員会との関係)

第一百五条 大蔵大臣は、第一百一条第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会の同意を得なければならない。

二 大蔵大臣は、第一百三条の規定による処分をしたとき、又は前条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

3 公正取引委員会は、第一百二条第一項の認可を受けた共同行為の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、大蔵大臣に対し、第一百二条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

二 損害保険会社 生命保険会社又は損害保険会社(大蔵省令で定める損害保険会社に限る。)

二 損害保険会社 生命保険会社又は損害保険会社(大蔵省令で定める損害保険会社に限る。)

二 前項の場合において、生命保険会社又は損害保険会社が取得し、又は所有する株式には、当該生命保険会社又は損害保険会社が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該生命保険会社又は損害保険会社が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行なうことができるものを含むものとする。

二 (子損害保険会社等又は子生命保険会社等との間の取引等)

二 生命保険会社は、その子損害保険会社等(当該生命保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する損害保険会社その他の当該生命保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する者をいう。以下この条において同じ。)又は子損害保険会社等(当該生命保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する損害保険会社その他の当該生命保険会社は、その子生命保険会社等(当該損害保険会社が前条第一項の認可を受けて株式を所有する者をいう。以下この条において同じ。)又は子生命保険会社等(当該生命保険会社その他の当該損害保険会社と政令で定める特殊の関係のある顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

二 子損害保険会社等又は子生命保険会社等の間で、当該生命保険会社又は当該損害保険会社の取引の通常の条件に照らして著しく異なる条件で、資産の売買その他の取引を行うこと。

二 子損害保険会社等若しくは子生命保険会社等との間又は子損害保険会社等若しくは子生

五百六条 次の各号に掲げる保険会社は、当該各号に定める保険会社の株式(議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

二 子損害保険会社等若しくは子生命保険会社等との間又は子損害保険会社等若しくは子生

命保険会社等に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものに準ずる取引又は行為で、当該生命保険会社若しくはその子損害保険会社等若しくは当該損害保険会社若しくはその子生命保険会社等の行う保険業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為

(海外現地法人の株式等の所有)

第一百八条 保険会社は、次に掲げる会社の株式又は持分(以下この条において「株式等」といいう。)については、大蔵大臣の認可を受けて、その発行済株式議決権のあるものに限る。)の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができ

2 第百八条 保険会社は、前項の場合において保険会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

第五章 経理

(事業年度)

第一百零一条 保険会社の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(業務報告書)

第一百零二条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関必要な事項は、大蔵省令で定める。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の総覧)

第一百零三条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関必要な事項は、大蔵省令で定める。

第一百零四条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関必要な事項は、大蔵省令で定める。

(契約者配当)

第一百零五条 保険会社は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、大蔵大臣に提出しなければならない。

2 業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に関必要な事項は、大蔵省令で定める。

取引者の秘密を害するおそれのある事項、保険会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項及びその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

(株式の評価の特例)

第一百十二条 保険会社は、その所有する株式のうち取引所の相場のあるもの(第一百八条第一項に規定する特別勘定に属するものとして経理されたものを除く。以下この項において同じ。)の時価が当該株式の取得価額を超えるときは、商法第二百八十五条ノ六第一項(株式の評価)(第五十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、大蔵大臣の認可を受けた場合に於て、当該株式について取得価額を超える時価を超えない価額を付すことができる。

2 前項の規定による評価換えにより計上した利益は、大蔵省令で定める準備金に積み立てなければならない。

(創立費及び事業費の償却)

第一百十三条 保険会社は、商法第二百八十六条前段(創立費の繰延べ)に規定する金額(相互会社にあっては、第二十二条第三項第三号に規定する報酬及び同項第四号に掲げる設立費用同号に規定する手数料及び報酬を含む。)として支出した金額並びに第二十七条第一項の設立の登記のために支出した税額)及び当該保険会社の成り立後の最初の五事業年度に係る金額(同法第二百八十六条ノ二前段(開業準備費の繰延べ)に規定する金額(相互会社に係るこれに相当する金額を含む。)を含む。)を、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合において、当該保険会社は、定款で定めるところにより、当該計上した金額を当該保険会社の成立後十年以内に償却しなければならない。

2 商法第二百八十六条及び第二百八十六条ノ二の規定は、保険業を営む株式会社については、適用しない。

第一百十四条 保険業を営む株式会社は、契約者配当(保険契約者に対する保険料及び保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険契約で定めている場合において、その分配を行なう。以下同じ。)を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための大蔵省令で定める基準として大蔵省令で定める基準に従い、行わなければならぬ。

2 契約者配当に充てるための準備金の積立てその他契約者配当に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(価格変動準備金)

第一百十五条 保険会社は、その所有する株式その他価格変動による損失が生じ得るものとして大蔵省令で定める資産(次項において「株式等」という。)について、大蔵省令で定めるところにより計算した金額を価格変動準備金として積み立てなければならない。ただし、その全部又は一部の金額について積立てをしないことについて大蔵大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。

2 前項の準備金は、株式等の売買等による損失(売買、評価換え及び国外為替相場の変動による損失並びに償還損をいう。)の額が株式等の売買等による利益(売買及び国外為替相場の変動による利益並びに償還益をいう。)の額を超える場合においてその差額のてん補に充てる場合を除くほか、取り崩してはならない。ただし、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

第一百十六条 保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えられたために、責任準備金を積み立てなければならない。

2 責任準備金の積立てに關する規定は、保険業を営む株式会社については、適用しない。

(責任準備金)

第一百十七条 保険会社は、毎決算期において、保険契約について、当該保険契約に係る責任準備金の金額に對応する財産をその他の財産と區別して経理するため、特別の勘定(次項及び次条において「特別勘定」という。)を設けることができる。

2 保険会社は、大蔵省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

(特別勘定に属する財産の評価)

第一百十八条 保険会社は、大蔵省令で定める保険契約について、当該保険契約に係る責任準備金の金額に對応する財産をその他の財産と區別して経理するため、特別の勘定(次項及び次条において「特別勘定」という。)を設けることができる。

2 保険会社は、大蔵省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

(特別勘定に属する財産の評価)

第一百十九条 保険会社は、特別勘定に属するものとして経理された財産のうち取引所の相場のある有価証券及び証券取引法第七十六条(店頭売買有価証券に関する規則)に規定する店頭売買(社債その他の債券の評価)及び第二百八十五条

予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準について必要な定めをすることができる。

3 前二項に定めるもののほか、保険契約を再保険に付した場合における当該保険契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立てに關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(支払準備金)

第一百七条 保険会社は、毎決算期において、保険金、返戻金その他の給付金(以下この項において「保険金等」という。)で、保険契約に基づいて支払義務が発生したものその他これに準するものとして大蔵省令で定めるものがある場合において、保険金等の支出として計上しているものがあるときは、支払準備金を積み立てなければならない。

2 前項の支払準備金の積立てに關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別勘定)

第一百八条 保険会社は、大蔵省令で定める保険契約について、当該保険契約に係る責任準備金の金額に對応する財産をその他の財産と區別して経理するため、特別の勘定(次項及び次条において「特別勘定」という。)を設けることができる。

2 保険会社は、大蔵省令で定める場合を除き、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特別勘定に属するものとして経理された財産を特別勘定以外の勘定又は他の特別勘定に振り替えること。

二 特別勘定に属するものとして経理された財産以外の財産を特別勘定に振り替えること。

(特別勘定に属する財産の評価)

第一百九条 保険会社は、特別勘定に属するものとして経理された財産のうち取引所の相場のある有価証券及び証券取引法第七十六条(店頭売買有価証券に関する規則)に規定する店頭売買(社債その他の債券の評価)及び第二百八十五条

ノ六(株式その他の出資の評価)(これらの規定を第五十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定にかかるらず、時価を付すことができる。

## (保険計理人の選任等)

第一百二十条 保険会社(生命保険会社及び大蔵省令で定める要件に該当する損害保険会社に限る。第三項及び第一百二十二条において同じ。)は、取締役会において保険計理人を選任し、保険料の算出方法その他の事項に係る保険数理に関する事項として大蔵省令で定めるものに関与させなければならない。

2 保険計理人は、保険整理に関して必要な知識及び経験を有する者として大蔵省令で定める要件に該当する者でなければならない。

3 保険会社は、保険計理人を選任したとき、又は保険計理人が退任したときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

## (保険計理人の職務)

第一百二十三条 保険計理人は、毎決算期において、次に掲げる事項について、大蔵省令で定めるところにより確認し、その結果を記載した意見書を取り締役会に提出しなければならない。

一 大蔵省令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうか。

二 契約者配当又は社員に対する剰余金の分配が公正かつ公平に行われているかどうか。

三 その他大蔵省令で定める事項

2 保険計理人は、前項の意見書を取り締役会に提出した後、遅滞なく、その写しを大蔵大臣に提出しなければならない。

3 大蔵大臣は、保険計理人に対し、前項の意見書の写しについてその説明を求め、その他その職務に属する事項について意見を求めることができる。

4 前三项に定めるもののほか、第一項の意見書に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

## (保険計理人の解任)

第一百二十二条 大蔵大臣は、保険計理人が、この法律又はこの法律に基づく大蔵大臣の処分に違反したときは、当該保険会社に対し、その解任を命ずることができる。

## 第六章 監督

## (事業方法書等に定めた事項の変更)

第一百二十三条 保険会社は、第四条第二項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項(保険契約者等の保護に欠けるおそれが少ないものとして大蔵省令で定める事項を除く。)を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 保険会社は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の大蔵省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更しようとする旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

## (事業方法書等に定めた事項の変更の認可)

第一百二十四条 大蔵大臣は、前条第一項の認可の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定める基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 第四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類に定めた事項 第五条第一項第三号イからホまでに掲げる基準

二 第四条第二項第四号に掲げる書類に定めた事項 第五条第一項第四号イからハまでに掲げる基準

三 第百二十五条 第百二十三条第一項の規定による届出があつた場合には、大蔵大臣が当該届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過した日に、当該届出に係る変更があつたものとする。

2 大蔵大臣は、第百二十三条第二項の規定による届出に係る事項が第五条第一項第三号イからホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に適合していると認めるときは、前項に規定する

期間を相当と認める期間に短縮することができ

る。この場合において、大蔵大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、第百二十三条第二項の規定によ

る届出に係る事項が第五条第一項第三号イから

ホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に

適合するかどうかについて審査するため相当の

期間を要し、当該審査が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるとき

は、当該期間を相当と認める期間に延長するこ

とができる。この場合において、大蔵大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長

後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 大蔵大臣は、第百二十三条第二項の規定によ

る届出に係る事項が第五条第一項第三号イから

ホまで又は第四号イからハまでに掲げる基準に

適合しないと認めるときは、当該届出を受理し

た日の翌日から起算して九十日を経過する日ま

での期間(前項の規定により当該期間が延長さ

れた場合にあっては、当該延長後の期間)内に

限り、当該届出をした者に対し、期限を付して

当該届出に係る事項について変更を命じ、又は

当該届出の撤回を命ずることができる。

## (定期の変更の認可)

第一百二十六条 保険会社の次に掲げる事項に係る定期の変更についての株主総会又は社員総会若しくは総代会の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 商号又は名称

二 基金の償却に関する事項

三 社員の退社事由

四 総代の定数及び選出方法に関する事項

五 第六十三条第一項の契約に関する事項

六 第百八十二条の残余財産の処分に関する事項

## (届出事項)

五百二十九条 保険会社は、次の各号のいずれか

## (立入検査)

五百二十九条 大蔵大臣は、保険会社の業務の健

に該当するときは、大蔵省令で定めるところに

より、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

二 資本の額又は基金の総額を増額しようとするとき。

三 他に特段の定めのある事項以外の事項に係る定款の変更をしたとき。

四 外国において支店若しくは從たる事務所又は駐在員事務所を設置しようとするとき。

五 その他大蔵省令で定める場合に該当するとき。

六 保険業を開始したとき。

七 資本の額又は基金の総額を減額しようとするとき。

八 保険会社の子会社は、正当な理由があるとき

は、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

九 前二項において「子会社」とは、保険会社が

その発行済株式(議決権のあるものに限る。)の

総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又

は額の株式(議決権のあるものに限る。)又は持

分(次項において「株式等」という。)を所有する

会社をいう。

十 第百六条第二項の規定は、前項の場合におい

て保険会社が所有する株式等について準用す

全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要なと認めるときは、当該職員に、保険会社の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に問うて質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要的限度において、当該職員に、保険会社の子会社（前条第四項に規定する子会社をいう。次項において同じ。）の施設に立ち入らせ、当該保険会社に対する質問若しくは検査に必要な事項に問うて質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

3 保険会社の子会社は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むこと（健全性維持のための措置）

第百三十一条 大蔵大臣は、保険会社の資本、基金、準備金その他の大蔵省令に定めるものの額の合計額、引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該保険会社の財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ経営の健全性を損ない保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該保険会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。（事業方法書等に定めた事項の変更命令）

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該保険会社に対し、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

（事業方法書等に定めた事項の変更命令）

第一百三十二条 大蔵大臣は、保険会社の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更に

より、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要なと認めるときは、当該保険会社に対し、そこの必要的限度において、第四条第一項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。（業務の停止等）

第百三十二条 大蔵大臣は、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るために必要なと認めるときは、当該保険会社に対し、その必要的限度において、期限を付して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。（免許の取消し等）

第百三十三条 大蔵大臣は、保険会社が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該保険会社の業務の全部若しくは一部の停止若しくは取締役若しくは監査役の解任を命じ、又は第三条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令、法令に基づく大蔵大臣の処分又は第四条第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

二 当該免許に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

第百三十四条 大蔵大臣は、保険会社の財産の状況が著しく悪化し、保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるとときは、当該保険会社の第三条第一項の免許を取り消すことができる。

第七章 保険契約の包括移転、事業の譲渡

（保険契約の包括移転）

第一節 保険契約の包括移転

（保険契約の包括移転）

第百三十五条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等を

含む。以下この項において同じ。）との契約により保険契約を当該他の保険会社（以下この節において「移転先会社」という。）に移転することができる。

2 保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約（第百三十七条第一項の公告の時において既に保険事故が発生している保険契約（当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。）その他、政令で定める保険契約を除く。）の全部を包括してしなければならない。

3 第一項の契約には、保険契約の移転とともに付する保険会社の財産の移転に関する事項を定めなければならない。この場合には、保険契約の移転をしようとする保険会社（以下この節において「移転会社」という。）は、同項の契約により移転するものとされる保険契約に係る保険契約者（以下この節において「移転対象契約者」という。）以外の当該移転会社の債権者の利益を保護するために必要と認められる財産を留保しなければならない。

4 移転会社は、第一項の契約において、当該契約により移転するものとされる保険契約について、契約条項の軽微な変更で保険契約者の不利益とならないものを定めることができる。（保険契約の移転の決議）

第百三十六条 前条第一項の保険契約の移転をするには、移転会社及び移転先会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会又は社員総会（総代会を設けているときは、総代会）（以下この章、次章及び第十章において「株主総会等」という。）の決議を必要とする。

2 前項の場合には、商法第二百四十三条（定款変更の決議の方法）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならぬ。移転会社及び移転先会社は、第一項の決議をする場合には、商法第二百三十二条第一項（招集の通知）（第四十一条及び第四十九条において

準用する場合を含む。）の規定による通知において、前条第一項の契約の要旨を示さなければならぬ。

（保険契約の移転の公告及び異議申立て）

第百三十七条 移転会社は、前条第一項の決議をした日から二週間以内に、第百三十五条第一項の契約の要旨並びに移転会社及び移転先会社の貸借対照表（外国保険会社等の場合にあっては、日本における保険業の貸借対照表）を公告しなければならない。

2 前項の公告には、移転対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を付記しなければならない。

3 前項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数が、移転対象契約者の総数の五分の一を超えて、かつ、当該異議を述べた移転対象契約者の保険契約に係る債権（当該保険契約について、第一項の公告の時において既に生じている保険金請求権等（第十七条第二項に規定する保険金請求権等を除く。）がある場合には、当該保険金請求権等を除く。）の額に相当する金額として大蔵省令で定める金額が移転対象契約者の当該金額の総額の五分の一を超えるときは、保険契約の移転をしてはならない。

4 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなす。

5 第二項の期間内に異議を述べた移転対象契約者の数又はその者の前項の大蔵省令で定める金額が、同項に定める割合を超えるときは、当該移転対象契約者全員が当該保険契約の移転を承認したものとみなす。

（保険契約の締結の停止）

第百三十八条 移転会社は、第百三十六条第一項の決議があつた時から保険契約の移転をし、又はしないこととなつた時まで、その移転をしようとする保険契約と同種の保険契約を締結してはならない。

（保険契約の移転の認可）

第百三十九条 保険契約の移転は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該保険契約の移転が、保険契約者等の保護に照らして、適当なものであること。

二 移転先会社が、当該保険契約の移転を受けた後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

三 移転対象契約者以外の移転会社の債権者の利益を不当に害するおそれがないものであること。

(保険契約の移転の公告等)

第一百四十条 移転会社は、保険契約の移転後、遅滞なく、保険契約の移転をしたこと及び大蔵省令で定める事項を公告しなければならない。保険契約の移転をしないこととなつたときも、同様とする。

2 移転先会社は、保険契約の移転を受けたときは、当該保険契約の移転後三月以内に、当該保険契約の移転に係る保険契約者に対し、その旨（第一百二十五条第一項の契約において、当該保険契約の移転に係る保険契約について同条第四項に規定する輕微な変更を定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該軽微な変更の内容）を通知しなければならない。

3 移転会社が保険契約者に対して貸付金その他の債権を有しており、かつ、当該債権が第一百三十五条第一項の契約により保険契約とともに移転先会社に移転することとされている場合において、第一項前段の規定による公告がされたときは、当該保険契約者に対する民法第四百六十条の規定による入社）

第七百四十二条 保険契約の移転がされた場合において、移転先会社が相互会社であるときは、当該保険契約の移転に係る移転対象契約者は、当

該相互会社に入社する。ただし、移転先会社の定款において当該保険契約の移転に係る保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

(第二節 事業の譲渡又は譲受けの認可)

第一百四十二条 保険会社を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けは、大蔵省令で定めるものを除き、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じしない。

(保険金信託業務を行う保険会社の特例)

第一百四十三条 保険金信託業務を行う相互会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転の決議をした場合で、当該保険金信託業務に係る事業の譲渡について社員総会・総代会を開催しているときは、総代会又は取締役会の決議をしたときは、当該相互会社は、当該決議をした日から二週間以内に、当該決議の要旨及び当該事業の譲渡に係る金銭信託の受益者（以下この条において「受益者」という。）は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公告しなければならない。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 受益者が第一項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該受益者は、当該事業の譲渡を承認したものとみなす。

4 信託業法第十六条第二項（異議を述べた受益者の規定は、当該事業の譲渡について異議を述べた受益者がある場合について準用する。）

(第三節 業務及び財産の管理の委託)

第一百四十四条 保険会社は、この法律の定めるところに従い、他の保険会社（外国保険会社等（大蔵省令で定めるものを除く。）を含む。以下この項において同じ。）との契約により当該他の保険会社（以下この節において「受託会社」という。）にその業務及び財産の管理の委託をすることができる。

2 前項の管理の委託をするには、当該管理の委

託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社（外国保険会社等を除く。）において株主総会等の決議を必要とする。

3 前項の場合には、商法第三百四十三条（定款変更の決議の方法）に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならぬ。

4 第百三十六条第三項の規定は、第二項の決議をする場合について準用する。

(業務及び財産の管理の委託の認可)

第一百四十五条 前条第一項の管理の委託は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 大蔵大臣は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

一 当該管理の委託が、保険契約者等の保護に照らして、必要かつ適当なものであること。

二 受託会社が、当該管理の委託に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること。

(八公告及び登記)

第一百四十六条 委託会社は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、第一百四十四条第一項の契約（以下この節において「管理委託契約」という。）の要旨を公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗（第一百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。）を登記しなければならない。

4 民法第四十四条第一項（法人の不法行為能力）の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同項中「理事其他ノ代理人」とあるのは、「保険業法第百四十四条第二項ニ規定スル受託会社」と、『営業』とあるのは「業務及財産」と読み替えるものとする。

2 前項の表示をしないでした行為は、受託会社が自己のためにしたものとみなす。

3 商法第三十八条第一項及び第二項（支配人の代理権）の規定は、受託会社について準用する。この場合において、同条第一項中「営業主」とあるのは、「保険業法第百四十四条第二項ニ規定スル受託会社」と、『営業』とあるのは「業務及財産」と読み替えるものとする。

2 前項の登記は、委託会社の本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所の所在地において同一の登記の申出書には、商業登記法第十八条、第十九条（申請書の添付書面）及び第七十九条（株式会社の添付書面の通則）（これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む。）

3 第一百四十四条第三項及び第四項の規定は、第

に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

二 受託会社（外国保険会社等を除く。）の株主総会等の議事録

(内部関係)

第一百四十七条 この法律に別段の定めがある場合を除くほか、委託会社と受託会社との間の関係は、委任に関する規定に従う。

(外部関係)

第一百四十八条 受託会社が委託会社のために保険契約の締結その他の行為をするときは、委託会社のためにすることを表示しなければならない。

2 前項の表示をしないでした行為は、受託会社が自己のためにしたものとみなす。

3 商法第三十八条第一項及び第二項（支配人の代理権）の規定は、受託会社について準用する。この場合において、同項中「営業主」とあるのは、「保険業法第百四十四条第二項ニ規定スル受託会社」と、『営業』とあるのは「業務及財産」と読み替えるものとする。

2 前項の表示をしないでした行為は、受託会社が自己のためにしたものとみなす。

3 商法第三十八条第一項及び第二項（支配人の代理権）の規定は、受託会社について準用する。この場合において、同項中「営業主」とあるのは、「保険業法第百四十四条第二項ニ規定スル受託会社」と、『営業』とあるのは「業務及財産」と読み替えるものとする。

2 前項の変更又は解除は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第一百四十四条第三項及び第四項の規定は、第

一項の決議をする場合について準用する。

2 前項の変更又は解除は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第一百四十四条第三項及び第四項の規定は、第



4 前条の規定は、前項の社員総会の決議について準用する。

五百五十八条 商法第九十一条(解散の登記)並びに商業登記法第六十一条第一項及び第三項(解散の登記)の規定は、相互会社について準用する。この場合において、同項中「商法」とあるのは、「保険業法第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。

### 第三節 合併

#### (相互会社と株式会社の合併)

五百五十九条 相互会社は、他の相互会社又は保険業を営む株式会社と合併することができます。

2 前項の場合において、合併後存続する会社又は合併により設立される会社は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める会社でなければならぬ。

#### 一 相互会社と相互会社とが合併する場合 相互会社

#### 二 相互会社と保険業を営む株式会社とが合併する場合 相互会社又は保険業を営む株式会社

#### 三 合併により設立される会社

3 それぞれこの法律及び商法の合併に関する規定に従うものとする。

(合併契約書記載事項等)

#### 第一百六十条 相互会社と相互会社とが合併する場合において、その一方が合併後存続するときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により消滅する相互会社の社員に支払るべき金額を定めたときは、その規定

二 第百七十三条第一項において準用する商法第四百十二条第一項(吸収合併の報告総会)の規定により総代会を招集する場合には、第百七十三条第一項において準用する同法第四百十二条第二項の総代と同一の権利を有する者の数及び選出の方法

三 合併により消滅する相互会社の保険契約者

四 の合併後における権利に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日

五 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

第六十一条 相互会社と相互会社とが合併する場合において、合併により相互会社が設立されるとときは、合併契約書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併により設立される相互会社に関する事項

二十二条第二項第一号から第八号までに掲げられる事項

二 合併により消滅する各相互会社の社員に支払すべき金額を定めたときは、その規定

三 合併後における保険契約者の権利に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

二十二条第二項第一号から第八号までに掲げられる事項

二 合併により消滅する株式会社の保険契約者に関する事項

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の期日

二 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

五 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

二 合併により消滅する株式会社の保険契約者に関する事項

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

二 合併により消滅する株式会社の保険契約者に関する事項

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

二 合併により消滅する株式会社の保険契約者に関する事項

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

第四百十二条第一項(吸収合併の報告総会)の規定により総代会を招集する場合には、第百七十三条第一項において準用する同法第四百十二条第二項の総代と同一の権利を有する者の数及び選出の方法

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

五 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

二 第百六十二条第二項及び第三項並びに前条第二項の規定は前項の合併の場合について、同条第三項の規定は当該合併により消滅する株式会社について、それぞれ準用する。

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

二 合併により消滅する相互会社の保険契約者に関する事項

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

五 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

二 第百六十二条第二項及び第三項並びに前条第二項の規定は前項の合併の場合について、同条第三項の規定は当該合併により消滅する株式会社について、それぞれ準用する。

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

二 合併により消滅する相互会社の保険契約者に関する事項

三 合併後存続する相互会社の準備金に関する事項

四 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

社について、それぞれ準用する。この場合において、第八十九条第一項中「相互会社の社員は、組織変計画書」とあるのは、「第六十四条第一項の合併により消滅する相互会社の社員は、合併契約書」と、「組織変更後の株式会社」とあるのは、「当該合併後存続する株式会社」と、同条第三項中「前」項とあるのは、「第六十四条第一項及び前項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは、「第一項から第三項まで」と、「組織変更」とあるのは、「第六十四条第一項の合併」と読み替えるものとする。

4 第一項の合併後存続する株式会社に対する商法第二百八十八条ノ二第三項(資本準備金)の規定の適用については、同項中「消滅シタル会社ノ利益準備金」とあるのは、「消滅シタル相互会社ノ損失填补準備金」と、「其ノ利益準備金」とあるのは、「其ノ損失填补準備金」とする。

5 第九十二条の規定は、第一項の合併後存続する株式会社について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十六条第二項の定款」とあるのは、「定款」と、「組織変更剰余金額」とあるのは、「合併剰余金額」と、同条第一項中「組織変更剰余金額」とあるのは、「合併剰余金額」と、同条第三項中「組織変更剰余金額」と、同条第三項中「組織変更剰余金額」とあるのは、「合併剰余金額」と、「第八十九条第二項」とあるのは、「合併剰余金額」と、「第六十四条第二項」とあるのは、「合併剰余金額」と、「第六十六条第二項」に規定する第一項の合併後存続する相互会社と相互会社との合併を、「合併の決議の公告及び異議申立て」とあるのは、「合併の決議の公告及び異議申立て」とある。

6 各会社において合併契約書の承認の決議をする株主総会等の期日

7 合併をする時期その他大蔵省令で定める事項

三 各会社の株主又は基金の拠出者若しくは社員に支払べき金額を定めたときは、その規定は、「第六十六条第一項及び同条第三項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは、「合併」と、「第六十四条第一項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは、「合併」と、「第六十六条第一項並びに同条第三項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは、「第七項に定めるものほか、これら」と読み替えるものとする。

4 第七条第三項の規定は、第一項の保険会社の合併の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前項において準用する商法」とあるのは、「百七十三条第一項又は商法第四百六十六条第一項(株式会社の合併)において準用する同法」と読み替えるものとする。

5 合併後存続する保険会社又は合併により設立される保険会社は、合併後、遅滞なく、合併がされたこと及び大蔵省令で定める事項を公告しなければならない。第一項の公告をした保険会社が合併をしないこととなつたときも、同様と zwar。

（合併の認可）

第六十五条において準用する場合を含む)並びに同法第九十条(合併の登記)(第六十七条)前条第一項の保険会社の合併は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（合併の登記）

第六十五条において準用する場合を含む)並びに同法第九十条(合併の登記)(第六十七条)前条第一項において準用する場合を含む)並びに第十九条(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)(これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む)並びに同法第九十条(合併の登記)(第六十七条)前条第一項において準用する場合を含む)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 第一百六十六条第一項の合併による変更の登記の申請書には、商業登記法第十八条第六十条(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)(これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む)並びに同法第九十条(合併の登記)(第六十七条)前条第一項において準用する場合を含む)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 第一百六十六条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

2 第一百六十六条第一項において準用する第一項の規定は、第一項の場合について準用する。

3 第一百六十六条第一項から第五項まで、第七項及び第九項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは、「第六十六条第一項」と、同条第一項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは、「商法第四百八條第一項(第六十七条第一項において準用する場合を含む)の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第一項(資本の減少)」とあるのは、「第六十七条第一項の認可を受けて合併に

第一項又は商法第四百十六条第一項(株式会社の合併)」と、同条第七項中「前各項」とあるのは、「第六十六条第一項及び同条第三項において準用する第二項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは、「合併」と、「第六十四条第一項から第五項まで」と、「資本の減少」とあるのは、「合併」と、「第六十六条第一項並びに同条第三項において準用する第二項」と、「第七項」とあるのは、「第七項に定めるものほか、これら」と読み替えるものとする。

2 前項の免許は、合併により消滅する保険会社が受けいた第三条第一項の免許に係る同条第六十九条(株式会社の合併)において准用する第二項の免許と同一の種類の免許とする。  
(合併による入社)

第三条第一項の免許は、合併により消滅する保険会社又は合併により設立された相互会社が、合併により設立される相互会社又は合併により設立される相互会社の合併が行われた場合において、合併後存続する保険会社又は合併により設立された相互会社が相互会社であるときは、合併により消滅する保険会社の保険契約者は、当該相互会社に入社する。ただし、合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社の合併において当該保険契約者の保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

（合併の登記）

第六十五条において準用する場合を含む)並びに同法第九十条(合併の登記)(第六十七条)前条第一項において準用する場合を含む)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 第一百六十六条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

2 第一百六十六条第一項において準用する第一項の規定は、第一項の場合について準用する。

3 第一百六十六条第一項から第五項まで、第七項及び第九項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは、「第六十六条第一項」と、同条第一項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは、「商法第四百八條第一項(第六十七条第一項において準用する場合を含む)の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第一項(資本の減少)」とあるのは、「第六十七条第一項の認可を受けて合併に

より設立される株式会社又は相互会社は、当該設立の時に、第三条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の免許は、合併により消滅する保険会社が受けいた第三条第一項の免許に係る同条第六十九条(株式会社の合併)において准用する第二項の免許と同一の種類の免許とする。  
(合併による入社)

第三条第一項の免許は、合併により消滅する保険会社又は合併により設立された相互会社が相互会社であるときは、合併により消滅する保険会社の保険契約者は、当該相互会社に入社する。ただし、合併後存続する相互会社又は合併により設立される相互会社の合併において当該保険契約者の保険契約と同種の保険契約に係る保険契約者が社員とされていない場合は、この限りでない。

（合併の登記）

第六十五条において準用する場合を含む)並びに同法第九十条(合併の登記)(第六十七条)前条第一項において準用する場合を含む)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

1 第一百六十六条第一項の規定による公告をしたことを証する書面

2 第一百六十六条第一項において準用する第一項の規定は、第一項の場合について準用する。

3 第一百六十六条第一項から第五項まで、第七項及び第九項の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条第一項中「前項」とあるのは、「第六十六条第一項」と、同条第一項中「第一項の資本の減少の決議」とあるのは、「商法第四百八條第一項(第六十七条第一項において準用する場合を含む)の承認の決議」と、同条第五項中「商法第三百七十六条第一項(資本の減少)」とあるのは、「第六十七条第一項の認可を受けて合併に

したときは、これを証する書面  
2 第百六十六条第一項の合併による設立の登記  
の申請書には、商業登記法第十八条、第十九条  
及び第七十九条(これらの規定を第六十五条に  
おいて準用する場合を含む。)並びに同法第九十  
一条(合併の登記)(第一百七十三条第三項において  
準用する場合を含む。)に定める書類のほか、  
前項各号に掲げる書類を添付しなければならな  
い。

(信託業務を行う会社に関する特別)  
第一百七十二条 保険金信託業務を行つる保険会社が  
は、合併後存続する保険会社又は合併により設  
立される保険会社は、信託法(大正十一年法律  
第六十二条)第四十二条第一項後段(受託者の任  
務終了)の規定にかかわらず、合併により消滅  
する保険会社の信託に関する権利義務を承継す  
る。

2 信託業法第十六条第二項(異議を述べた受益  
者の規定は、前項の場合について準用する。  
(相互会社の合併の手続等)  
第一百七十二条 相互会社が合併の決議をする場合  
には、第六十二条第二項に定める決議によらな  
ければならない。  
2 第百三十六条第三項の規定は、前項の決議を  
する場合について準用する。

第一百七十三条 商法第五十五条第三項及び第四項  
(設立委員)、第一百条債権者の異議、第一百一条  
(合併の効力発生)、第一百三条(合併の効果)、第  
百四条第一項及び第三項(合併無効の訴え)、第  
百五条(合併無効の訴えの手続)、第一百六条(債  
権者の担保の提供)、第一百八条から第一百十一条  
まで(合併無効の登記、無効判決の第三者に対  
する効力及び不適及効並びに合併後の債務及び  
会社財産の帰属)、第四百八第一条第一項及び第二  
項(合併契約書の承認)、第四百八条ノ二(合併  
の場合の貸借対照表の備置き等)、第四百十二  
条吸收合併の報告総会)、第四百十三条(新設  
会社の創立総会)、第四百十四条第一項(合併の  
場合の創立総会)、第四百十四条第一項(合併の  
場合の創立総会)、第四百十四条第一項(合併の  
場合の創立総会)、第四百十四条第一項(合併の  
場合の創立総会)、第四百十四条第一項(合併の  
場合の創立総会)

登記)、第四百十五条(合併無効の訴え並びに  
第四百十六条第二項(減資に対する社債権者の  
異議申出方法の合併への準用)の規定は、相互  
会社について準用する。この場合において、同  
法第五十六条第四項中「第九十八条规定第一項及第  
三百四十三条」とあるのは、「保険業法第六十二  
条第二項」と、同法第四百八条第一項中「株主  
総会」とあるのは、「社員総会(総代会ヲ設ケタ  
ル場合ニ於テハ総代会以下本節ニ於テ同じ)」  
と、同条第二項中「第二百三十二条」とあるの  
は、「保険業法第四十一条又ハ第四十九条ニ於テ  
準用スル第二百三十二条」と、同法第四百八条  
ノ二第一項中「株主総会」とあるのは、「社員總  
会」と、同法第四百十二条第一項中「合併ニ  
因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ効力ヲ生ジ  
タル後、併合ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズ  
ルトキハ合併後存続スル会社ニ於テ第二百七  
条ノ処分ヲ為シタル後、第三百五十条第一項ノ  
手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期間ノ満了後遅滞  
ナク株主総会」とあるのは、「遅滞ナク社員總  
会」と、同条第二項中「合併ニ際シテ發行スル  
新株ノ引受け人」とあるのは、「合併ニ因リ社員ト  
ナルベキ者(總代會ヲ設ケタル場合ニ於テハ社  
員トナルベキ者ヨリ選出サレタル者)」と、「株  
主總会ニ於テ株主」とあるのは、「社員總会ニ於  
テ社員(總代會ヲ設ケタル場合ニ於テハ總代  
と、同法第四百十三条第一項中「合併ニ因ル  
株式ノ併合アリタルトキハ其ノ効力ヲ生ジタル  
後、併合ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズルト  
キハ第二百十七条ノ処分ヲ為シタル後、第三百  
五十条第一項ノ手続ヲ為シタルトキハ同項ノ期  
間ノ満了後遅滞ナク創立総会」とあるのは、「遅  
滞ナク創立総会」と、同条第三項中「第二百八  
十条第一項(清算人の登記)」とあるのは、「社  
員總会」

2 第百六十二条第二項(第百六十三条第二項に  
おいて準用する場合を含む。)の規定により創立  
総代会を置く場合における前項の規定の適用に  
ついては、同項中「創立総会」と、「とあるの  
は、「創立総会(創立総代会ヲ設ケタル場合ニ於  
テハ創立総代会以下本條及次条ニ於テ同じ)」  
と」とする。

3 商業登記法第六十六条、第六十八条第二項、  
第六十九条、第七十条、第九十条及び第九十一  
条(合併の登記)の規定は、相互会社に関する登  
記について準用する。

#### 第四節 清算

(大蔵大臣による清算人の選任及び解任)

第一百七十四条 大蔵大臣は、保険会社が第百五十  
二条第一項の規定により読み替えて適用する商  
法第四百四条第一号(株式会社の解散の原因)  
(第一百五十二条第二項において準用する場合を  
含む。)に掲げる事由のうち同法第九十四条第六  
号(解散を命ずる裁判)に掲げる事由により解散  
する場合においては利害関係人若しくは法務大  
臣の請求により又は職権で、同法第四百十七条  
第一項(清算人の決定)(第一百八十三条第一項に  
おいて準用する場合を含む。)の場合において清  
算人となる者がいないとき、及び同法第四百二  
十八条第三項(設立無効の訴え)(第一百八十三条  
第一項において準用する場合を含む。)において清  
算用する同法第一百三十八条前段(設立無効の場  
合の清算)の場合においては利害関係人の請求  
により又は職権で、清算人を選任する。

2 商法第四百三十一条第一項(株式会社の清算)に  
おいて準用する同法第一百三十八条後段(設立  
無効の場合の裁判所による清算人の選任)及び  
同法第四百一十七条第二項(清算人がいない場合  
の清算人の選任)の規定は、保険業を営む株式  
会社については、適用しない。

3 保険会社が免許の取消しによつて解散したと  
きは、商法第四百十七条第一項(第百八十三条  
(決算書類の提出)

第一項において準用する場合を含む。)の規定に  
かかるわらず、大蔵大臣が清算人を選任する。

4 商法第二百二十九条第三項(数人の清算人の代  
表)の規定は、大蔵大臣が選任した清算人につ  
いて準用する。

5 清算人(大蔵大臣が選任した者及び特別清算  
の場合の清算人を除く。)は、その就職の日から  
二週間以内に次に掲げる事項を大蔵大臣に届け  
出なければならない。ただし、その間に特別清算  
が開始した場合は、この限りでない。

#### 一 解散の事由及びその年月日

#### 二 清算人の氏名及び住所

6 大蔵大臣は、保険会社の清算(特別清算を除  
く。)の場合において、重要な事由があると認め  
るときは、清算人を選任することができる。こ  
の場合において、大蔵大臣は、清算人を選任す  
ることができる。

7 保険業を営む株式会社の清算の場合における  
商法第四百二十六条(清算人の解任)の規定の適  
用については、同条第一項中「裁判所」とある  
のは、「大蔵大臣」と、同条第二項中「清算人」  
とあるのは、「清算人(大蔵大臣が選任シタル者  
ヲ除ク)」とする。

8 第百八十三条第二項又は商業登記法第九十二  
条において準用する同法第六十二条第二項及び  
第六十三条第二項(清算人の登記)の規定は、大  
蔵大臣が選任した清算人について準用する。

9 第六項の規定により大蔵大臣が清算人を解任  
する場合においては、大蔵大臣は、清算に係る  
保険会社(以下この節において「清算保険会社」  
という。)の本店又は主たる事務所及び支店又は  
從たる事務所の所在地の登記所にその旨の登記  
を嘱託しなければならない。

(大蔵大臣の選任する清算人の報酬)

10 第百七十五条 前条第一項、第三項又は第六項の  
規定により選任された清算人は、清算保険会社  
から報酬を受けることができる。

第一百七十六条 清算保険会社の清算人(特別清算の場合は清算人を除く。)は、商法第四百十九条第一項(会社財産調査報告義務)、第四百二十条第五項(計算書類の作成と監査)又は第四百二十七条第一項(清算の終了)(これらの規定を第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により株主総会等においてこれらの規定に規定する書類について承認を得たときは、遅滞なく、当該書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(解散後の保険契約の解除)

第一百七十七条 保険会社が、第一百五十二条第一項の規定により読み替えて適用する商法第四百四条第一号(株式会社の解散の原因)(第一百五十二条第一項において準用する場合を含む。)に掲げる事由のうち同法第九十四条第六号(解散を命ずる裁判)に掲げる事由若しくは同法第四百四条第二号(第一百五十二条第二項において準用する場合を含む。)に掲げる事由又は第一百五十二条第三項第二号に掲げる事由によって解散したときは、保険契約者は、将来に向かって保険契約の解除をすることができる。

3 前二項の場合においては、清算保険会社は、被保険者のために積み立てた金額、未経過期間(保険契約に定めた保険期間のうち、当該保険契約が解除され、又は効力を失った時においてまだ経過していない期間をいう。)に対応する保険料その他大蔵省令で定める金額を保険契約者に払い戻さなければならない。

(債権申出期間中の弁済の許可)

第一百七十八条 保険業を営む株式会社の清算の場合における商法第四百一十三条(債権申出期間内の弁済)の規定の適用については、同条第二項中「裁判所」とあるのは、「大蔵大臣」とす

る。

第一項(会社財産調査報告義務)、第四百二十条第五項(計算書類の作成と監査)又は第四百二十七条第一項(清算の終了)(これらの規定を第八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により株主総会等においてこれらの規定に規定する書類について承認を得たときは、遅滞なく、当該書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

(解散後保険契約の解除)

(清算の監督命令)

第一百七十九条 大蔵大臣は、保険会社の清算(特別清算を除く。)の場合において、必要があると認めることは、当該清算保険会社に対し、財産の供託その他清算の監督上必要な措置を命ずることができる。

2 第百二十八条第一項及び第一百二十九条第一項の規定は、前項の場合において、大蔵大臣が清算保険会社の清算の監督上必要があると認めるときについて準用する。

(相互会社の清算)

第一百八十条 相互会社が解散したときは、合併及び破産の場合を除くほか、この節の規定により清算しなければならない。

(財産処分の順序)

第一百八十二条 解散した相互会社の清算人は、相互会社の債務の弁済及び基金の払戻しをしなければならない。

2 前項の場合において、基金の払戻しは、相互会社の債務の弁済をした後でなければ、してはならない。

(残余財産の分配)

第一百八十二条 解散した相互会社の残余財産の処分については、定款に定めがない場合には、社員総会(総代会を設けているときは、総代会)の決議によらなければならぬ。

2 相互会社の残余財産は、社員に分配し、又は保険契約者等の保護に資するような方法により処分しなければならない。

3 相互会社の残余財産を社員に分配する場合に社員の寄与分(社員の支払った保険料及び当該保険料として收受した金銭を運用することによって得られた収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の支出(第一百七十七条第三項の規定による払戻しを含む。)に充てられないものとして大蔵省令で定めるところにより計算した金額をいう。)に応じて、しなければならない。

4 相互会社の残余財産を第二項に規定する保険契約者等の保護に資するような方法により処分しなければならない。

契約者等の保護に資するような方法により処分する場合には、退社員の全体について前項の大蔵省令に準じて大蔵省令で定めるところにより計算した金額の総額を上限とする。

5 第二項の場合には、第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

6 第二項の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二項の決議によらなければならない。

6 第二項の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二項の決議によらなければならない。

6 第二項の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

5 第二項の決議によらなければならない。

6 第二項の決議は、大蔵大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

条」とあるのは、「第一百二十九条第二項、第二百三十一条但書」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 商業登記法第六十二条、第六十三条(清算人登記)及び第六十四条第二項(清算結了の登記)の規定は、相互会社の清算人の登記について準用する。この場合において、これらの規定中「商法」とあるのは、「保険業法第二百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第一項において準用する同法」と読み替えるものとする。

(相互会社の特別清算に関する商法の準用)

第三百八十四条 商法第四百三十二条から第四百五十三条まで(特別清算の開始、特別清算開始前

の処分、登記及び効果、清算人の義務、裁判所による清算人の任免、裁判所の監督のための調査及び処分、債務の弁済、債権者集会、監査委

(裁判所の処分)、第四百五十五条(破産手続の開始)及び第四百五十六条(破産法等の規定の準用)の規定は、相互会社について準用する。こ

の場合において、同法第四百三十二条第一項中「株主ノ申立」とあるのは、「社員ノ申立」と、

同法第四百三十二条及び第四百三十七条中「第二号又ハ第六号」とあるのは、「又ハ第六号」と、同法第四百四十五条第四項中「第二百四十五号」と、同法第四百四十五条第四項中「第二百四十五号」とあるのは、「保険業法第四十一条又ハ第二百四十九条二於テ準用スル第二百四十五条」と、

同法第四百五十二条第一項中「六月前ヨリ引継

き発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは、「社員総数ノ千分ノ三以上若ハ三千名以上ノ社員ニシテ六月前ヨリ引継キ社員デアル者」と、同法第四百五十三条

中「第二百九十二条第一項第四項、第二百九十二条ノ二、第二百九十三条第一項、第二百六十六

六条、第二百七十七条、第二百八十条ノ十三、第二百八十一条ノ十三ノ二又ハ第四百三十条第二

項」とあるのは、「保険業法第二十三条第四項二ノ二若ハ第二百九十三条第一項、同法第五十一条第二項ニ於テ準用スル第二百六十六条、同法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二百七十七条、同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百七十七条ノ二、同法第六十条第四項ニ於テ準用スル第二百八十三条第一項ニ於テ準用スル第二百八十三条又ハ同法第二百八十三条第一項ニ於テ準用スル第二百八十三条第二項」と読み替えるものとする。

## 第九章 外国保険業者

### 第一節 通則

(免許)

第三百八十五条 外国保険業者は、第三条第一項の規定にかかわらず、日本に支店等(外国保険業者の日本における支店、従たる事務所その他の事務所又は外国保険業者の委託を受けて当該外

国保険業者の日本における保険業に係る保険の引受けの代理をする者の事務所をいう。以下この節から第五節までにおいて同じ。)を設けて大蔵大臣の免許を受けた場合に限り、当該免許に係る保険業を当該支店等において行うことがで

きる。

2 前項の免許は、外国生命保険業免許及び外

國損害保険業免許の二種類とする。

3 外国生命保険業免許と外国損害保険業免許とは、同一の者が受けすることはできない。

4 外国生命保険業免許は、第三条第四項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行ふ事業に係る免許とする。

5 外国損害保険業免許は、第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行う事業に係る免許とする。

6 外国保険会社等は、日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約政令で定める保険契約を除く。次項において同じ。)を締結してはならない。ただし、同項の許可に係る保険契約については、この限りでない。

2 日本に支店等を設けない外国保険業者に対し

て日本に住所若しくは居所を有する人若しくは日本に所在する財産又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に係る保険契約の申込みをしようとする者は、当該申込みを行う時までに、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の許可を受けなければならない。

3 大蔵大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、前項の許可をしてはならない。

一 当該保険契約の内容が法令に違反し、又は不公正であること。

二 当該保険契約の締結に代えて、保険会社又は外国保険会社等との間ににおいて当該契約と同等又は有利な条件で保険契約を締結することが容易であること。

四百八十七条 第三百八十五条第一項の免許を受け

はか、日本国内において締結しなければならない。

(日本に支店等を設けない外国保険業者等)

ようとする外国保険業者は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

1 当該外国保険業者の本国(当該外国保険業者が保険業の開始又は当該外国保険業者に係る法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国をいう。以下この節から第四節までににおいて同じ。)の国名並びに当該外国保険業者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び保険業の

開始又は設立の年月日

2 日本における代表者の氏名及び住所

3 受けようとする免許の種類

4 日本における主たる店舗(支店等のうち、外国保険業者がその日本における保険業の本拠として定めたものをいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。)

5 前項の免許申請書には、次に掲げる事項を証する本國の権限のある機関の証明書を添付しなければならない。

6 当該外国保険業者の保険業の開始又は当該

7 外国保険業者に係る法人の設立が適法に行われたこと。

8 当該免許を受けて行おうとする日本における保険業と同種類の保険業を本國において適法に行っていること。

9 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他の大蔵省令で定める書類を添付しなければならない。

10 一定款又はこれに準ずる書類

11 日本における事業の方法書

12 前項第二号から第四号までに掲げる書類に

13 前項に定めるものにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがあること。

14 当該保険契約を締結することにより、日本における保険業の健全な発展に悪影響を及ぼすおそれがあること。

15 当該保険契約を締結することにより、日本

16 前項第二号から第四号までに掲げる書類に

17 前項に定めるものにより、日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書

18 日本において締結する保険契約に係る保

19 第五百五条の規定は、第三条第五項第一号

20 第五百五条第一項の免許を受け

の申請があつた場合について準用する。この場合において、第五条第一項第一号及び第二号中「保険会社の業務」とあるのは、「外国保険会社等の日本における業務」と、同項第三号中「前二項第二号及び第三号」とあるのは、「第八十七条第三項第二号及び第三号」と、同項第四号中「前二項第二号第四号」とあるのは、「第八十七条第三項第四号」と読み替えるものとする。

(免許の条件) 第百八十八条 大蔵大臣は、外国生命保険業免許の申請をした外国保険業者の行おうとする日本における保険業が、保険金額が外国通貨で表示された保険契約で政令で定める者を相手方とするものに引受けのみに係るものである場合には、当該保険契約に係る業務のみを行うことができる旨の条件を付して第八十五条第一項の免許をすることができる。

2 前項の条件が付された第八十五条第一項の免許を受けた外国生命保険会社等に対しても、第八十六条その他の政令で定める規定は適用しないものとするほか、この法律の適用に必要な特例を政令で定めることができる。

3 第一項に規定する場合における外国保険業者の第八十五条第一項の免許の申請手続の特例は、政令で定める。

(大蔵大臣の告示) 第百八十九条 大蔵大臣は、第八十五条第一項の免許をしたときは、その旨及び第八十七条第一項各号に掲げる事項を、遅滞なく、官報で告示するものとする。同項第一号、第二号又は第四号に掲げる事項の変更について第二百九条の規定による届出があつたときも、同様とする。

(供託) 第百九十条 外国保険会社等は、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主

たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、外国保険会社等に対し、その日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができること。

3 外国保険会社等は、政令で定めるところにより、当該外国保険会社等のために所要の供託金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつて、金額(以下この条において「契約金額」という。)につき前二項の供託金の全部又は一部の供託をしないことができる。

4 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、外国保険会社等と前項の契約を締結した者又は当該外国保険会社等に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。

5 外国保険会社等は、第一項の供託金(第二項の規定により同項の金額の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む。)につき供託(第三項の契約の締結を含む。第八項において同じ。)を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、その免許に係る保険業を開始してはならない。

6 日本における保険契約に係る保険契約者は、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に関し、当該外国保険会社等に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の権利の実行に必要な事項は、政令で定める。

8 外国保険会社等は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む。)が第一項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から一週間以内にその不足額につき供託を行い、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

9 外国保険会社等は、国債その他の大蔵省令により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。

一 当該外国保険会社等に係る第八十五条第一項の免許が第二百五条又は第二百六条の規定により取り消されたとき。

二 当該外国保険会社等に係る第八十五条第一項の免許が第二百七十二条の規定によりその効力を失つたとき。

11 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

(外国保険会社等の商号又は名称) 第百九十二条 第七条第二項の規定は、外国保険会社等には適用しない。

(日本における代表者) 第百九十三条 商法第七十八条规定(代表社員の権限)の規定は、外国保険会社等の日本における代表者について準用する。この場合において、同条第一項中「営業」とあるのは、「営業又ハ事業」と読み替えるものとする。

2 日本における代表者は、その退任の後においても、これに代わるべき代表者の氏名及び住所について商法第四十条(支配人の登記)若しくは第四百七十九条第三項(外国会社の営業所の登記)(次条において準用する場合を含む。)の登記又は第八十九条後段の規定による告示があるまでは、なお日本における代表者としての権利義務を有する。

3 第八条の規定は、外国保険会社等の日本における代表者について準用する。

(特殊関係者との間の取引等) 第百九十四条 外国保険会社等は、当該外国保険会社等と政令で定める特殊の関係のある者(以下この条において「特殊関係者」という。)又は特殊関係者に係る顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 特殊関係者との間で、当該外国保険会社等の取引の通常の条件に照らして著しく異なる条件で、資産の売買その他の取引を行うこと。

二 特殊関係者との間又は特殊関係者に係る顧客との間で行う取引又は行為のうち前号に掲げるものの準する取引又は行為で、当該外国保険会社等の行う日本における保険業の健全かつ適切な運営に支障を及ぼすおそれのあるものとして大蔵省令で定める取引又は行為。

(本店又は主たる事務所の決算書類の提出) 第百九十五条 外国保険会社等は、事業年度ごとに、その本店又は主たる事務所において作成した財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を、大蔵省令で定めるところにより、当該事業年度終了後相当の期間内に、大蔵大臣に提出しなければならない。

(定款等の備付け及び閲覧等) 第百九十六条 外国保険会社等の日本における代表者は、定款又はこれに準ずる書類(外国相互会社にあつては、これらの書類及び日本における社員の名簿)を、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

2 外国保険会社等の日本における代表者は、前条に規定する書類を、同条の規定により提出し

た日の翌日から起算して五年を経過する日まで、大蔵省令で定めるところにより、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

3 外国保険会社等の日本における代表者は、日本における事業年度に係る毎決算期に次に掲げる書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならぬ。

#### 一 日本における保険業の貸借対照表

#### 二 日本における保険業の損益計算書

#### 三 日本における保険業の事業報告書

#### 4 外国保険会社等の債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、外国保険会社等のその業務を行うべき時間内に限り、

5 第三項の書類の閲覧を求め、又は当該前二項に規定する書類の閲覧を求め、又は当該外國保険会社等の定める費用を支払つてその賃本若しくは抄本の交付を求めることができる。第三項の書類に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

#### (資産の国内保有義務)

第一百九十七条 外国保険会社等は、第一百九十九条において準用する第一百六十六条第一項及び第一百七十七条の規定により日本において積み立てた責任準備金及び支払準備金の額を基礎として大蔵省令で定めるところにより計算した金額と第二百九十九条の供託金その他自己資本に相当するものとして大蔵省令で定める金額との合計額に相当する資産を、大蔵省令で定めるところにより、日本において保有しなければならない。

#### (商法の準用)

第一百九十八条 商法第十九条、第二十条(商号廃止及び商業登記の抹消請求)の規定は外国相互会社がその名称を登記した場合について、同法第二十一条(営業の主体を誤認させる商号選定の禁止)の規定は外国相互会社の事業と誤認させるべき商号又は名称の使用について、同法第

二十三条(名板貸し)の規定は外国相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条までの(商業譲渡)の規定は外国相互会社が事業を譲る書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならぬ。

3 外国保険会社等の日本における代表者は、日本における事業年度に係る毎決算期に次に掲げる書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

4 日本における保険業の貸借対照表

二 日本における保険業の損益計算書

三 日本における保険業の事業報告書

4 外国保険会社等の債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、外国保険会社等のその業務を行うべき時間内に限り、

5 第三項の書類の閲覧を求め、又は当該前二項に規定する書類の閲覧を求め、又は当該外國保険会社等の定める費用を支払つてその賃本若しくは抄本の交付を求めることができる。第三項の書類に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

二十三条(名板貸し)の規定は外国相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条までの(商業譲渡)の規定は外国相互会社が事業を譲る書類について、同法第三十二条から第三十六条までの(商業帳簿)の規定は外国相互会社の帳簿その他の書類について、同法第三十七条から第四十五条まで、第五十条及び第五十一条(代理商)の規定は外国相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、それぞれ準用する。

2 商法第五百四条から第五百一十二条までの(商行為)の規定は外国相互会社の行う行為について、同法第五百二十四条から第五百二十八条までの(売買)の規定は外国相互会社が商人又は相互会社(外国相互会社を含む。)との間で行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十条までの(交換計算)の規定は外国相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条までの(仲立)の規定は外国相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十五条から第五百五十七条までの(問屋営業並びに第五百五十九条(寄託)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

(業務等に関する規定の準用)

第二百九十九条 第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第一百条の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第一百一条から第五十五条までの(問屋営業並びに第五百五十九条(寄託)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

二十三条(名板貸し)の規定は外国相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条までの(商業譲渡)の規定は外国相互会社が事業を譲る書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

3 外国保険会社等の日本における代表者は、日本における事業年度に係る毎決算期に次に掲げる書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

4 日本における保険業の貸借対照表

二 日本における保険業の損益計算書

三 日本における保険業の事業報告書

4 外国保険会社等の債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、外国保険会社等のその業務を行うべき時間内に限り、

5 第三項の書類の閲覧を求め、又は当該前二項に規定する書類の閲覧を求め、又は当該外國保険会社等の定める費用を支払つてその賃本若しくは抄本の交付を求めることができる。第三項の書類に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

二十三条(名板貸し)の規定は外国相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条までの(商業譲渡)の規定は外国相互会社が事業を譲る書類について、同法第三十二条から第三十六条までの(商業帳簿)の規定は外国相互会社の帳簿その他の書類について、同法第三十七条から第四十五条まで、第五十条及び第五十一条(代理商)の規定は外国相互会社のために取引の代理又は媒介をする者について、それぞれ準用する。

2 商法第五百四条から第五百一十二条までの(商行為)の規定は外国相互会社の行う行為について、同法第五百二十四条から第五百二十八条までの(売買)の規定は外国相互会社が商人又は相互会社(外国相互会社を含む。)との間で行う売買について、同法第五百二十九条から第五百三十条までの(交換計算)の規定は外国相互会社が平常取引をする者との間で行う相殺に係る契約について、同法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条までの(仲立)の規定は外国相互会社が行う他人間の商行為の媒介について、同法第五百五十五条から第五百五十七条までの(問屋営業並びに第五百五十九条(寄託)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

(業務等に関する規定の準用)

第二百九十九条 第九十七条、第九十八条、第九十九条第一項、第二項及び第四項から第六項まで並びに第一百条の規定は外国保険会社等の支店等における業務について、第九十九条第三項及び第七項から第九項までの規定は外国生命保険会社等の支店等における業務について、第一百一条から第五十五条までの(問屋営業並びに第五百五十九条(寄託)の規定は外国相互会社について、それぞれ準用する。

二十三条(名板貸し)の規定は外国相互会社の名称について、同法第二十五条から第二十九条までの(商業譲渡)の規定は外国相互会社が事業を譲る書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

3 外国保険会社等の日本における代表者は、日本における事業年度に係る毎決算期に次に掲げる書類及び附属明細書を作成し、その計算の基礎となつた日本における事業年度終了日の翌日から起算して五年を経過する日まで、日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

4 日本における保険業の貸借対照表

二 日本における保険業の損益計算書

三 日本における保険業の事業報告書

4 外国保険会社等の債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、外国保険会社等のその業務を行うべき時間内に限り、

5 第三項の書類の閲覧を求め、又は当該前二項に規定する書類の閲覧を求め、又は当該外國保険会社等の定める費用を支払つてその賃本若しくは抄本の交付を求めることができる。第三項の書類に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

があると認めるときは、外国保険会社等又は第百八十五条第一項に規定する保険の引受けの代理をする者に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 大蔵大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るために次条において同じ。に対し、当該外国保険会社等の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることが可能である。

3 外国保険会社等の特殊関係者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

#### 立入検査

第二百一一条 大蔵大臣は、外国保険会社等の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができるものに違反したとき。

#### 二 第二百八十五条第一項の免許又は本国において受けている保険業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む)。

#### (事業の方法書等に定めた事項の変更命令)

#### 二 第二百九条 第七号において同じ。に付された

#### 条件に違反したとき。

#### 三 公益を害する行為をしたとき。

#### (監督に関する規定の準用)

#### 四 組織変更をしたとき。

#### 五 合併をし、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け(支店等のみに係るもの)を除く。をしたとき。

#### 六 解散(合併によるものを除く。)をし、又は保険業の廃止をしたとき。

#### 七 本邦において受けている保険業に係る免許を取り消されたとき。

#### 八 破産したとき。

#### (保険契約の包括移転に関する規定の準用)

#### 九 その他大蔵省令で定める場合に該当するところ。

#### (健全性維持のための措置)

第二百二条 大蔵大臣は、外国保険会社等の大蔵省令で定めるものの額の合計額、日本において引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危险であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額その他の当該外国保険会社等の日本に所在する財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ当該外国保険会社等の日本における業務の運営の健全性を損ない日本における保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めるときは、当該外国保険会社等に対し、措置を講すべき事項及び期限を示して、その日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることが可能である。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

二 第二百八十五条第一項の免許又は本国において受けている保険業に係る免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む)。

1 大蔵大臣の処分又は第百八十七条第三項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものが全部若しくは一部の停止若しくは日本における保険業の廃止しようとする場合(次条第六号に該当する場合を除く。)には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

3 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

4 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同一項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該外国保険会社等に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

5 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行つ場合において特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、外国保険会社等の支店等に立ち入りさせ、当該外国保険会社等の日本における業務若しくは財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものに違反したとき。

6 大蔵大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行つ場合において特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、当該職員に、外国保険会社等の支店等に立ち入りさせ、当該外国保険会社等に対する質問若しくは検査に必要な事項に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

二 第二百九条 外国保険会社等は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

4 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

5 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

6 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

7 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

8 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

9 大蔵大臣の処分又は第百八十五条第一項の免許を停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命じることができる。

二 第二百九条 第一項第一号、第一二号若しくは第四号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

三 資本若しくは出資の額又は基金の総額を変更したとき。

四 組織変更をしたとき。

五 合併をし、又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡若しくは譲受け(支店等のみに係るもの)を除く。をしたとき。

六 解散(合併によるものを除く。)をし、又は保険業の廃止をしたとき。

七 本邦において受けている保険業に係る免許を取り消されたとき。

八 破産したとき。

九 その他大蔵省令で定める場合に該当するところ。

四 第二百九条 第七章第一節の規定は、外国保険会社等の日本における保険契約の移転について準用する。この場合において、第百三十五条第三項



在員事務所その他の施設を設置しようとするとき(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む)。
イ 保険業に関する情報の収集又は提供
ロ その他保険業に関連を有する業務
二 前号の施設を廃止したとき。
三 第一号の施設において行う同号イ又はロに掲げる業務を廃止したとき。
四 第一号の場合において届け出た事項を変更したとき。
2 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるときは、前項の外國保険業者に対し、同項第一号の施設において行う同号イ又はロに掲げる業務に関し報告又は資料の提出を求めることができ
第六節 特定法人に対する特別
(免許)
第一百十九条 次の各号のいずれにも該当する法人(以下この節において「特定法人」という)は、保険の引受けを行う当該特定法人の社員(以下「引受社員」という)の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者(以下この節において「総代理店」という)を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、大蔵大臣の免許を受けたことができる。
一 外国特別の法令により設立された法人であること。
二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む)を受けないで、保険業を行うことと認められていること。
2 前項の免許は、特定生命保険業免許及び特定損害保険業免許の二種類とする。
3 特定生命保険業免許と特定損害保険業免許とは、同一の特定法人が受けることはできない。
4 特定生命保険業免許は、引受社員が日本における事業として第三条第四項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。
5 特定損害保険業免許は、引受社員が日本における事業として第三条第五項第一号に掲げる保険の引受けを行い、又はこれに併せて同項第二号若しくは第三号に掲げる保険の引受けを行うことに係る免許とする。
6 特定法人が第一項の免許を受けた場合には、当該特定法人の引受社員は、第三条第一項及び第一百八十五条第一項の規定にかかわらず、第二項の免許の種類に従い、総代理店の事務所において日本における保険業を行うことができる。
(免許申請手続)
第二百二十条 前条第一項の免許を受けようとする特定法人は、次に掲げる事項を記載した免許申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。
一 当該特定法人の商号又は名称、本店又は主たる事務所の所在地及び設立の年月日
二 当該特定法人の設立に当たって準拠した法律を制定した国(以下この節において「設立準拠法」という。)の国名
三 当該特定法人及び引受社員を日本において代表する者(以下この節において「日本における代表者」という。)の氏名及び住所
四 受けようとする免許の種類
五 当該特定法人及び引受社員の日本における主たる店舗(総代理店の本店をいう。以下この節において同じ。)
2 前項の免許申請書には、当該特定法人の設立が適法に行われたこと及び引受社員が設立準拠法において適法に日本において行おうとする保険業と同種類の保険業を行っていることを証する設立準拠法の権限のある機関の証明書を添付しなければならない。
3 前項に定めるもののほか、第一項の免許申請書には、次に掲げる書類その他大蔵省令で定め
る書類を添付しなければならない。
一 特定法人の定款又はこれに準する書類
二 引受社員の日本における事業に係る事業の方法書
三 引受社員が日本において締結する保険契約に係る普通保険約款
四 引受社員が日本において締結する保険契約に係る保険料及び責任準備金の算出方法書
五 引受社員が日本において行う保険の引受けについて保険契約の内容を確定するための協議を行うことのある者で大蔵省令で定めるもの
六 引受社員が日本における保険契約の引受けを記載した書類
四 前項第二号から第四号までに掲げる書類には、大蔵省令で定める事項を記載しなければならない。
(免許審査基準)
第二百二十二条 大蔵大臣は、第二百十九条第一項の免許の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。
一 当該申請をした者(以下この項において「申請者」という。)が、その人的構成等に照らして、引受社員の日本における業務の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するため必要な知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
二 申請者が、設立準拠法の法令又は当該法の履行を確実にするための財産を保有することとその他の保険契約者等の保護のための措置が十分に講じられていること。
三 引受社員の行う日本における保険業に係る収支の見込みが良好であること。
四 前条第三項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が、第五条第一項第三号イからホまでに掲げる基準に適合するものであること。
五 前条第三項第四号に掲げる書類に記載され
た事項が、第五条第一項第四号イからハまでに掲げる基準に適合するものであること。
二 大蔵大臣は、前項に定める審査の基準に照らし公益上必要があると認めるときは、その必要の限度において、第二百十九条第一項の免許に条件を付し、及びこれを変更することができる。
(大蔵大臣の告示)
第二百二十三条 第二百十九条第一項の免許を受けた特定法人(以下「免許特定法人」という。)は、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適切なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。
二 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、免許特定法人に対し、引受社員が日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。
(供託)
第二百二十四条 第二百二十三条第一項の免託を受けた特定法人(以下「免許特定法人」という。)は、日本における保険契約者等の保護のため必要かつ適切なものとして政令で定める額の金銭を、日本における主たる店舗の最寄りの供託所に供託しなければならない。
二 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、免許特定法人に対し、引受社員が日本における保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができる。
三 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、免許特定
在員事務所その他の施設を設置しようとするとき(他の目的により設置している事務所その他の施設において当該業務を行おうとする場合を含む)。
イ 保険業に関する情報の収集又は提供
ロ その他保険業に関連を有する業務
二 前号の施設を廃止したとき。
三 第一号の施設において行う同号イ又はロに掲げる業務を廃止したとき。
四 第一号の場合において届け出た事項を変更したとき。
2 大蔵大臣は、公益上必要があると認めるときは、前項の外國保険業者に対し、同項第一号の施設において行う同号イ又はロに掲げる業務に関し報告又は資料の提出を求めることができ
第六節 特定法人に対する特別
(免許)
第一百十九条 次の各号のいずれにも該当する法人(以下この節において「特定法人」という)は、保険の引受けを行う当該特定法人の社員(以下「引受社員」という)の日本における保険業に係る引受けの代理並びに当該日本における保険業に係る当該特定法人及びその引受社員の業務の代理をする者(以下この節において「総代理店」という)を定め、引受社員が日本において保険業を行うことについて、大蔵大臣の免許を受けたことができる。
一 外国特別の法令により設立された法人であること。
二 その社員である者が、外国の法令の特別の規定により、当該外国において保険業の免許(当該免許に類する許可、登録その他の行政処分を含む)を受けないで、保険業を行うことと認められていること。
2 前項の免許は、特定生命保険業免許及び特定損害保険業免許の二種類とする。
3 特定生命保険業免許と特定損害保険業免許とは、同一の特定法人が受けることはできない。
4 大蔵大臣は、日本における保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、免許特定

法人と前項の契約を締結した者又は当該免許特定法人に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができ。る。

5 引受社員は、免許特定法人が第一項の供託金（第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金を含む）につき供託（第三項の契約の締結を含む）。第九項において同じ。）を行い、その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、第二百十九条第一項の免許に係る保険業を開始してはならない。

6 引受社員の日本における保険契約に係る保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に關し、免許特定法人に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。

7 前項の規定の適用については、免許特定法人は、その引受社員が日本において引き受けた保険に関する保険契約について、当該保険契約に係る引受社員の債務を連帯して保証したものとみなす。

8 第六項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。

9 免許特定法人は、第六項の権利の実行その他（理由により、供託金の額（契約金額を含む。）が第一項の政令で定める額に不足することと

10 なったときは、大蔵省令で定める日から二週間に以内にその不足額につき供託を行い、その旨を遅滞なく大蔵大臣に届け出なければならない。

11 第一項、第二項、第四項又は第九項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより取り戻すことができる。

一 当該免許特定法人に係る第二百十九条第一項の免許が第二百三十二条又は第二百三十二条の規定により取り消されたとき。

12 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、法務省令・大蔵省令で定める。

（日本において保険業を行う引受社員の届出等）

第二百二十四条 日本における代表者は、日本において保険業を行う引受社員及び第二百二十条

第三項第五号の大蔵省令で定める者の氏名又は商号及び住所又は本店の所在地を、あらかじめ、大蔵大臣に届け出なければならない。届け出た事項に変更があったときも、同様とする。

2 日本における代表者は、日本において保険業を行つ引受社員の名簿を日本における主たる店舗に備え置かなければならない。

3 引受社員の日本における業務に係る債権者、保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、総代理店のその業務を行つべき時間内に限り、前項に規定する名簿の閲覧を求め、又は当該総代理店の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

（事業の方法書等に定めた事項の変更）

第二百二十五条 免許特定法人は、第二百二十一条第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項（日本における保険契約者等の保護に

欠けるおそれがないものとして大蔵省令で定めた事項を除く）を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 免許特定法人は、前項に規定する書類に定めた事項を変更しようとする場合で、同項の大蔵省令で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更しようとする旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

3 第百二十四条及び第二百五十五条の規定は、第一項の認可及び前項の届出について準用する。この場合において、第二百二十四条第一号中「第一四条第二項第二号及び第三号」とあるのは、「第一

（報告又は資料の提出）

第二百二十六条 大蔵大臣は、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、免許特定法人、引受社員又は総代理店に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に

関し報告又は資料の提出を求めることができる。

（立入検査）

第二百二十七条 大蔵大臣は、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該職員に、総代理店の事務所に立ち入りさせ、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に關し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

（健全性維持のための措置）

第二百二十八条 大蔵大臣は、免許特定法人の第二百二十三条の供託金その他の大蔵省令で定めるものの額の合計額、引受社員の日本において

引き受けている保険に係る保険事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに相当する額として大蔵省令で定めるところにより計算した額その他当該免

許特定法人及び引受社員の日本に所在する財産の状況等を勘案し、適切な改善措置を講じなければ当該引受社員の日本における業務の運営の健全性を損ない日本における保険契約者等の保護に欠けることとなるおそれがあると認めると

きは、当該免許特定法人又は引受社員に対し措置を講すべき事項及び期限を示して、その日本における業務の運営の健全性を確保するための改善計画の提出を求めることができる。

一 法令（外国の法令を含む。）に基づく大蔵大臣の処分又は第二百二十条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものの違反したとき。

二 当該免許に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

項の改善計画の内容が不十分であると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員に対して、期限を示して、当該改善計画の変更を命ずることができる。

（事業の方法書等に定めた事項の変更命令）

第二百二十九条 大蔵大臣は、免許特定法人及び引受社員の業務若しくは財産の状況に照らしがあると認めるときは、免許特定法人、引受社員又は総代理店に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における業務の健全性を確保するため必要があると認めるときは、当該免許特定法人に対し、その必要的限度において、第二百二十条第三項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

（業務の停止等）

第二百三十条 大蔵大臣は、免許特定法人又は引受社員の業務又は財産の状況に照らして、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るために必要な措置があると認めるときは、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務の停止を命じ、又は財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

（業務の停止等）

第二百二十九条 大蔵大臣は、免許特定法人又は引受社員が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、引受社員の日本における業務の全部若しくは一部の停止若しくは日本における代表者の解任を命じ、又は第二百十九条第一項の免許を取り消すことができる。

一 法令（外国の法令を含む。）に基づく大蔵大臣の処分又は第二百二十条第三項第一号から第四号までに掲げる書類に定めた事項

のうち特に重要なものの違反したとき。

二 当該免許に付された条件に違反したとき。

三 公益を害する行為をしたとき。

四 大蔵大臣は、前項の規定により提出された同

引受社員の財産の状況が著しく悪化し、引受社員が日本における保険業を継続することが日本における保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該免許特定法人の第二百十九条第一項の免許を取り消すことができる。

(総代理店の廃止の認可)

第二百三十三条 免許特定法人は、総代理店を廃止しようとする場合には、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

(免許特定法人の届出)

第二百三十四条 免許特定法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、大蔵省令で定めることにより、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

(免許特定法人の届出)

第二百三十五条 免許特定法人が、日本における保険業を開始したとき。

(免許の失効)

第二百二十一条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十二条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十三条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十四条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十五条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十六条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十七条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

第二百二十八条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第五号に掲げる事項又は同条第三項第一号に掲げる書類に定めた事項を変更したとき。

(免許の失効)

二 第百九十九条において準用する第一百一条から第一百五条までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、特定損害保険業免許を受けた特定法人の日本において保険業を行う引受社員を外国損害保険会社等とみなす。

三 第百九十五条並びに第二百九十九条において準用する第一百十条及び第一百一条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)の適用については、免許特定法人を外国保険会社等とみなす。

四 第百九十九条において準用する第一百十条中「財産目録 貸借対照表」とあるのは、「当該免許特定法人及び引受社員の貸借対照表」と、第二百九十九条において準用する第一百十条第一項中「日本における業務」とあるのは、「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、第二百九十九条において準用する第一百十一条中「日本における業務」とあるのは、「免許特定法人及び引受社員の日本における業務」と、「第二百九十九条第一項に規定する支店等」とあるのは、「第二百九十九条第一項に規定する総代理店の本店及び支店」とする。

四 第百九十二条及び第二百九十六条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)の適用については、日本における代表者とみなす。この場合に、「外國保険会社等のその業務」とあるのは、「引受社員の債権者」と、「外國保険会社等のその業務」とあるのは、「総代理店のその業務」と、「当該外國保険会社等」とあるのは、「当該総代理店」とする。

五 第百九十九条において準用する第二百四十九条並びに第二百一十条において準用する第二百四十九条及び第二百五十七条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)の適用については、免許特定法人及び引受社員を外国保険会社等とみなす。

六 第二百十八条の規定は、免許特定法人の引受社員については、適用しない。

(保険管理人の選任等)

2 原子力損害の賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四十七号)その他の政令で定める法令の適用については、政令で定めるところにより、免許特定法人の引受社員を外国保険会社等又は第二百九十九条第二項の免許の種類に応じ外国生命保険会社等若しくは外国損害保険会社等とみなす。

第十章 保険契約者等の保護のための特別の措置等

## 第一節 業務及び財産の管理等に関する大藏大臣の処分等

### 第一款 業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理

(業務の停止、保険契約の移転及び合併等の協議の命令並びに業務及び財産の管理)

第二百四十二条 大藏大臣は、保険会社(外国保険会社等を含む。)第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条及び第二百六十条第五項第一項(口を除き、以下この章において同じ。)の業務若しくは財産の状況に照らしてその保険業(外國保険会社等にあつては、日本における保険業。以下この章において同じ。)の継続が困難であると認めるとき、又はその業務(外國保険会社等にあつては、日本における業務。以下この章における代表者とみなす。この場合に、「外國保険会社等のその業務」とあるのは、「引受社員の債権者」と、「外國保険会社等のその業務」とあるのは、「総代理店のその業務」と、「当該外國保険会社等」とあるのは、「当該総代理店」とする。

四 第百九十二条及び第二百九十六条の規定(これららの規定に係る罰則を含む。)の適用については、日本における代表者とみなす。この場合に、「外國保険会社等のその業務」とあるのは、「引受社員の債権者」と、「外國保険会社等のその業務」とあるのは、「総代理店のその業務」と、「当該外國保険会社等」とあるのは、「当該総代理店」とする。

る処分をすることができる。

### 第二款 業務及び財産の管理

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 前条の規定による保険管理人にによる業務及び財産の管理を命ずる处分(以下この款及び第二百五十八条第二項において「管理を命ずる处分」という。)があつたときは、当該

处分を受けた保険会社(以下この節において「被管理会社」という。)を代表し、業務の執行

並びに財産の管理及び処分を行ふ権利外国保険会社等を代表する権利にあつては、日本における業務及び財産の管理による範囲に限る。)は、保険管理人に専属する。商法第二百四十七条(決議取消し

の訴え)第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)、第二百八十一条ノ十五新株発行の無効の訴え(第六十条第四項において準用する場合を含む。)、第三百八十条(資本減少無効の訴え)、第四百十五条(合併無効の訴え)、第八十四条第二項(第九十六条において準用する場合を含む。)及び第七百七十三条第一項において準用する場合を含む。)及び第四百二十八条规定(設立無効の訴え)、(第六十条第一項において準用する場合を含む。)及び第四百二十九条(設立無効の訴え)及び第七百七十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による取締役の権利についても、同様とする。

第二百四十四条 大藏大臣は、管理を命ずる处分をしたときは、直ちに、被管理会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所に

その旨を通知し、かつ、嘱託書に当該命令書の謄本を添付して、被管理会社の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地(外

国保険会社等の場合にあつては、第八百八十五条第一項に規定する支店等の所在地の登記所に

その登記を嘱託しなければならない。

### 第三款 業務の停止

(業務の停止)

第二百四十五条 管理を命ずる处分があつたときは、被管理会社は、その業務を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて大藏大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部については、この限りでない。

(株主の名義書換の禁止)

第二百四十六条 被管理会社(外国保険会社等を除く。)が株式会社である場合において、大藏大臣は、必要があると認めるときは、株主の名義書換を禁止することができる。

(計画の承認)

第二百四十七条 大藏大臣は、保険契約者等の保護のため被管理会社に係る保険契約(外国保険会社等にあつては、日本における保険契約。)の管理を命ずる

び報酬)の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この規定において、会社更生法第九十七条第一項、第九十八条第二項及び第二百八十五条第一項中「裁判所」とあるのは「大藏大臣」と、民法第四十四条第一項中「理事其他ノ代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

第二百四十三条 保険会社は、保険管理人となることは「保険管理人」とされるものとす。

二百五十四条及び第二百六十条第二項を除き、

(契約条件の変更)

以下この章において同じ。)の存続を図ることが必要であると認めるときは、保険管理人に対し、保険契約の移転、合併その他必要な措置を定める計画の作成を命ずることができる。

2 保険管理人は、前項の計画を作成したときは、大蔵大臣の承認を得なければならない。

3 保険管理人は、前項の承認があつたときは、遅滞なく、当該承認に係る第一項の計画を実行に移さなければならぬ。

4 保険管理人は、やむを得ない事情が生じた場合には、大蔵大臣の承認を受けて、第一項の計画を変更し、又は廃止することができる。

5 大蔵大臣は、保険契約等の保護のため必要があると認めるときは、保険管理人に對し、第一項の計画の変更又は廃止を命ずることができるもの。

(保険管理人による管理を命ずる処分の取消し)

第二百四十八条 大蔵大臣は、管理を命ずる処分について、その必要がなくなつたと認めるときは、当該管理を命ずる処分を取り消さなければならない。

2 第二百四十四条の規定は、前項の場合につい

(会社整理に関する商法の規定の不適用)

第二百四十九条 商法第三百八十二条第一項(整理の開始)、第三百八十六条第一項(第六号から第九号までを除く。)及び第二項(整理実行のため裁判所の行う処分)、第三百八十七条第一項(処分に関する登記及び登録)、第三百八十八条から第三百九十二条まで(検査命令、検査役の報告事項、検査役の権限及び整理委員)、第三百九十七条(監督命令)並びに第三百九十八条(管理命令)(これららの規定を第百五十一条において準用する場合を含む。)の規定は、管理を命ずる処分があつた場合における当該管理を命ずる処分に係る被管理会社については、適用しない。

第三款 契約条件の変更

第二百五十条 第二百四十二条の規定により保険契約の全部に係る保険契約の移転の協議を命ぜられた保険会社が当該保険契約の移転をする場合又は被管理会社である保険会社が第二百四

(契約条件の変更)

七条第二項の承認(同条第四項の承認を含む)を受けた同条第一項の計画に従つて保険契約の全部に係る保険契約の移転をする場合には、第二百三十五条第一項(第二百十条第一項において準用する場合を含む。)の契約において、第二百三十五条第四項(第二百十条第一項において準用する場合を含む。)の契約において既に、第二百四十二条の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、この項本文若しくは第二百五十四条の契約について保険金額の削減その他の契約条項の変更(当該軽微な変更を除く。以下この款において「契約条件の変更」という。)を定めるこ

とができる。

2 前項の保険契約の移転をする場合には、当該保険会社に係る保険契約のうち、特定契約以外の全部を包括して移転しなければならない。

3 前項に規定する「特定契約」とは、次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十二条の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払のすべてを停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)の契約によりその業務を停止し、保険契約を停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。))の規定により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の大蔵省令で定める事項を付記しなければならない。

2 前条第一項の保険契約の移転をする場合における第二百三十七条第四項(第二百十条第一項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、第二百三十七条第一項において準用する場合を含む。の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の主要な内容その他の大蔵省令で定める事項を付記しなければならない。

(保険契約の移転の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十二条 前条第一項の保険契約の移転をする場合には、第二百三十七条第一項(第二百四十七条第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画において既に、第二百四十七条第二項の承認(同条第四項の変更の承認を含む。)を受けた同条第一項の計画に従つて合併する場合又は合併契約書において定めたときは、保険契約の移転を受けたこと及び当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容」とする。

ている旨を、外国保険会社等であるときは第二百五十五条第一項の契約に係る契約書の作成日において、当該契約条件の変更を含む契約書が作成された旨を、それぞれ公告しなければならない。

三十五条第一項に規定する移転先会社が承継する。

(契約条件の変更の通知)

第二百五十三条 第二百五十条第一項の保険契約

の移転をした場合における第二百四十五条第二項において同じ。)の規定の適用に

ついては、第二百四十九条第二項中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約

(第二百十一条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用に

ついては、第二百四十九条第二項中「同条第四項に規定する軽微な変更を定めたときは、保険契約

險契約(当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。)をいう。

3 第一項の保険会社は、商法第四百八条第一項(合併契約書の承認)(第一百七十三条第一項において準用する場合を含む。)の承認の決議を行つ株主総会等の招集の通知の発送日において、当該株主総会等が開かれる旨及び当該契約条件の変更を含む合併契約書の承認の決議が会議の目的となつてある旨を公告しなければならない。

4 第一項の保険会社は、前項の公告の時において既に、第二百四十二条の規定により業務の全部の停止を命ぜられ、又は第二百四十五条本文(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、第二百五十条第五項本文若しくはこの項本文の規定によりその業務の全部を停止している場合を除き、当該公告の時から、その業務の全部を停止しなければならない。ただし、当該保険会社の申出により、その業務の一部を停止しないことについて、大蔵大臣が必要があると認めた場合には、当該業務の一部についてはこの限りでない。

(合併の公告及び異議申立てに関する特例)

第二百五十五条 前条第一項の保険会社は、第六十六条第一項の公告に、契約条件の変更により生ずる保険契約者の権利義務の変更の内容その他の大蔵省令で定める事項を付記しなければならない。

3 前条第一項の合併をする場合においては、合併存続する保険会社又は合併により設立される保険会社は、合併後三月以内に、同項の保険会社の保険契約者に対し、その旨及び契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

第四款 保険契約の移転等の手続の実施の命令等

(保険契約の移転等の協議の相手方の指定)

第二百五十六条 大蔵大臣は、第二百四十二条の規定により保険契約の移転又は合併の協議その他必要な措置を命じた場合において必要があると認めるときは、当該処分を受けた保険会社が当該命ぜられた措置に係る協議をすべき相手方として他の保険会社を指定し、当該他の保険会社にその協議に応するよう勧告することができるとする。

2 前項の規定は、大蔵大臣が第二百四十七条第二項の規定により同条第一項の計画を承認した場合について準用する。この場合において、前項中「当該処分を受けた保険会社が当該命ぜられた措置」とあるのは、「被管理会社が当該計画に定められた措置」と読み替えるものとする。

(保険契約の移転等の条件のあつせん)

第二百五十七条 大蔵大臣は、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の場合において、その協議が調わないときは、あらかじめ同条第一項に規定する処分を受けた保険会社又は同条第二項において準用する同条第一項の被管理会社及び同項の勧告を受けた他の保険会社の意見を聴取し、条件を示して、必要なあつせんをることができる。

(保険契約の移転等の手続の実施の命令)

第二百五十八条 大蔵大臣は、前条の場合において同条の他の保険会社があつせんに係る条件に同意したときは、同条に規定する処分を受けた保険会社又は被管理会社に対し、当該条件に従い第二百五十六条第一項に規定する当該命ぜられた措置又は同条第二項において準用する同条十六条第三項において準用する第十七条第四項の規定の適用については、同項中「五分の一」とあるのは、「十分の一」とする。

2 前条第一項の合併をする場合における第六十六条第三項において準用する第十七条第四項の規定の適用については、同項中「五分の一」とあるのは、「十分の一」とする。

3 前条第一項の合併の場合は、合併存続する保険会社又は合併により設立される保険会社は、合併後三月以内に、同項の保険会社の保険契約者に対し、その旨及び契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。

4 第二百五十五条の規定は、前項の場合(管理を命ずる処分を受けている場合を除く。)について準用する。

(指定) 第一款 保険契約者保護基金 拠助等

第二百五十九条 大蔵大臣は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務及び同条第二項の業務の全部(以下この款において「資金援助等事業」という。)を適正かつ確實に行うことができると認められるときは、この節の定めるところにより資金援助等事業を行う者として、指定することができる。

2 一 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 第二百六十五条第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していない者ないこと。

三 その役員のうちに、禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ないものがないこと。

四 その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者がないこと。

五 その役員のうちに、この法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることは執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者がないこと。

2 一 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、事業参加者の名簿を作成し、これに係る信頼性を維持するため、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行ふものとする。

2 一 救済保険会社に対して、資金援助を行うこと。

2 二 負担金を収納し、及び管理すること。

3 前二号の業務に附帯する業務

2 一 保険契約者保護基金は、前項の規定により行う業務のほか、同項第一号の業務の遂行を妨げない限度において、一時的な資金事情により、保険金(外国保険会社等にあつては、日本における保険契約に係る保険金)の支払を遅延し、又は遅延するおそれのある事業参加者に対する資金の貸付けを行うものとする。

3 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、事業参加者の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、事業参加者の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 一 保険契約の移転等 次に掲げるものをいう。

2 一 破綻保険会社との合併で、当該他の保険会社が存続することとなるもの。

2 一 破綻保険会社(外国保険会社等を除く。)による取得で、当該破綻保険会社の業務(外國保険会社等にあつては、日本における業務)次号及び次款において同じ。)の健全化を図るために必要な事項として大蔵大臣

第二百六十条 保険契約者保護基金は、保険契約の移転等の円滑な実施を援助することにより保険契約者等の保護を図り、もって保険業に対する信頼性を維持するため、この節の定めるところにより、次に掲げる業務を行ふものとする。

2 一 救済保険会社に対して、資金援助を行うこと。

2 二 負担金を収納し、及び管理すること。

3 前二号の業務に附帯する業務

2 一 保険契約者保護基金は、前項の規定により行う業務のほか、同項第一号の業務の遂行を妨げない限度において、一時的な資金事情により、保険金(外国保険会社等にあつては、日本における保険契約に係る保険金)の支払を遅延し、又は遅延するおそれのある事業参加者に対する資金の貸付けを行うものとする。

3 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、事業参加者の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

4 保険契約者保護基金は、大蔵省令で定めるところにより、事業参加者の名簿を作成し、これを大蔵大臣に提出するとともに、公衆の縦覧に供しなければならない。

5 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

2 一 保険契約の移転等 次に掲げるものをいう。

2 一 破綻保険会社との合併で、当該他の保険会社が存続することとなるもの。

2 一 破綻保険会社(外国保険会社等を除く。)による取得で、当該破綻保険会社の業務(外國保険会社等にあつては、日本における業務)次号及び次款において同じ。)の健全化を図るために必要な事項として大蔵大臣

			が定めるものを実施するために行うもの
			二 破綻保険会社 事業参加者で、業務若しくは財産外國保険会社等にあっては、日本に所在する財産の状況に照らして保険金の支払を停止するおそれのある者又は保険金の支払を停止した者をいう。
			三 救済保険会社 事業参加者で、保険契約の移転等を行なう者のうち破綻保険会社でない者をいう。
			四 事業参加者 保険契約者保護基金が行う資金援助に係る資金を拠出することを約した保險会社をいう。
			五 資金援助 金銭の贈与、資金の貸付け、資金の買取り、債務の保証その他の大蔵省令で定めるものをいう。
			六 負担金 第四号の契約により事業参加者が認可を受けなければならない。これを変更しよとするときも 同様とする。
	2	第二百六十二条 保険契約者保護基金は、資金援助等事業の実施に関する規程(以下この款において「業務規程」という。)を定め、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを変更しよとするときも 同様とする。	第一二百六十三条 大蔵大臣は、この節の規定施行に必要な限度において、保険契約者保護基金に対し、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、保険契約者保護基金の事務所に立ち入りさせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
			(監督命令)
	2	第二百六十四条 大蔵大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、保険契約者保護基金に対し、監督上必要な命令をすることができる。	第一二百六十四条 大蔵大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、保険契約者保護基金に申し込むことができる。
			2 保険契約者保護基金は、前項の場合において同項第一号の資金援助を行うことを、保険契約者保護基金に申し込むことができる。
	2	第二百六十五条 大蔵大臣は、保険契約者保護基金が次の方のいずれかに該当するときは、第百五十九条第一項第三号から第五号までに掲げる要件に適合しなくなるときは、当該保険契約者保護基金に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。	第一二百六十五条 大蔵大臣は、第一項の場合において同項第一号の資金援助を行う保険会社は、同項の申込みが行われる時までに、当該保険契約の移転等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。
			(指定の取消し)
	2	第二百六十六条 大蔵大臣は、保険契約者保護基金が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百五十九条第一項の指定を取り消すことができる。	第一二百六十六条 大蔵大臣は、第一項の場合において同項第一号の資金援助を行う保険会社は、同項の申込みが行われる時までに、当該保険契約の移転等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。
			(適格性の認定)
	2	第二百六十七条 前条第一項の場合においては、保険契約の移転等を行う保険会社は、同項の申込みが行われる時までに、当該保険契約の移転等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。	第一二百六十七条 前条第一項の場合においては、保険契約の移転等を行う保険会社は、同項の申込みが行われる時までに、当該保険契約の移転等について、大蔵大臣の認定を受けなければならぬ。
			(資金援助)
	2	第二百六十九条 保険契約者保護基金は、救済保険会社に対する資金援助を行なうかどうか及び資金援助の額を決定する場合には、当該資金援助に要する見込まれる費用、利用可能な資金の状況その他の事情を考慮してするものとする。	第一二百六十九条 保険契約者保護基金は、救済保険会社に対する資金援助を行なうかどうか及び資金援助の額を決定する場合には、当該資金援助に要する見込まれる費用、利用可能な資金の状況その他の事情を考慮してするものとする。
			2 保険契約者保護基金は、前項の決定をしたときは、遅延なく、その決定に係る事項を大蔵大臣に報告しなければならない。
	3	3 保険契約者保護基金は、第一項の規定により資金援助を行なうことを決定したときは、当該資金援助に係る契約を締結するものとする。	3 保険契約者保護基金は、第一項の規定により資金援助を行なうことを決定したときは、当該資金援助に係る契約を締結するものとする。
			(事業参加者に対する資金の貸付け)
	2	第二百七十条 第二百六十条第二項の資金の貸付けは、当該資金の貸付けを行なうことが同項の事業参加者に係る同項の保険金の円滑な支払のために必要かつ適当であると認められる場合に限り、行なうことができる。	第二百七十条 第二百六十条第二項の資金の貸付けは、当該資金の貸付けを行なうことが同項の事業参加者に係る同項の保険金の円滑な支払のために必要かつ適当であると認められる場合に限り、行なうことができる。
			その旨を保険契約者保護基金に通知しなければならない。
			(適格性の認定の特例)
	2	第二百六十八条 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二百五十六条第一項(同条第一項第一号の資金援助を行うことを、保険契約者保護基金に申し込むことができる。)の効力による処分に係る保険会社が破綻保険会社に該当し、かつ、当該保険会社の業務の全部の廃止又は解散ができる旨を付記することができる。	第一二百六十八条 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第二百五十六条第一項(同条第一項の規定による処分に係る保険会社が破綻保険会社に該当し、かつ、当該保険会社の業務の全部の廃止又は解散ができる旨を付記することができる。
			2 第二百四十二条の規定による処分に係る保険会社の業務の全部の廃止又は解散が前条第三項第三号に掲げる要件に該当することができる。
	2	第一二百四十二条の規定による処分に係る保険会社が破綻保険会社に該当し、かつ、当該保険会社の業務の全部の廃止又は解散ができる旨を付記することができる。	第一二百四十二条の規定による処分に係る保険会社が破綻保険会社に該当し、かつ、当該保険会社の業務の全部の廃止又は解散ができる旨を付記することができる。
			2 前条第四項の規定は、前項の付記をした場合について準用する。
	2	2 前項の認定の申請は、同項の保険会社の連名で行なわなければならない。	2 前項の認定の申請は、同項の保険会社の連名で行なわなければならない。
	3	3 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行なうことができる。	3 大蔵大臣は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、第一項の認定を行なうことができる。
			一 当該保険契約の移転等が行われることが、保険契約者等の保護に資すること。
	2	二 保険契約者保護基金による資金援助が行われることが、当該保険契約の移転等が円滑に行われるため不可欠であること。	二 保険契約者保護基金による資金援助が行われることが、当該保険契約の移転等が円滑に行われるため不可欠であること。
	3	三 当該保険契約の移転等に係る破綻保険会社について、保険契約の移転等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に対する信頼性が損なわるおそれがあること。	三 当該保険契約の移転等に係る破綻保険会社について、保険契約の移転等が行われることなく、その業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、保険業に対する信頼性が損なわるおそれがあること。
			4 大蔵大臣は、第一項の認定を行なったときは、
	2	2 前項の規定により第二百五十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で告示しなければならない。	2 前項の規定により第二百五十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で告示しなければならない。
			(資金援助の申込み)
	2	2 大蔵大臣は、前項の規定により第二百五十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で告示しなければならない。	2 大蔵大臣は、前項の規定により第二百五十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で告示しなければならない。
			(資金援助等)
	2	2 大蔵大臣は、前項の規定により第二百五十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で告示しなければならない。	2 大蔵大臣は、前項の規定により第二百五十九条第一項の指定を取り消したときは、その旨を官報で告示しなければならない。
			(守秘義務)
	2	2 第一百六十二条 保険契約者保護基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金援助等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。	2 第一百六十二条 保険契約者保護基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、資金援助等事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

係る貸付金債権の回収が確実であると認められることその他の大蔵省令で定める要件を満たすものでなければならぬ。

3 保険契約者保護基金は、第一項の資金の貸付けをすることを決定したときは、遅滞なく、その決定に係る事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

### 第三節 清算手続等との調整

(清算手続等における大蔵大臣の意見等)

第二百七十二条 裁判所は、保険会社の清算手続、破産手続、和議手続、整理手続又は更生手続において、大蔵大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 大蔵大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

3 第百二十九条第一項、第二百一条第一項及び第二百二十七条の規定は、第一項の規定により大蔵大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

## 第十一章 雜則

(免許の失効)

第二百七十二条 保険会社(外国保険会社等を含む)、第二百七十四条において同じ)が次の各号のいずれか(外国保険会社等にあっては、第一号又は第四号)に該当するときは、第三条第一項又は第二百八十五条第一項の大蔵大臣の免許は、その効力を失う。

一 保険業、外國保険会社等にあっては、日本における保険業。第四号において同じ)を廃止したとき。

二 解散したとき(設立又は合併(当該合併により保険会社を設立するものに限る)を無効とする判決が確定したときを含む)。

三 保険業を営む株式会社が保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたとき。

四 当該免許を受けた日から六月以内に保険業を開始しなかつたとき(やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承

認を受けたときを除く)。

2 第二百九条第五号から第八号までのいずれかに該当して同条の規定による届出(同条第五号に係る届出にあっては、当該合併後当該外国保険会社等が消滅することとなる合併及び事業の全部の譲渡に係る届出に限る)があつたときは、当該届出をした外国保険会社等に係る第二百八十五条第一項の大蔵大臣の免許は、その効力を失う。

(大蔵大臣の告示)

第二百七十三条 次に掲げる場合には、大蔵大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 第百三十二条 第百三十三条、第二百四一条、第二百五十五条又は第二百四十五条の規定により業務(外国保険会社等にあっては、日本における業務)の全部又は一部の停止を命じたとき。

二 第百三十三条、第二百三十四条、第二百五十五条又は第二百六条の規定により第三条第一項又は第二百八十五条第一項の免許を取り消したとき。

三 第二百四十五条の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる处分又は第二百五十八条第一項の規定による命令をしたとき。

四 前条の規定により第三条第一項又は第二百八十五条第一項の免許がその効力を失つたときは、その登記を受けるべき事項を記載した登記申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

五 その他大蔵省令で定める事項

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行つてはならない。

一 次条の登録を受けた生命保険募集人その他の大蔵省令で定める部分

所属保険会社のために行う保険契約の締結の代理又は媒介

以下この編において同じ)の役員(代表権を有する役員及び監査役を除く)以下この条、第二百八十三条及び第二百二条において同一の役員(法人でない社団又は財團におけるその代表者又は代理人を含む)。

2 登録申請者が法人(法人でない社団又は財團で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この編において同じ)であるとき、第二百八十三条及び第二百二条を除き、以下この編におけるその代表者又は代理人を含む。

3 第二百八十六条の登録を受けた保険仲立人又はその役員若しくは使用人、保険契約(外国保険会社等以外の外国保険業者が保険者となる保険契約について)は、政令で定めるものに限る)の締結の媒介であつて生命保険募集人及び損害保険募集人がその所属保険会社のために行う保険契約の締結の媒介以外のもの

第二章 生命保険募集人及び損害保険代理店並びに所属保険会社

第一節 生命保険募集人及び損害保険代理店

二 登録年月日及び登録番号

(登録)

第二百七十六条 生命保険募集人及び損害保険代理店は、この法律の定めるところにより、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

第二百七十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登記申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 事務所の名称及び所在地

三 所属保険会社の商号、名称又は氏名

四 他に業務を行つているときは、その業務の種類

五 その他大蔵省令で定める事項

第二百七十五条 次の各号に掲げる者が当該各号に定める保険募集を行う場合を除くほか、何人も保険募集を行つてはならない。

一 第二百七十九条第一号から第五号まで、第七号、第八号(同項第六号に係る部分

を除く)、第九号(同項第六号に係る部分を除く)、第十号又は第十一号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

2 登録申請者が法人(法人でない社団又は財團で代表者は管理人の定めのあるものを含む。以下この編において同じ)であるとき、第二百八十三条及び第二百二条を除き、以下この編におけるその代表者又は代理人を含む。

3 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める書類

第二百七十八条 大蔵大臣は、第二百七十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を大蔵省に備える生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に登録しなければならない。

第一節 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

(登録の拒否)

2 大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者及び所属保険会社に通知しなければならない。

第二百七十九条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けたことがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外

國の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百七十一条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者当該登録を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

六 申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者

七 保険仲立人又はその役員若しくは保険募集を行う使用人

八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者は又はその代理人の出頭を求めるため、証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見

国が法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

四 第三百七条第一項の規定により第二百七十一条の登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者当該登録を取り消された者が法人である場合は、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。以下この号において「登録等」という。)を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者(当該登録等を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前三十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から三年を経過しないものを含む。)

五 禁治産者若しくは準禁治産者又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

六 申請の日前三年以内に保険募集に関し著しく不適当な行為をした者

七 保険仲立人又はその役員若しくは保険募集を行う使用人

八 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの

九 法人でその役員のうちに第一号から第六号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 個人でその保険募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

十一 法人でその役員又は保険募集を行う使用人のうちに第七号に該当する者のあるもの

2 大蔵大臣は、前項の規定により登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、登録申請者にその旨を通知し、その者は又はその代理人の出頭を求めるため、証拠を提出する機会を与えるため、大蔵大臣の指定する職員をして意見

を聽取させなければならない。

3 前項の場合において、大蔵大臣は、意見を聴取される者が正当な理由がないのに、意見の聴取に応じないときは、意見の聽取を行わないで登録を拒否することができる。

4 大蔵大臣は、前三項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、書面をもつて、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

3 生命保険募集人又は損害保険代理店が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該各号に定める者は、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 生命保険募集人又は損害保険代理店があつた法人を代表する役員

二 保険募集の業務を廃止したとき。生命保険募集人若しくは損害保険代理店であつた個人又は生命保険募集人若しくは損害保険代理店があつた法人を代表する役員

三 生命保険募集人又は損害保険代理店である個人が死亡したとき。その相続人

四 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が合併(法人でない社団又は財団については、合併に相当する行為。次号において同じ。)により消滅したとき。その破産管財人

五 生命保険募集人又は損害保険代理店である法人が破産したとき。

2 生命保険募集人又は損害保険代理店があつた法人を代表する役員

一 生命保険募集人又は損害保険代理店である個人が死亡したとき。その相続人

二 保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。

3 前二項の規定は、生命保険募集人が二以上の所属保険会社を有する場合においても、その保険募集に係る業務遂行能力その他の状況に照らして、保険契約者等の保護に欠けるおそれがないものとして政令で定める場合には、適用しない。

4 民法第七百二十四条(損害賠償請求権の消滅時効)の規定は、第一項の請求権について準用する。

3 第二節 所属保険会社

1 所属保険会社の賠償責任

2 第二百八十三条 所属保険会社は、生命保険募集人又は損害保険募集人が保険募集につき保険契約者に加えた損害を賠償する責めに任ずる。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

3 生命保険会社の役員若しくはその使用者である生命保険募集人又は損害保険会社の役員

2 大蔵大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を生命保険募集簿又は損害保険代理店登録簿に登録し、その旨を所属保険会社に通知しなければならない。

の防止に努めたとき。

2 生命保険会社の使用者若しくはその使用者である生命保険募集人又は損害保険会社の使用者である損害保険募集人が行つ保険募集に際しては、所属保険会社が当該使用者(生命保険会社の使用者の使用者を除く。)の雇用につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。

3 第二百八十四条 生命保険募集人若しくは損害保険代理店又は第二百八十五条第一項第二号から第六号までに定める者は、所属保険会社を代理人として、第二百七十七条第一項若しくは第三百二条の規定による届出をすることができる。

(生命保険募集人又は損害保険代理店の原簿)

第二百八十五条 所属保険会社は、大蔵省令で定めるところにより、当該所属保険会社に係る生

命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿

を、その本店若しくは主たる事務所又は支店若しくは從たる事務所(外国保険会社等の場合には、所属保険会社が当該役員の選任につき相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集につき保険契約者に加えた損害の発生等)に備え置かなければならない。

2 利害関係人は、必要があるときは、所属保険会社に対し、前項の原簿の閲覧を求めることができる。

### 第三章 保険仲立人

#### (登録)

第一百八十六条 保険仲立人は、この法律の定めるところにより、大蔵大臣の登録を受けなければならない。

#### (登録の申請)

第一百八十七条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

#### 一 商号、名称又は氏名及び住所

#### 二 事務所の名称及び所在地

#### 三 取り扱う保険契約の種類

#### 四 他に業務を行つてゐるときは、その業務の種類

#### 五 その他大蔵省令で定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

#### 一 第二百八十九条第一項第一号から第五号まで

#### 二 第二百八十九条第一項第六号に係る部分

#### 三 前二号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める書類

#### (登録の実施)

第二百八十八条 大蔵大臣は、第二百八十六条の登録の申請があつた場合においては、次条第一項から第三項までの規定により登録を拒否する場合を除くほか、直ちに、次に掲げる事項を大蔵省に備える保険仲立人登録簿に登録しなければならない。

#### 一 前条第一項各号に掲げる事項

#### 二 登録年月日及び登録番号

大蔵大臣は、前項の規定による登録をしたと

きは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

#### (登録の拒否)

第二百八十九条 大蔵大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

二 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

三 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

四 この法律又はこれに相当する外国の法令の規定により登録を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

五 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

六 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

七 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

八 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

九 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十一 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十二 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十三 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十四 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十五 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十六 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十七 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十八 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

十九 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

二十 前項の登録を取り消された者が法人である場合は、その役員

六 申請の日前三年以内に保険募集に関する不適当な行為をした者

七 保険会社、外國保険会社等を含む。以下この編において同じ。）、保険会社の役員（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、生命保険募集人又は損害保険募集人（損害保険代理店の使用人については保険募集を行つ者に限る。）

八 個人でその保険募集を行う使用者のうちに前各号のいずれかに該当する者のあるもの

九 法人でその役員又は保険募集を行う使用者のうちに第一号から第七号までのいずれかに該当する者のあるもの

十 該当する者の正當な理由がないのに、意見を聴取せなければならぬ。

十一 大蔵大臣は、前項第一号に係る同項の届出を受理したときは、届出があつた事項を保険仲立人登録簿に登録しなければならない。

十二 保険仲立人が第一項第二号から第六号までのいずれかに該当することとなつたときは、当該保険仲立人の登録は、その効力を失う。

十三 保険仲立人は、保証金を主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

十四 保険仲立人のため所要の保証金が大蔵大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、かつ、その旨を大蔵大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき第一項の保証金の全部又は一部の供託をしないことができる。

十五 大蔵大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、保険仲立人と前項の契

人を代表する役員  
三 保険仲立人である個人が死亡したとき。  
その相続人

四 保険仲立人である法人が破産したとき。  
その破産管財人

五 保険仲立人である法人が合併(法人でない社団又は財団にあつては、合併に相当する行為。次号において同じ。)により消滅したとき。  
その法人を代表する役員であつた者

<p>約を締結した者又は当該保険仲立人に對し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。</p> <p>5 保険仲立人は、第一項の保証金につき供託（第三項の契約の締結を含む。）を行い、かつ、保その旨を大蔵大臣に届け出た後でなければ、保険契約の締結の媒介を行つてはならない。</p> <p>6 保険仲立人に保険契約の締結の媒介を委託した保険契約者、当該保険契約の被保險者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約の締結の媒介に關して生じた債権に關し、当該保険仲立人に係る保証金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。</p> <p>7 前項の権利の実行に關し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>8 保険仲立人は、第六項の権利の実行その他の理由により、保証金の額（契約金額を含む。第十項において同じ。）が第二項の政令で定める額に不足することとなつたときは、大蔵省令で定める日から一週間以内にその不足額につき供託（第三項の契約の締結を含む。第三百十九条第三号において同じ。）を行い、かつ、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。</p> <p>9 第一項又は前項の規定により供託する保証金は、國債その他の大蔵省令で定める有価証券をもつてこれに充てすることができる。</p> <p>10 第一項、第四項又は第八項の規定により供託した保証金は、次の各号のいづれかに該当することとなつたときは、大蔵大臣の承認を受けて、その全部又は一部を取り戻すことができる。</p> <p>一 前条第一項第二号から第六号までのいづれかに該当することとなつたとき。</p> <p>二 第三百七条第一項又は第二項の規定により登録が取り消されたとき。</p> <p>三 業務の状況の変化その他の理由により保証金の額が第二項の政令で定める額を超えることとなつたとき。</p> <p>四 大蔵大臣は、前項の承認をするときは、保険</p>	<p>契約の締結の媒介に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができます。</p> <p>5 前各項に定めるもののか、保証金に関心ある事項は、法務省令・大蔵省令で定める。</p> <p>6 保険仲立人賠償責任保険契約（保険仲立人があつては、大蔵省令で定めるものに限る。次項において「自己契約」という。）の保険募集を行つてはならない。</p> <p>7 前項の規定の適用については、損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた自己契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額が、当該損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた保険契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなつたときは、当該損害保険代理店又は保険仲立人は、自己契約の保険募集を行うことをその主たる目的としたものとみなす。</p> <p>8 大蔵大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、前項の保険仲立人賠償責任保険契約を締結した保険仲立人に対し、前条第一項の保証金につき供託をしないことができるときされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。</p> <p>9 前二項に定めるもののか、保険仲立人賠償責任保険契約に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。</p> <p>10 第二百九十三条 商法第五百四十三条、第五百四十四条及び第五百四十六条から第五百五十条まで（仲立営業の規定は、保険仲立人が行う保険契約の締結の媒介であつて相互会社（外国相互会社を含む。）が当該保険契約の保険者となるべきものについて準用する。）</p> <p>（商法の準用）</p> <p>（第四章 業務 明示）</p> <p>（生命保険募集人及び損害保険募集人の権限の明示）</p>
<p>（第二百九十五条 損害保険代理店及び保険仲立人は、その主たる目的として、自己又は自己を雇用している者を保険契約者又は被保險者とする保険契約（保険仲立人があつては、大蔵省令で定めるものに限る。次項において「自己契約」という。）の保険仲立人賠償責任保険契約（保険仲立人があつては、大蔵省令で定めるものに限る。）の保険募集を行つてはならない。</p> <p>2 前項の規定の適用については、損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた自己契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額が、当該損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた保険契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなつたときは、当該損害保険代理店又は保険仲立人は、自己契約の保険募集を行うことをその主たる目的としたものとみなす。</p> <p>3 前二項に定めるもののか、保険仲立人賠償責任保険契約に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。</p> <p>（第二百九十六条 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、大蔵省令で定めたところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。</p> <p>一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保険仲立人の権限に関する事項</p> <p>三 保険仲立人の損害賠償に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項</p> <p>（保険仲立人の開示事項）</p> <p>（第二百九十七条 保険仲立人は、顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に關して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他大蔵省令で定める事項を、明らかにしなければならない。</p> <p>（結約書の記載事項）</p> <p>（第二百九十八条 保険仲立人に対する商法第五百四十六条第一項 結約書作成及び交付義務）（第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「其要領」とあるのは、「大蔵省令ニ定ムル事項」とする。</p> <p>（保険仲立人の誠実義務）</p>	<p>契約の締結の媒介に關して生じた債権の弁済を確保するために必要と認める限度において、取り戻すことができる時期及び取り戻すことができる保証金の額を指定することができます。</p> <p>2 前項の規定の適用については、損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた自己契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額が、当該損害保険代理店又は保険仲立人が保険募集を行つた保険契約に係る保険料の合計額として大蔵省令で定めるところにより計算した額の百分の五十を超えることとなつたときは、当該損害保険代理店又は保険仲立人は、自己契約の保険募集を行うことをその主たる目的としたものとみなす。</p> <p>3 前二項に定めるもののか、保険仲立人賠償責任保険契約に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。</p> <p>（第二百九十六条 保険仲立人は、保険契約の締結の媒介を行おうとするときは、大蔵省令で定めたところにより、次に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付しなければならない。</p> <p>一 保険仲立人の商号、名称又は氏名及び住所</p> <p>二 保険仲立人の権限に関する事項</p> <p>三 保険仲立人の損害賠償に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、大蔵省令で定める事項</p> <p>（保険仲立人の開示事項）</p> <p>（第二百九十七条 保険仲立人は、顧客から求められたときは、保険契約の締結の媒介に關して当該保険仲立人が受ける手数料、報酬その他の対価の額その他大蔵省令で定める事項を、明らかにしなければならない。</p> <p>（結約書の記載事項）</p> <p>（第二百九十八条 保険仲立人に対する商法第五百四十六条第一項 結約書作成及び交付義務）（第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「其要領」とあるのは、「大蔵省令ニ定ムル事項」とする。</p> <p>（保険仲立人の誠実義務）</p>
<p>（第二百九十九条 保険仲立人は、顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならぬ。）（保険契約の締結又は保険募集に關する禁止行為）</p> <p>第三百条 保険会社、保険会社の役員（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に關して、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 保険契約者又は被保險者に対する虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為</p> <p>二 保険契約者又は被保險者が保険会社に対する重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為</p> <p>三 保険契約者又は被保險者が保険会社に対して重要な事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせることを勧める行為</p> <p>四 保険契約者又は被保險者に対する不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて既に成立している保険契約を消滅させる行為</p> <p>五 保険契約者又は被保險者に対する、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為</p> <p>六 保険契約者若しくは被保險者又は不特定の者に対する、将来における契約者配当又は社員に対する剩余金の分配その他の将来における金額が不確実な事項として大蔵省令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実</p>	<p>（第二百九十九条 保険仲立人は、顧客のため誠実に保険契約の締結の媒介を行わなければならぬ。）（保険契約の締結又は保険募集に關する禁止行為）</p> <p>第三百条 保険会社、保険会社の役員（生命保険募集人及び損害保険募集人である者を除く。）、生命保険募集人、損害保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、保険契約の締結又は保険募集に關して、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 保険契約者又は被保險者に対する虚偽のことを告げ、又は保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為</p> <p>二 保険契約者又は被保險者が保険会社に対する重要な事項につき虚偽のことを告げることを勧める行為</p> <p>三 保険契約者又は被保險者が保険会社に対して重要な事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込みをさせることを勧める行為</p> <p>四 保険契約者又は被保險者に対する不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて既に成立している保険契約を消滅させる行為</p> <p>五 保険契約者又は被保險者に対する、保険料の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為</p> <p>六 保険契約者若しくは被保險者又は不特定の者に対する、将来における契約者配当又は社員に対する剩余金の分配その他の将来における金額が不確実な事項として大蔵省令で定めるものについて、断定的判断を示し、又は確実</p>

であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為の保護に欠けるおそれがあるものとして大蔵省令で定める行為。

八 前各号に定めるもののほか、保険契約者等の保護に欠けるおそれがあるものとして大蔵省令で定める行為。

2 前項第五号の規定は、保険会社が第四条第二項各号(外国保険会社等の場合にあっては、第一百八十七条第三項各号)に掲げる書類に基づいて行う場合には、適用しない。

三百一 生命保険会社はその子損害保険会社等(第一百七条に規定する子損害保険会社等をいふ、外国生命保険会社等の場合にあっては、第一百九十四条に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。)が行う保険契約の締結又は子損害保険会社等に係る保険募集に關して、損害保険会社はその子生命保険会社等(第一百七条に規定する子生命保険会社等をいふ、外国損害保険会社等の場合にあっては、第一百九十四条に規定する特殊関係者をいう。以下この条において同じ。)が行う保険契約の締結又は子生命保険会社等に係る保険募集に關して、次に掲げる行為又は取引をしてはならない。

一 当該子損害保険会社等又は当該子生命保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約者は又は被保険者に対し、特別の利益の提供を行つて、又は提供する行為

二 当該子損害保険会社等若しくは当該子生命保険会社等との間又は当該子損害保険会社等若しくは当該子生命保険会社等を保険者とする保険契約の保険契約者は若しくは被保険者とし、保険契約の保険契約者は若しくは被保険者との間で行う行為又は取引のうち前号に掲げるものに準ずる行為又は取引で、保険募集の公正を害するおそれのあるものとして大蔵省令で定める行為又は取引。

### (役員又は使用人の届出)

第三百二十二条 損害保険代理店又は保険仲立人は、その役員又は使用人に保険募集を行わせようとするときは、その者の氏名及び住所を大蔵大臣

に届け出なければならない。届け出た事項について変更を生じたとき、又は届出に係る役員若しくは使用人が保険募集を行わないこととなつたとき、若しくはこれらの者が死亡したときも、同様とする。

### (帳簿書類の備付け)

三百三 条 保險仲立人は、大蔵省令で定めるところにより、その事務所ごとに、その業務に関する帳簿書類を備え、保險契約者ごとに保險契約の締結の年月日その他の大蔵省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

### (事業報告書の提出)

三百四 条 保險仲立人は、事業年度ごとに、大蔵省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、毎事業年度経過後三月以内に、これを大蔵大臣に提出しなければならない。

### (立入検査等)

三百五 条 大蔵大臣は、この法律の施行に必要な限度において、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人に対し、その業務若しくは財産に關し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所に立ち入りらせ、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、又は當該子損害保険会社等若しくは当該子生命保険会社等の間で行つてはならない。

### (業務改善命令)

三百六 条 大蔵大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の業務の運営に關する保険契約の保険契約者若しくは被保険者と認めるとときは、保険契約者等の保護のため必要な限度において、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人に対し、業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

### (登録の取消し等)

三百七 条 大蔵大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人が次の各号のいずれかに該当するときは、第二百七十六条若しくは

第二百八十六条の登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 生命保険募集人若しくは損害保険代理店が第二百七十九条第一項第一号から第三号まで、第四号(同項第六号に係る部分を除く)、第九号(同項第六号に係る部分を除く)、第十号若しくは第十一号のいずれかに該当する

こととなつたとき、又は保険仲立人が第二百八十九条第一項第一号から第三号まで、第四号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く)、第九号(同項第六号に係る部分を除く)若しくは第十号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)、第五号、第七号、第八号(同項第六号に係る部分を除く)若しくは第十号(この法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る)のいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けたとき。

三 この法律又はこの法律に基づく大蔵大臣の処分に違反したとき、その他保険募集に關し著しく不適当な行為をしたと認められるとき。

四 大蔵大臣は、生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の事務所の所在地を確知できないとき、又は生命保険募集人、損害保険代理店若しくは保険仲立人の所在法人である場合にあつては、その法人を代表する役員の所在を確知できないときは、大蔵省令で定めるところにより、その事実を公告し、その公告の日から三十日を経過しても当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人から申出がないときは、当該生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の登録を取り消すことができる。

2 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(不利益处分)の規定は、適用しない。

三 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定に基づき設立された法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財團

三百八 条 大蔵大臣は、次に掲げる場合には、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の登録を抹消しなければならない。

一 前条第一項又は第二項の規定により第二百七十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第二百九十条第三項の規定により第二百八十七条の規定により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を取り消したとき。

二 第二百八十八条第三項の規定により第二百七十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第二百八十五条第一項に規定する原簿六条の登録がその効力を失つたとき。

三 第二百八十八条第三項の規定により第二百七十六条の登録がその効力を失つたとき、又は第二百八十五条第一項に規定する原簿六条の登録がその効力を失つたとき。

四 三百九 条 保險会社(外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。)に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)を行つことができる。

一 申込者等が、大蔵省令で定めるところにより、保険契約の申込みの撤回等に関する事項を記載した書面を交付された場合において、その交付をされた日と申込みをした日とのいずれか遅い日から起算して八日を経過したとき。

二 申込者等が、営業若しくは事業のために又は営業若しくは事業として締結する保険契約として申込みをしたとき。

3 前項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(不利益处分)の規定は、適用しない。

(登録の抹消等)

で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又

は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込

みをしたとき。

四 当該保険契約の保険期間が一年以下であるとき。

五 当該保険契約が、法令により申込者等が加入を義務付けられているものであるとき。

六 申込者等が保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店又は保険仲立人の営業所、事務所その他の場所において保険契約の申込みをした場合その他の場合で、申込者等の保護に欠けるおそれがないと認められるものとして

政令で定める場合  
2 保険契約の申込みの撤回等は、当該保険契約の申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合には、申込者等に対し、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金その他の金銭の支払を請求することができない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する保険料として大蔵省令で定める金額については、この限りでない。

4 保険会社は、保険契約の申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。ただし、第一項の規定による保険契約の解除の場合における当該保険契約に係る保険料の前払として受領した金銭のうち前項の大蔵省令で定める金額については、この限りでない。

5 生命保険募集人、損害保険代理店その他の保険募集を行なう者は、保険契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該保険契約に連して金銭を受領しているときは、申込者等に對し、速やかに、これを返還しなければならない。

6 保険仲立人その他の保険募集を行う者は、保

險会社に保険契約の申込みの撤回等に伴い損害賠償その他の金銭を支払った場合において、当該支払に伴う損害賠償その他の金銭の支払を、申込みの撤回等をした者に対し、請求することができる。

7 保険契約の申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に保険金の支払の事由の生じたことを知っているときは、この限りでない。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。  
(認可等の条件)

第三百十条 大蔵大臣は、この法律の規定による認可、許可又は承認(次項及び第三百十二条において「認可等」という。)に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、認可等の趣旨に照らして、又は認可等に係る事項の確実な実施を図るために必要最小限のものでなければならない。

(検査職員の証票の携帯及び提示等)

第三百十一条 第一百一十九条第百七十九条第二項及び第二百七十二条第三項において準用する場合を含む)、第二百二十七条(第二百三十五条及び第二百七十二条第三項において準用する場合を含む)、第二百二十二条(第二百三十六条及び第二百七十二条第三項において準用する場合を含む)、第二百二十七条(第二百三十五条第六項及び第二百七十二条第三項において準用する場合を含む)、第二百六十三条又は第二百五十五条の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

2 前項に規定する各規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  
(大蔵省令への委任)

第三百十二条 この法律に定めるもののほか、この法律による認可等に関する申請の手続、書類

の提出の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、大蔵省令で定める。

(権限の委任)

第三百十三条 大蔵大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限の一部を財務局長又は財務支局長に行わせることができる。

(経過措置)

第三百十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

で、その制定又は改廃に従い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む)を定めることができる。

第三百十五条 第三条第一項の規定に違反して、大蔵大臣の免許を受けないで保険業を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第百八十六条第一項の規定に違反した者

二 第百八十八条第一項の規定により付した条件に違反した者

三 第二百九十二条第八項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者

四 第二百二十三条第九項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者

五 第二百九十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十一一条第一項の規定により付した条件に違反した者

六 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定により付した条件に違反した者

七 第三百条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者

八 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

九 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十一 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十二 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十三 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十四 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十五 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

十六 第五百二十二条第一項(第百九十九条において準用する場合を含む)又は第二百二十二条第一項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した者

において準用する場合を含む)、第二百五十条第五項又は第二百五十四条第四項の規定に違反して業務を行つた者

五 第二百七十五条各号に掲げる者でない者であつて、保険募集を行つた者

六 不正の手段により第二百七十六条又は第二百八十六条の登録を受けた者

七 第三百条第一項の規定に違反して同項第一号から第三号までに掲げる行為をした者

八 第三百十八条 第一百六十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百二十条 第三条第一項の規定に違反して、大蔵大臣の免許を受けないで保険業を行つた者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三百三十四条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき保証金の供託を行わなかつた者

第三百三十五条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十六条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十七条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十八条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百三十九条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十一条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十二条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十三条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十四条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十五条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十六条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十七条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十八条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百四十九条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十二条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十三条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十四条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十五条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十六条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十七条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十八条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百五十九条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百六十条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百六十一条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百六十二条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百六十三条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百六十四条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三百六十五条 第三百条第一項の規定に違反して、同項の不足額につき供託を行わなかつた者は、三十万円以下の罰金に処する。

項、第二百二十六條(第二百三十五条第六項において準用する場合を含む)、第一百六十三条又は第三百五条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその法人でない社団又は財団を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

権者に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、社債権者に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 隠ぺいしたとき。  
法令又は定款の規定に違反して、基金の償却、基金利息の支払又は剩余金の分配をしたとき。

四 第百一十九条第一項（第百七十九条第二項  
及び第二百七十二条第三項において準用する

場合は含む)。若しくは第二項、第二百一条第一項(第二百二十二条第六項及び第二百七十二条第三項において準用する場合を含む)。若しくは第二項、第二百一十七条(第二百三十五条及び第二百七十二条第三項において準用する場合を含む)。第二百六十三条又は第三五百条の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれら等の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五百一一百七十九条第一項(第二百十二条第六項  
又は第二百三十五条第六項)に、て準用する

又は第二百三十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者

六 第二百七十七条第一項の登録申請書若しくは同条第二項の書類又は第二百八十七条第二

は同条第二項の書類又は第二百八十九条第一項の登録申請書若しくは同条第二項の書類に

虚偽の記載をして提出した者

備えず、これに同条に規定する事項を記載せよ。

す、若しくは虚偽の記載をし、又はこれを保  
存（なかつ）する者

八 第三百六条の規定による命令に違反した者

三百二十二条 法人(法人でない社団又は財団の代表者又は管理人の定めのあるもの)を含む。

(の代表者は管理人の定めたあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管

理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法又は人の業務又は才能

の従業者が、その法人又は人の業務又は貢献に關し、第三百五十五条から第三百十七条まで又

は前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰

するにか、その法ノアはノに対しても、当該名案の罰金刑を科する。

2 法人でない社団又は財團について前項の規定

**第三百二十三条** 相互会社又は外国相互会社の社債権者集会の代表者又はその決議を執行する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は社債

一 相互会社の設立の場合において社員の数基  
金の総額の引受け若しくは基金の拠出に係  
る払込みについて、又は第二十二条第三項付  
号に掲げる事項について、裁判所又は創立  
会に対して虚偽の申立てを行い、又は事実を

第三百二十五条 第三百二十二条第一項に規定する者、外国相互会社の日本における代表者若しくは外国保険会社等若しくは免許特定法人の受社員の保険管理人又は基金若しくは相互会社若しくは外国相互会社の社債の募集の委託を受けた者が、株式、基金又は社債の募集に当たる場合、重要な事項について不実の記載のある株式申込証、基金提出申込証、社債申込証、目論書き、株式、基金又は社債の募集の広告その他の文書、基金又は社債の募集に関する文書を行ったときは、五年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金



一項において準用する場合を含む。)において準用する同法第六十七条ノ二の職務代行者、同法第二百五十八条第二項(第五十一条第二項、第五十三条第二項並びに同法第二百八十八条第一項及び第四百三十条第二項(第八十三条第一項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の職務代行者若しくは支配人、外団保険会社等の日本における代表者、清算人、第二百十一条において準用する第一百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人若しくは支配人、免許特定法人及び引受け員を日本において代表する又は外国保険会社等と第二百九十九条第三項の契約を締結した者若しくは免許特定法人と第二百二十三第三項の契約を締結した者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

二、第九条、第二十三条第二項、第二十五条第一項若しくは第六十条第二項の規定、第六十二条第一項において準用する商法第三百一条第一項の規定又は第七十七条第二項の規定に違反して、株式申込証、新株引受け権証書、基金拠出申込証、入社申込証若しくは社債申込証を作成せず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三、この法律又はこの法律において準用する商法に定める登記を怠ったとき。

四、この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、正当な理由がないのに、書類の閲覧若しくは原本又はその原本若しくは抄本の交付を拒んだとき。

五、第十四条、第五十四条、第五十六条、第五十七条若しくは第九十一条第一項の規定、同

条第二項において準用する商法第二百八十九条ノ第三項の規定又は第一百十二条第二項若しくは第一百五十五条(これらの規定を第一百九十九条において準用する場合を含む)の規定に違反して、準備金若しくは積立金を積み立てず、又はこれらを取り崩したとき。

六 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法に定める公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

七 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、第二十一条第一項において準用する商法第三十二条第一項の会計帳簿若しくは貸借対照表、定期款、創立総会、創立総代会、社員総会、総代会、取締役会、監査役会、保険契約者総会、保険契約者総代会、社債権者集会若しくは債権者集会の議事録、社員の名簿、第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第四十八条に規定する書類、第五十九条第一項において準用する商法第二百八十二条第一項の書類、監査報告書、社債原簿若しくはその複本、第一百八十三条第一項において準用する同法第四百十九条第一項若しくは第四百二十条第一項の書類、第一百八十三条第一項において準用する同法第四百二十七条第一項の決算報告書又は第一百八十四条において準用する同法第四百四十三条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

八 第二十三条第四項(第七十七条第三項において準用する場合を含む)又は第六十条第四項において準用する商法第七十五条第四項の規定に違反して、書面を交付せず、これに記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

九 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法に定める検査又は調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

十一 第二十六条第四項若しくは第七十三条第三項(第七十六条第五項において準用する場合を含む。)において準用する商法第一百八十一条の規定による裁判所の指定若しくは第五十九条第一項において準用する同法第二百三十七条ノ二第三項の規定による裁判所の指定若しくは第四十一条若しくは第四十九条ノ三の規定、第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第一百三十七条ノ三の規定、第一百三十七条ノ三の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において準用する同法第四百三十三条第三項において準用する同法第一百八十条第三項において準用する同法第二百三十七条ノ三の規定に違反して、正当な理由がないのに、創立総会、創立総代会、社員総会、総代会、保険契約者総会又は保険契約者総代会において、社員になろうとする者、社員、総代又は保険契約者の求めた事項について説明をしないとき。

十二 第三十八条第一項又は第四十五条第一項(これららの規定を第一百八十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による請求があつた場合に、その請求に係る事項を会議の目的としないとき。

十三 第四十一条第二項、第四十七条第一項若しくは第一百八十三条第一項において準用する商法第二百三十七条ノ二第三項の規定による裁判所の命令若しくは第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百三十三条若しく

は第二百三十四条第一項の規定に違反して、社員総会若しくは総代会を招集し、若しくは招集せず、又は定款に定めた地以外の地においてこれらを招集したとき。

十四 この法律又はこの法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定に違反して、帳簿又は書類を備え置かないとき。

十五 第四十一条において準用する商法特例法第二十一条の二若しくは第二十二条の三第二項の規定、第四十八条の規定又は第五十九条第一項において準用する商法特例法第十五条において準用する同項において準用する商法第二百八十三条第二項の規定に違反して、社員総会若しくは総代会の招集の通知に書類又は書面を添付しなかつたとき。

十六 この法律において準用する商法若しくは商法特例法の規定又は定款に定めた取締役又は監査役の員数を欠くこととなつた場合において、その選任手続をすることを怠つたとき。

十七 第五十五条第二項において準用する商法第二百六十四条第二項の規定、第五十五条第二項において準用する同法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定又は第五十五条第二項の規定又は第六十条第一項において準用する同法第四百三十条第二項において準用する同法第二百六十五条第三項において準用する同法第二百六十四条第二項の規定に違反して、これらの規定に規定する事実を取締役会又は清算人会に報告せず、又は不実の報告をしたとき。

十八 第五十九条第一項において準用する商法特例法第三条第一項又は第六条の四第一項の規定に違反して、会計監査人又は一時会計監査人の職務を行ふべき者の選任手続をしなかつたとき。

十九 第五十九条第一項において準用する商法特例法第十八条第一項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役に選任

しなかつたとき。

二十 第五十九条第一項において準用する商法

特例法第十八条第二項に規定する常勤の監査役を定める手続をしなかつたとき。

二十一 第六十一条第二項において準用する商法第二百九十七条の規定に違反して社債を募集し、又は同項において準用する同法第三百四十四条第一項の規定に違反して、事務を承継すべき社債管理会社を定めなかつたとき。

二十二 第六十二条第二項において準用する商法第三百六条第一項の規定に違反して、債券を発行したとき。

二十三 第六十九条、第七十七条又は第八十六条の規定に違反して組織変更の手続をしたとき。

二十四 第九十八条第一項又は第九十九条第四項前段若しくは第五項これららの規定を第一百九十九条において準用する場合を含む。の規定に違反して、認可を受けないでこれらの規定による認可を行つたとき。

二十五 第九十九条第四項後段(第一百九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による認可を受けないで同項後段に規定する業務の内容又は方法を変更したとき。

二十六 第百条(第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して他の業務を行つたとき。

二十七 第百六十六条又は第一百七十七条(これらの規定を第百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、責任準備金又は支払準備金を積み立てなかつたとき。

二十八 第百八十八条第二項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、保険計理人の選任手續をせず、若しくは

第一百二十条第二項(第一百九十九条において準用する場合を含む。)の規定に違反して、保険計理人の選任手續をせず、若しくは命令に違反したとき。

用する場合を含む。)の大蔵省令で定める要件に該当する者でない者を保険計理人に選任し、又は第百一十条第三項(第一百九十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、同項の規定による届出をしなかつたとき。

九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三十五 第百三十条第一項、第二百二十二条第一項若しくは第二百二十八条第二項の規定による改善計画の提出をしなかつたとき、又は第百三十三条第二項、第二百二十二条第二項若しくは第二百二十九条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠り、又は第百八十四

条において準用する商法第四百三十二条第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

三十六 第百三十二条第二項、第二百二十二条第二項若しくは第二百三十二条又は第二百二十九条の規定による命令に違反したとき。

三十七 第百三十六条(第二百十条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して保険契約の移転の手続をしたとき。

三十八 第百三十八条(第二百十条第一項において準用する場合を含む。)の規定に違反して保険契約の締結をしたとき。

三十九 第百五十一条において準用する商法第三百八十六条の規定又は第一百八十四条において準用する同法第四百三十二条、第四百三十七条规定による認可の弁済をしたとき。

四十 第百七十三条第一項において準用する商法第一百条の規定に違反して合併をしたとき。

四十一 第百七十四条第一項、第三項若しくは第六項、第二百十二条第一項若しくは第二百三十五条(これらの規定を第二百七条及び第二百五十五条第一項(第二百七条及び第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。)に規定する期間(第二百二十五条第二項又は第三項(これららの規定を第二百七条及び第二百五十五条第三項において準用する場合を含む。)により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間)内に第二百二十二条第一項(第二百七条において準用する場合を含む。)の規定による変更又は届出の撤回の事項を変更したとき。

四十二 第百七十六条の規定に違反して、同条第一項の規定により裁判所が選任した管理人又は第百八十四条において準用する同法第四百三十五条第二項の規定により裁判所が選任した清算人に事務の引渡しをしないとき。

四十三 第百八十二条第一項の規定により付した命令に違反したとき。

四十四 第百八十三条第一項において準用する商法第四百三十条第一項において準用する同法第一百二十四条第三項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠り、又は第百八十四

条において準用する商法第四百三十二条第二項の規定に違反して、特別清算開始の申立てをすることを怠つたとき。

四十五 清算の終了を遅延させる目的をもつて、第百八十三条第一項において準用する商法第四百二十二条第一項の期間を不当に定めたとき。

四十六 第百八十三条第一項において準用する商法第一百七十八条の規定により読み替えて適用する商法第四百二十二条第一項の規定又は第百八十四

条において準用する同法第四百三十八条の規定に違反して債務の弁済をしたとき。

四十七 第百八十四条において準用する商法第四百二十二条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

四十八 第二百十三条第一項において準用する商法第四百三十二条第一項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四十九 第二百十八条第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

五十 第二百四十三条第二項の規定に違反して、正当な理由がないのに、保険管理人となることを拒否したとき。

五十一 第百九十七条の規定に違反して、同条第一項に規定する管理を命ずる処分が取り消されたりにもかかわらず、第二百四十二条第一項に規定する被管理会社の取締役又は清算人に事務の引渡しをしないとき。

五十二 第二百四十八条第一項の規定により付した命令に違反したとき。

五十三 第三百十条第一項の規定により付した命令に違反したとき。

2 株式会社の保険管理人又は外国保険会社等の保険管理人は、商法第四百九十八条第一項各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

**第三百三十四条 保険金信託業務を行う生命保険会社の取締役、清算人、第一百四十四条第一項に規定する受託会社、保険管理人、商法第三百九十二条第一項(第一百五十五条において準用する場合を含む。)の整理委員、同法第三百九十七条第一項(第一百五十五条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第七条の規定又は同条の規定に基づく命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。**

四 第九十九条第八項(第一百五十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第九条の規定又は同条の規定に基づく命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。

五 第九十九条第八項(第一百五十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第十条の規定に違反して信託財産を固有財産としたとき。

六 信託法第二十八条の規定に違反して、同条の規定により行うべき信託財産の管理を行わぬとき。

七 信託法第三十九条の規定に違反して、同条第一項に規定する事務の処理若しくは計算を作成しないとき。

八 信託法第四十条の規定に違反して、正当な理由がないのに、同条第一項若しくは第二項に規定する書類の閲覧を拒み、又は信託事務の処理についての説明を行わないとき。

九 第三百三十五条 第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。  
 （保険募集の取締に関する法律等の廃止）  
 第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
 一 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第百七十一号)  
 二 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)  
 （免許に関する経過措置）  
 第三条 この法律の施行の際現に改正前の保険業法(以下「旧法」という。)第一条第一項の主務大臣の免許を受けている者(旧法第一百五十九条又は旧法以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定(次項において「旧法第一百五十九条等の規定」という。)により旧法第一条第一項の主務大臣の免許を受けたものとみなされる者を含む。)は、この法律の施行の際に改正後の保険業法(以下「新法」という。)第三条第一項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける旧法の免許を受けた保険会社が相互会社であるときは、同項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間において、基金(新法第五十六条の基金償却積立金(次項及び附則第三十九条の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。)を含む。)の総額が新法第六条第一項の政令で定める額に達するまで

後段に規定する保険金信託業務の方法を変更したとき。

三 第九十九条第八項(第一百五十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第七条の規定に違反したとき。

四 第九十九条第八項(第一百五十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第九条の規定又は同条の規定に基づく命令に違反して信託につき補てん又は補足の契約を行ったとき。

五 第九十九条第八項(第一百五十九条において準用する場合を含む。)において準用する信託業法第十条の規定に違反して信託財産を固有財産としたとき。

六 信託法第二十八条の規定に違反して、同条の規定により行うべき信託財産の管理を行わぬとき。

七 信託法第三十九条の規定に違反して、同条第一項に規定する事務の処理若しくは計算を作成しないとき。

八 信託法第四十条の規定に違反して、正当な理由がないのに、同条第一項若しくは第二項に規定する書類の閲覧を拒み、又は信託事務の処理についての説明を行わないとき。

九 第三百三十五条 第七条第二項の規定に違反した者は、百万円以下の過料に処する。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。  
 （保険募集の取締に関する法律等の廃止）  
 第二条 次に掲げる法律は、廃止する。  
 一 保険募集の取締に関する法律(昭和二十三年法律第百七十一号)  
 二 外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)  
 （免許に関する経過措置）  
 第三条 この法律の施行の際現に改正前の保険業法(以下「旧法」という。)第一条第一項の主務大臣の免許を受けている者(旧法第一百五十九条又は旧法以外の法律若しくはこれに基づく命令の規定(次項において「旧法第一百五十九条等の規定」という。)により旧法第一条第一項の主務大臣の免許を受けたものとみなされる者を含む。)は、この法律の施行の際に改正後の保険業法(以下「新法」という。)第三条第一項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間は、適用しない。

2 前項の規定の適用を受ける旧法の免許を受けた保険会社が相互会社であるときは、同項の大蔵大臣の認可を受けたときは、当該認可に係る組織変更の日)までの間において、基金(新法第五十六条の基金償却積立金(次項及び附則第三十九条の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。)を含む。)の総額が新法第六条第一項の政令で定める額に達するまで

<p>は、新法第五十五条第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができます。</p> <p>3 前項の規定により積み立てられた積立金は、新法第五十六条の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。  <small>(商号又は名称に関する経過措置)</small></p>
<p><b>第六条 新法第七条第二項の規定は、この法律の施行の際現に保険会社であると誤認されるおそれのある文字を用いている者については、施行日から起算して六月間は、適用しない。</b>  <small>(株式申込証に関する経過措置)</small></p>
<p><b>第七条 新法第九条第一項の規定は、施行日以後に発起人が株主の募集に着手する場合における商法第一百七十五条第一項(株式の申込みの方式)の株式申込証について適用し、施行日前に発起人が株主の募集に着手した場合における当該株式申込証については、なお従前の例による。</b></p>
<p>2 新法第九条第二項において準用する同条第一項の規定は、施行日以後に商法第二百八十一条ノ二(新株發行事項の決定)の規定による新株の発行に関する取締役会又は株主総会の決議をする場合における同法第二百八十一条ノ六(株式申込証)の株式申込証又は同法第二百八十一条ノ六ノ二(第一項新株引受権証書)の新株引受権証書について適用する。  <small>(取締役の欠格事由等に関する経過措置)</small></p>
<p><b>第八条 新法第十二条第一項の規定により読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二第三号(取締役の欠格事由)、(同法第二百八十一条第一項(監査役)及び第四百二十条第二項(清算人)において準用する場合を含む。)の規定の適用については、旧法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法の規定を含む。)により刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定により刑に処せられたものとみなす。</b>  <small>(利益準備金に関する経過措置)</small></p>
<p><b>第九条 新法第十四条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る利益準備金の積立てについて適用する。</b>  <b>第十条 新法第十五条の規定は、施行日以後に開催される取締役会又は株主総会の決議に係る利益の配当若しくは商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)の金銭の分配又は同法第二百十二条第一項(ただし書若しくは第二百十二条ノ二第一項(株式の消却))の株式の消却について適用し、施行日前に開催された取締役会又は株主総会の決議に係る利益の配当又は同法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の分配については、なお従前の例による。</b>  <small>(株主の帳簿閲覧権の否認に関する経過措置)</small></p> <p><b>第十二条 新法第十六条の規定は、施行日前に株主が商法第二百九十三条ノ六第一項(株主の帳簿閲覧権)の会計の帳簿及び書類の閲覧又は贈写の請求をした場合については、適用しない。</b>  <small>(資本の減少に関する経過措置)</small></p> <p><b>第十三条 新法第十七条の規定は、施行日以後にされる株主総会の決議に係る資本の減少について適用し、施行日前にされた株主総会の決議に係る資本の減少については、なお従前の例による。</b>  <small>(保険契約者等の先取特権に関する経過措置)</small></p> <p><b>第十四条 この法律の施行の際現に存する旧法第三十二条の規定による先取特権又は旧法第三十条の規定による権利については、なお従前の例による。</b></p>

の記載は、ないものとみなす。

(設立の登記の申請に関する経過措置)

**第二十条 新法第二十八条第二号の規定は、附則第十八条の規定によりその設立についてなお従前の例によることとされる相互会社が設立の登記を申請する場合については、適用しない。**

(相互会社の発起人の責任を追及する訴えに関する経過措置)

**第二十一条 新法第三十条において準用する商法第一百九十六条(発起人に対する責任の免除及び代表訴訟)において準用する同法第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで(取締役の責任)を追及する訴えの規定は、施行日以後に社員が新法第三十条において準用する商法第一百九十六条规定による訴えの規定は、新法第三十条において準用する商法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場合について適用し、施行日前に社員が第六条において準用する同法第二百六十七条规定による訴えの提起を請求する場合又は新法第三十条において準用する商法第二百九十六条において準用する商法第一百九十九条において準用する商法第二百六十七条规定による訴えを請求した場合又は旧法第四十一条において準用する旧法第五十七条第三項の訴えを提起した場合については、なお從前**

の例による。

(保険料の払込みに係る相殺に関する経過措置)

**第二十二条 社員が施行日前に払い込むべき旧法第四十五条に規定する保険料の払込みに係る相殺については、なお従前の例による。 (通知及び催告に関する経過措置)**

**第二十三条 新法第三十二条の規定は、施行日以後に発する同条第一項本文の通知又は催告について適用し、施行日前に発した旧法第五十条本文の通知又は催告については、なお従前の例による。**

(退社員に関する経過措置)

**第二十四条 新法第三十五条及び第三十六条の規定は、施行日以後の退社員について適用し、施行**

行日前の退社員については、なお従前の例による。

(社員及び総代の議決権に関する経過措置)

**第二十五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の定款に、旧法第五十二条ただし書、第五十三条第一項ただし書又は第五十三条ノ二第一項ただし書の規定により他の標準が定められている場合において、その定めが適用する場合を含む。に規定する別段の定めが記載されているときは、その記載はないものとみなす。**

(社員総会に関する提案権等に関する経過措置)

**第二十六条 新法第三十八条から第四十条までの規定は、施行日以後に社員がこれらの規定に規定する事項について請求する場合について適用し、施行日前に旧法第五十二条ノ二第一項、第五十三条第一項又は第五十三条ノ二第一項の規定による請求がされた場合は、なお従前**

(社員総会等の決議に関する経過措置)

**第二十七条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の社員総会(旧法第五十条第一項又は第五十三条ノ二第一項の規定による請求がされた場合は、なお従前**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第二十八条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法第五十一条第一項に規定する機関を設けている場合において、同**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第二十九条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社が旧法第五十二条第一項に規定する機関を設けている場合において、同**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第三十条 新法第四十五条から第四十七条までの規定は、施行日以後に社員又は新法第四十二条第一項の総代(附則第二十九条第四項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第四十五条第一項、第四十**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第三十一条 新法第四十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第四十五条第一項、第四十**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第三十二条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十三条ノ二第一項の規定による請求がされた場合は、なお従前の例による。**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第三十三条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項、第五十三**

(総代会の設置等に関する経過措置)

**第三十四条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第三十五条 新法第四十一条において準用する商法及び商法特例法の規定は、施行日以後に同条において準用する商法第二百三十二条第一項の規定による相互会社の招集の通知が発せられる社員総会について適用し、施行日前に旧法第五十四条において準用する商法第二百三十二条第一項の規定による相互会社の定款に旧法第五十二条第一項に規定する機関の構成員は、同項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(総代会の決議の方法等に関する経過措置)

**第三十六条 新法第四十三条及び第四十四条の規定は、施行日以後に新法第四十九条において準用する商法第二百三十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の規定による相互会社の定款に旧法第五十二条第一項に規定する機関の構成員は、同項の総代とみなされる者の数が記載されている場**

招集の通知が発せられた社員総会については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現に存する旧法の規定による相互会社の定款に旧法第五十二条ノ二第一項ただし書、第五十三条第一項ただし書又は第五十三条ノ二第一項ただし書の規定により他の標準が定められている場合において、その定めが適用する場合を含む。に規定する別段の定めが記載されているときは、その記載はないものとみなす。

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第三十七条 新法第四十五条から第四十七条までの規定は、施行日以後に社員又は新法第四十二条第一項の総代(附則第二十九条第四項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第四十五条第一項、第四十**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第三十八条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項、第五十三条第一項及び第五十三条ノ二第一項の規定による請求がされた場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第三十九条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項、第五十三**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十一条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項、第五十三**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十二条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項、第五十三**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十三条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十四条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十五条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十六条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十七条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十八条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第四十九条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第五十条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第五十一条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第五十二条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

(社員総会に係る商法等の準用に関する経過措置)

**第五十三条 新法第五十二条第一項の総代とみなされる者を含む。)が新法第五十二条第一項の規定により新法第四十二条第一項の総代とみなされる場合は、なお従前の例による。**

合において、当該記載されている数がそれぞれ

新法第四十五条第一項、第四十六条第一項又は

第四十七条第一項に規定する総代の数を超えて

いるときは、その記載はないものとみなす。

(総代会における参考書類送付に関する経過措

置)

第三十二条 新法第四十八条の規定は、施行日以

後に発せられる新法第四十九条において準用す

る商法第二百三十二条第一項(招集の通知)の招

集の通知について適用し、施行日前に発せられ

た旧法第五十一条第二項において準用する旧法

第五十四条において準用する商法第二百三十二

条第一項の招集の通知については、なお従前の

例による。

(総代会に係る商法の準用に関する経過措置)

第三十三条 新法第四十九条において準用する商

法の規定は、施行日以後に同条において準用す

る商法第二百三十二条第一項(招集の通知)の招

集の通知が発せられる新法第四十二条第一項の

総代会附則第十九条の規定により総代会と

みなされる旧法第五十一条第一項に規定する機

関を含む。)について適用し、施行日前に旧法第

五十二条第一項において準用する旧法第五十四

条において準用する商法第二百三十二条第一項

の招集の通知が発せられた附則第二十九条第一

項又は第二項の規定により新法第四十二条第一

項の総代会とみなされる旧法第五十一条第一項

に規定する機関については、なお従前の例によ

る。

(相互会社の取締役会等の決議等に関する経過

措置)

第三十四条 この法律の施行の際現に存する旧法

の規定による相互会社の取締役会又は監査役会

が旧法において準用する商法又は商法特例法の

規定に基づいて施行日前にした決議その他の権

限の行使は、当該権限の行使がされた日において、新法の規定による相互会社の取締役会又は監査役会が新法において準用する商法又は商法特例法の相当の規定に基づいてした決議その他の

の権限の行使とみなす。

(相互会社の取締役に係る商法の準用に関する

経過措置)

第三十五条 附則第八条の規定は、新法第五十一

条第二項において準用する商法第二百五十四条

ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合

について準用する。

2 新法第五十一条第二項において準用する商法

第二百六十七条から第二百六十八条ノ三まで

(取締役の責任を追及する訴えの規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二

百六十七条第一項の訴えの提起を請求する場合

又は新法第五十一条第二項において準用する商

法第二百六十七条规定第三項の訴えを提起する場合

について準用する。同法第六十二条

ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合

について準用する。

(取締役の責任を追及する訴えの規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二

百六十七条第一項の訴えを提起する場合

又は新法第五十一条第二項において準用する商

法第二百六十七条规定第三項の訴えを提起する場合

について準用する。同法第六十二条

ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合

について準用する。

(取締役の責任を追及する訴えの規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二

百六十七条第一項の訴えを提起する場合

又は新法第五十一条第二項において準用する商

法第二百六十七条规定第三項の訴えを提起する場合

について準用する。

(取締役の責任を追及する訴えの規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二

百六十七条第一項の訴えを提起する場合

法第二百六十七条第三項の訴えを提起する場合

について適用し、施行日前に社員が旧法第六十

二条において準用する旧法第五十七条第一項の

訴えの提起を請求した場合又は旧法第六十二条

において準用する旧法第五十七条第二項において

提起する場合については、なお従前の例によ

る。

(損失てん補準備金に関する経過措置)

第三十八条 新法第五十四条の規定は、施行日以

後に開始する事業年度に係る同条の損失てん補

準備金の積立てについて適用し、施行日前に開

始した事業年度に係る旧法第六十三条第一項の

準備金の積立てについては、なお従前の例によ

る。

(損失てん補準備金に関する経過措置)

第三十九条 新法第五十四条の規定は、施行日以

後に開始する事業年度に係る同条の準備金の

準備金及び前項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合における同条第一項の準備金

は、新法第五十四条の損失てん補準備金として

積み立てられたものとみなされ

る。

2 旧法の規定による相互会社に係るこの法律の

施行の際現に存する旧法第六十三条第一項の準

備金及び前項の規定によりなお従前の例によ

ることとされる場合における同条第一項の準備金

は、新法第五十四条の損失てん補準備金として

積み立てられたものとみなされ

る。

(社員の名簿に関する経過措置)

第三十六条 この法律の施行の際現に存する旧法

の規定による相互会社の取締役が旧法第五十六

条の規定により備え置いた社員名簿は、新法第

五十二条第一項の社員の名簿とみなす。

(相互会社の監査役に係る商法の準用に関する

経過措置)

第三十七条 附則第八条の規定は、新法第五十三

条第二項において準用する商法第二百五十四条

ノ二(取締役の欠格事由)の規定を適用する場合

について準用する。

(取締役の責任を追及する訴えの規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二

百六十七条第一項の訴えを提起する場合

又は新法第五十三条第二項において準用する商

法第二百六十七条第一項の訴えを提起する場合

について準用する。

(取締役の責任を追及する訴えの規定は、施行

日以後に社員が同項において準用する同法第二

百六十七条第一項の訴えを提起する場合

について適用する。

2 新法第五十九条第一項において準用する商法

第二百八十六条ノ四(新株発行費用の繰延べ)の

規定は、施行日以後に開始する事業年度に支出

される同条に規定する基金の募集のために必要

な費用の額について適用する。

第二百八十六条ノ四(新株発行費用の繰延べ)の

規定は、施行日以後に開始する事業年度に支出

される同条に規定する基金の募集のために必要

な費用の額について適用する。

3 新法第五十九条第一項において準用する商法

第二百八十六条ノ四に規定する基金の募集のた

めに必要な費用の額で、この法律の施行の際現

に存する旧法の規定による相互会社が施行日前

に開始した事業年度に支出したものについて

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期における償却額を控除した額を

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期における償却額を控除した額を

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期における償却額を控除した額を

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期における償却額を控除した額を

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期における償却額を控除した額を

は、その額から施行日以後開始する最初の事業

年度の決算期における償却額を控除した額を



<p><b>第五十二条</b> 新法第二百十一条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。  <b>(株式の評価の特例に関する経過措置)</b></p> <p><b>第五十三条</b> 新法第二百十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る株式の評価について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る株式の評価については、なお従前の例による。</p> <p><b>2</b> 旧法の免許を受けた保険会社に係るこの法律の施行の際現に存する旧法第八十六条の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第二項の準備金は、新法第二百十五条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。</p> <p><b>(株式の評価の特例に関する経過措置)</b></p> <p><b>第五十七条</b> 新法第二百十六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第八十九条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなす。</p> <p><b>(責任準備金に関する経過措置)</b></p> <p><b>第五十七条</b> 新法第二百十六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第八十九条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなす。</p> <p><b>3</b> 前項の規定により新法第二百十五条第一項の価格変動準備金として積み立てられたものとみなされる旧法第八十六条の準備金の額が同項に規定する大蔵省令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額の決算上の処理について必要な事項は、大蔵省令で定める。</p> <p><b>(責任準備金に関する経過措置)</b></p> <p><b>第五十七条</b> 新法第二百十六条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧法第八十九条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなされる保険計理人については、施行日から起算して三年を経過するまでの間は、適用しない。</p> <p><b>2</b> この法律の施行の際現に旧法第二百二十二条第一項の規定により選任されている保険計理人は、施行日において新法第二百二十条第一項の規定により選任された保険計理人とみなす。</p> <p><b>3</b> 新法第二百二十条第二項の規定は、前項の規定により同条第一項の規定により選任されたものとみなされる保険計理人については、施行日から起算して二年を経過するまでの間は、適用しない。</p> <p><b>(保険計理人の職務に関する経過措置)</b></p> <p><b>第六十一条</b> 新法第二百二十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る事項に関する保険計理人の職務について適用し、附則第三条の規定により新法第三条第四項の生命保険業免許を受けたものとみなされる旧法の免許を受けた保険会社の施行日前に開始した事業年度に係る事項に関する保険計理人の職務については、なお従前の例による。</p> <p><b>(保険計理人の解任に関する経過措置)</b></p> <p><b>第六十二条</b> 新法第二百二十二条の規定は、施行日以後にした行為に係る保険計理人の解任について適用し、施行日前の怠る行為及び施行日前にした行為に係る保険計理人の解任については、なお従前の例による。</p> <p><b>(事業方法書等に係る変更の認可等に関する経過措置)</b></p> <p><b>第六十三条</b> 旧法の免許を受けた保険会社がこの法律の施行の際現に旧法第十条第一項の規定により旧法第一条第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更に係る主務大臣の認可を申請している場合には、当該申請を新法第二十三条第一項の大蔵省令で定める場合は、新法第二百三十三条第一号又は第三号に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p><b>2</b> 施行日前に旧法第十二条第一項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第二項及び第四項の規定の例により手続を続行して、新法第二百三十二条の規定により同条に規定する業務の全部又は一部の停止を命ずる処分をすることができる。</p> <p><b>(免許の取消し等に関する経過措置)</b></p> <p><b>第六十五条</b> 旧法の免許を受けた保険会社が施行日前にした旧法第十二条第一項に規定する行為は、新法第二百三十三条第一号又は第三号に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p><b>2</b> 施行日前に旧法第十二条第一項の規定による処分に係る同条第三項の規定による通知及び公示がされた場合においては、施行日以後も同条第四項の規定の例により手続を続行して、当該処分に相当する新法第二百三十三条第一項の規定による処分をすることができる。</p> <p><b>(保険契約の包括移転に関する経過措置)</b></p> <p><b>第六十六条</b> 新法第二編第七章第一節の規定は、</p>
---

施行日以後に商法第二百三十二条第一項(招集の通知)、新法第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。)の招集の通知が発せられたる株主総会又は社員総会若しくは新法第四十二条第一項の総代会(附則第二十九条の規定により同項の総代会とみなされる旧法第五十一条第一項に規定する機関を含む。)(以下「株主総会等」という。)の決議に係る保険契約の移転について適用し、施行日前に商法第二百三十二条第一項(旧法第五十四条(旧法第五十一条第二項において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)の招集の通知が発せられたる株主総会等の招集の通知が発せられたる機関を含む。)の招集の通知が発せられたる株主総会等の決議に係る合併については、なお從前の例によること。

(業務及び財産の管理の委託に関する経過措置)  
第六十七条 旧法第九十三条の認可を受けた旧法第六十八条 旧法第九十三条第一項の契約でこの法律の施行の際に効力を有するものは、新法第一百四十四条第一項の契約とみなして、新法第一百四十六条から五百五十条までの規定を適用する。

(整理に関する経過措置)

第六十八条 新法第一百五十五条において準用する商法の会社の整理に関する規定は、施行日以後に同法第三百八十二条第一項の整理の開始の申立て又は通告がされる場合について適用し、施行日前に旧法第七十八条において準用する商法第三百八十二条第一項の整理の開始の申立て又は通告がされる場合について適用し、施行日前に生じた旧法第一百八条第一項の規定を適用する。

(清算手続等に関する経過措置)  
第六十九条 旧法第一百五十五条において準用する事由に係る保険会社の解散に関する清算について適用し、施行日前に生じた旧法第一百八条第一項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散に係る清算については、なお從前の例による。

(免許申請書等に関する経過措置)  
第七十条 旧法第一百五十五条において準用する事由に係る旧法の保険会社の解散に係る清算については、なお從前の例による。

(日本における代表者等に関する経過措置)  
第七十一条 旧法第一百五十五条において準用する事由に係る旧法の保険会社の解散について適用する場合については、なお從前の例による。

(免許の条件に関する経過措置)

第七十二条 この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第三条第一項の大蔵大臣の免許を受けたる者(旧外国保険事業者法附則第三項又は第五項の規定により同条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなされる者を含む。)は、この法律の施行の際に受けたものとみなされる新法第一百八十五条第一項の大蔵大臣の免許は、新法第一百八十六条第一項の条件が付されたものとする。

の法律の施行の際に新法第一百八十五条第一項の大蔵大臣の免許を受けたものとみなす。

(外国保険会社等の供託に関する経過措置)  
第七十五条 旧外国保険事業者法の免許を受けた外國保険会社等がこの法律の施行の際に旧外国保険事業者法第八条の規定により供託している供託物は、新法第一百九十条第一項の規定による供託がされているものとみなす。

(外國保険事業者法の免許を受けた外國保険会社等がこの法律の施行の際に旧外国保険事業者法第八条の規定により供託している供託物に係る供託金額として大蔵省令で定める額をもって、同条第一項に規定する同条第一項の政令で定める額とみなす。

(日本における代表者等に関する経過措置)

第七十六条 新法第一百九十二条第一項及び第二項の規定は、施行日前に生じた事項についても適用する。この場合における同項の規定の適用については、施行日前にされた旧外国保険事業者法第七条第一項の届出及び公告は、新法第一百九十二条第二項の告示とみなす。

(外国相互会社に係る商法の外国会社の営業所に関する規定の準用に関する経過措置)

第七十七条 この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第三条第一項の免許を受けている外國相互会社は、新法第一百九十三条において準用する商法第四百七十九条第一項(外國会社の営業所の規定により日本において取引を繼續して

(合併に関する経過措置)  
第七十七条 新法第二編第八章第二節の規定は、施行日以後に生ずる新法第一百五十二条に規定する事由に係る保険会社の解散について適用し、施行日前に生じた旧法第一百八条第一項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散については、なお從前の例による。

(第六十九条 新法第二編第八章第二節の規定は、施行日以後に生ずる新法第一百五十二条に規定する事由に係る保険会社の解散について適用し、施行日前に生じた旧法第一百八条第一項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散については、なお從前の例による。

(第六十九条 新法第二編第八章第二節の規定は、施行日以後に生ずる新法第一百五十二条に規定する事由に係る保険会社の解散について適用し、施行日前に生じた旧法第一百八条第一項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散については、なお從前の例による。

(第六十九条 新法第二編第八章第二節の規定は、施行日以後に生ずる新法第一百五十二条に規定する事由に係る保険会社の解散について適用し、施行日前に生じた旧法第一百八条第一項に規定する事由に係る旧法の保険会社の解散については、なお從前の例による。

(本店又は主たる事務所の決算書類の提出並びに定款等の備付け及び閲覧等に関する経過措置) 第四十九条第一項(外国法人の登記)において準用する同法第四十五条第三項(法人の設立登記)及び第四十六条(登記事項及び変更登記)の規定により登記している事項は、新法第百九十三条において準用する商法第四百七十九条第二項及び第三項の規定による登記がされているものとみなす。

を経過する日までの間は、同条中「合計額」とあるのは、「合計額に大藏省令で定める割合を乗じた額」とする。

一項において準用する商法第一編第五章の相当の規定に基づいて作成したものとみなす。  
（外国保険会社等に係る業務、経理等に関する規定の準用に関する経過措置）

**第八十八条** 新法第一百九十九条において準用する  
新法第一百六条の規定は、施行日以後に開始する  
る日本における事業年度に係る同条第一項の責  
任準備金の積立てについて適用し、施行日前に  
開始した日本における事業年度に係る旧外国保

第二項及び第四項(新法第百九十五条に規定する書類に係る部分に限る。)の規定は、外国保険会社等の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第百九十五条に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る旧外国保険事業者法第十二条に規定する書類については、なむ従前の例による。

2 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等の日本における代表者がこの法律の施行現に旧外国保険事業者法第十七条第一項の規定により備え置いている定款又はこれに準ずる書類及び日本における社員の名簿は、新法第一百九十六条第一項の規定により備え置かれているものとみなす。

3 新法第百九十六条第二項、第四項(同条第三項に係る部分に限る)及び第五項の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条第三項に規定する書類について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧外国保険事業者法第十七条第一項に規定する書類(前二項に規定する書類を除く。)については、なお従前の例による。

(外国保険会社等の資産の国内保有義務に関する経過措置)

新法第一百九十八条第一項において準用する商法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条(代理商)の規定の適用については、旧外国保険事業者法の外国相互会社についての旧外国保険事業者法第十八条において準用する商法第四十六条から第四十八条まで、第五十条及び第五十一条に規定する施行日前の行為その他の事項は、当該行為その他の事項のあつた日における新法の外国相互会社についての行為その他の事項とみなす。

(外国相互会社の商業帳簿等に関する経過措置)

第八十一条 この法律の施行に存する旧外国相互会社の商業帳簿等に関する経過措置

国相互会社が新法第九十八条第一項において準用する商法第三十七條の規定により選任した支配人(同項において準用する同法第四十二条又は第四十三条に規定する使用人を含む。)に係る事項があつたものとみなして同項において準用する同法第三十八條から第四十三條まで(商使用人の規定を適用する。

前項の届出をした旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等は、当該届出に係る業務を行うことについて、施行日において新法第百九十九条において準用する新法第九十八条第二項の認可を受けたものとみなす。

項の規定によりなお從前の例による」とされ  
る場合における同条の責任準備金は、新法第百九  
十九条において準用する新法第百六十六条の規  
定により日本において責任準備金として積み立  
てられたものとみなす。

する業務報告書について適用し、施行日前に開始した日本における事業年度に係る旧外国保険事業者法第十一條第一項に規定する事業の報告書については、なお從前の例による。

第八十四条 新法第百九十九条において準用する新法第百十一条の規定は、施行日以後に開始する日本における事業年度に係る同条に規定する説明書類について適用する。

2 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係るこの法律の施行の際現に存する旧外国保険事業者法第十三条の支払備金及び前項規定によりなお前述の例によることとされる場合における、同項の支払備金は、所長第百三十条の規定による。

**第八十四条** 新法第百九十九条において準用する  
新法第百十一条の規定は、施行日以後に開始する  
る日本における事業年度に係る同条に規定する  
説明書類について適用する。

2 旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等に係るこの法律の施行の際現に存する旧外国保険事業者法第十三条の支払備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条の支払備金は、新法第百九十九

**第八十六条** 新法第百九十九条において準用する  
新法第百四十四条の規定は、施行日以後に開始する  
る日本における事業年度に係る同条第一項に規定  
する契約者配当を行ふ場合について適用する。

**第九十条** この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法の免許を受けた外国保険会社等が新法第二百九十九条において準用する新法第一百八十八条第一項の大蔵省令で定める保険契約に係る旧外国保険事業者法第十三条の責任準備金の金額に応する財産をその他の財産と區別して経理するための特別の勘定を設けている場合は、当該特別の勘定は、新法第一百九十九条において準用する新法第一百八十八条第一項の規定により設けられた特



は、施行日以後も旧法第百条第二項及び同条第三項において準用する旧法第十二条第四項の規定又は旧外国保険事業者法第二十三条第二項及び同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十二条第四項の規定の例により手続を続行して、新法第二百四十二条の規定による保険管理人による同条に規定する業務及び財産の管理を命ずる処分をすることができる。

#### (保険契約の移転の命令に関する経過措置)

第一百四条 施行日前に旧法第百条第一項の規定による契約の移転の命令に係る同条第三項において準用する旧法第十二条第三項の規定による通知及び公示又は旧外国保険事業者法第二十三条

第一項の規定による日本における保険契約の移転の命令に係る同条第三項において準用する旧外国保険事業者法第二十二条第三項の規定による通知及び公示がされた場合におけるこれらの命令に係る契約の移転又は日本における保険契約の移転については、旧法第百条及び第百二十九条から第二百六十二条まで並びに旧外国保険事業者法第二十三条の規定は、新法第二百五十九条第一項の指定がされる日の前日までの間は、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第百条第三項、第百二十一條第五項、第百二十二条第二項及び第三項並びに第百二十六条並びに旧外国保険事業者法第二十三条第三項及び第四項、第百三条、第百四条、第百九条、第百十一条第二項ただし書、第百十四条、第百十五条、第百十七条、第百八十八条並びに第百二十条並びに旧外国保険事業者法第二十二条第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第二百九条中「本法第三十九条第二項」とあるのは、「保険業法(平成七年法律第六号)第六十二条第二項」とする。

3 第一項に規定する期間の経過前にした行為に対する罰則の適用については、同項の規定によ

りなおその効力を有するものとされる同項に規定する規定は、同項に規定する期間の経過後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第百条及び第二百二十二条から第二百六十二条まで又は旧外国保険事業者法第二十三条の規定の適用がある場合においては、附則第六十六条及び第九十五条の規定にかかわらず、新法第二編第七章第一節(新法第二百十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、適用しない。

#### (保険契約保護基金の指定等に関する経過措置)

第一百五条 新法第二百五十九条第一項第五号の規定の適用については、旧法、附則第二条の規定による廃止前の保険募集の取締に関する法律(以下「旧募集取締法」という。)又は旧外国保険事業者法の規定(この附則の規定によりなおその効力を有するものとされる場合は、施行日以後に保険会社又は旧外国保険会社が受けたものとみなし、その者が定めた第一項の規程は、施行日において新法第二百六十二条第一項の認可を受けた同項に規定する業務規程とみなす。

2 (免許の失効に関する経過措置)

第一百七条 新法第二百七十二条第一項第四号の規定は、施行日以後に保険会社又は旧外国保険会社等が受けた新法第三条第一項の大蔵大臣の免許及び罰金の刑に処せられた者は、その处分を受けた日において、新法の規定により罰金の刑に処せられた者とみなす。

第一百六条 施行日前に民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人は、施行日前においても、新法第二百六十二条第一項の規定の例により、新法第二百五十九条第一項に規定する資金援助等事業の実施に関する規程を定めて、大蔵大臣の指定を受けることができ

上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者がないこと。

三 当該申請をした者の役員のうちに、旧法、旧保険募集取締法又は旧外国保険事業者法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者がな

いこと。

四 第一百九条 この法律の施行の際現に存する旧募集取締法第四条第一項の規定による生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿は、新法第二百七十八条第一項の規定による生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿とみなす。

2 新法第二百七十八条第二項の規定は、前条の規定によりこの法律の施行の際に新法第二百七十六条の大蔵大臣の登録を受けたものとみなされた者で旧募集取締法第四条第三項の規定による通知を受けていないもの及びその所属保険会社について適用する。

3 第一項の大蔵大臣の指定を受けた者は、施行日において新法第二百五十九条第一項の指定を受けたものとみなし、その者が定めた第一項の規程は、施行日において新法第二百六十二条第一項に規定する業務規程とみなす。

2 (生命保険募集人等に関する登録の拒否に関する経過措置)

第一百十条 新法第二百七十九条第一項第二号の規定の適用については、旧募集取締法の規定(この附則の規定によりなおその効力を有するものとされる場合は、施行日以後に保険会社又は旧外国保険会社が受けた新法第三条第一項の大蔵大臣の免許及び罰金の刑に処せられた者は、その处分を受けた日において、新法の規定に違反し罰金の刑に処せられた者とみなす。

2 新法第二百七十九条第一項第四号の規定の適用については、旧募集取締法第七条の二又は第二十条第一項の規定により旧募集取締法第三条第一項の登録を取り消された者は、その处分を受けた日において、新法第三条第一項の規定により旧募集取締法第七条の二又は第二十条第一項の規定により旧募集取締法第三条第一項の登録を取り消された者とみなす。

2 (所属保険会社の賠償責任に関する経過措置)

第一百十一条 新法第二百八十三条の規定は、施行日以後に生命保険募集人又は損害保険募集につき保険契約者に加えた損害の賠償について適用し、施行日前に生命保険募集人、損害保険会社の役員若しくは使用人又は損害保険代理店が募集につき保険契約者に加えた損害の賠償については、なお従前の例による。

(生命保険募集人及び損害保険代理店の登録に関する経過措置)

第一百八条 この法律の施行の際現に旧募集取締法第三条の登録を受けている生命保険募集人(保険募集の取締に関する法律の一部を改正する法律昭和二十六年法律第百五十二号)附則第二項の規定により旧募集取締法第四条第二項の規定により生命保険募集人登録簿に登録されている者とみなされる者を含む。)及び損害保険代理店(以下「旧法登録の生命保険募集人等」といふ。)は、この法律の施行の際に新法第二百七十六条の大蔵大臣の登録を受けたものとみなす。

2 (生命保険募集人登録簿等に関する経過措置)

募集人又は損害保険代理店に関する原簿は、新法第二百八十五条第一項の生命保険募集人又は損害保険代理店に関する原簿とみなす。

保険仲立人に係る登録の拒否に関する経過措置

第一百三十三条 新法第二百八十九条第一項第三号の規定の適用については、旧法、旧募集取締法又は旧外国保険事業者法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法、旧募集取締法及び旧外国保険事業者法の規定を含む。)により罰金の刑に処せられた者は、その処分を受けた日において、新法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。

(損害保険代理店の役員又は使用人の届出に関する経過措置)

第一百四十四条 施行日前にした旧募集取締法第八条の規定による損害保険代理店の役員又は使用人の規定による損害保険代理店の役員又は使用人の届出は、新法第三百二条の規定による届出とみなす。

(生命保険募集人等の変更等の届出等に関する経過措置)

第一百五十五条 この法律の施行の際旧募集取締法第七条の規定による届出をしていない旧法登録の生命保険募集人等については、同条及び旧募集取締法第二十六条の規定は、なおその効力を有する。

2 施行日以後に前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧募集取締法第七条第三項の規定による届出があつた旧法登録の生命保険募集人等については、旧募集取締法第七条の三(第一号に係る部分に限る。)の規定は、なおその効力を有する。

(登録の取消し等に関する経過措置)

第一百六十六条 旧法登録の生命保険募集人等が施行日前にした旧募集取締法第七条の二第三号又は新法第二百七十七条第一項第二号又は第三号に規定する行為とみなして同条の規定を適用する

(登録の抹消等に関する経過措置)

第一百七十七条 旧法登録の生命保険募集人等のうち施行日前に旧募集取締法第七条の三各号のいずれかに該当する事実があり、かつ、この法律の施行の際同条の規定による登録の抹消がされない者があるときは、それらの者は新法第三百八条第一項第二号に該当する者とみなす。

(外国生命保険事業者の役員等に関する経過措置)

第一百八十八条 この法律の施行の際現に旧外国保険事業者法第三条第一項の大蔵大臣の免許を受けている外国生命保険事業者の役員又は使用人は、施行日から起算して六月を経過する日、当該六月を経過する日までに新法第二百七十九条第一項から第三項までの規定による登録の拒否の処分があつたときは、当該処分のあつた日)までの間は、新法第二百七十五条の規定にかかる、保険募集を行ふことができる。その者が当該期間内に新法第二百七十七条の登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項に規定する外国生命保険事業者の役員又は使用人が新法第三百七条第一項第一号又は第三号のいずれかに該当することとなつたときは、前項に規定する期間内において、業務の廃止又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

3 第一項に規定する外国生命保険事業者の役員又は使用人が前項の規定により保険募集の業務

3 第一項の認可を受けた保険仲立人

が、この法律若しくはこの法律に基づく大蔵大臣の処分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、同項の認可を取り消すことができる。

期間が長期にわたる保険契約であつて政令で定められたものの締結の媒介を行おうとする場合は、当該保険仲立人は、当分の間、その方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。当該認可を受けた方法を変更しようとするときも、同様とする。

2 大蔵大臣は、前項の認可を受けた保険仲立人が、この法律若しくはこの法律に基づく大蔵大臣の処分に違反したとき、又は公益を害する行為をしたときは、同項の認可を取り消すことができる。

3 第一項の認可に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(保険契約の申込みの撤回等に関する経過措置)

第一百三十一条 新法第三百九条の規定は、施行日以後に保険会社又は外国保険会社等が受ける保険契約の申込み又は施行日以後に締結される保険契約(施行日前にその申込みを受けたものを除く)について適用する。

(特定保険会社の特定分野保険事業に係る特例)

第一百二十二条 旧法の免許を受けた保険会社は、施行日から起算して六月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならない。

2 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登記と同時に同項の登記をしなければならない。

3 第一項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならない。

保険事業(同条第四項第二号又は第五項第二号又は第五項第一号に掲げる保険の引受けを行う事業に依存している程度が比較的大きいものをいう。以下この条において同じ。)に係る経営環境に急激な変化をもたらし、特定保険会社の事業の健全性の確保に欠けるおそれが生ずることのないよう、新法第五条第二項の規定により必要な条件を付することができます。

(罰則に関する経過措置)

第一百二十四条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行

為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(政令への委任)

第一百二十五条 附則第三条から前条までに定める

もののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第一百二十六条 政府は、この法律の施行後適當な時期において、この法律の施行状況、保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

内外の経済社会情勢の変化に対応し、保険会社の経営の健全性と保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護の徹底を図るとともに、保険会社の適正な競争の促進及び諸外国との調和のとれた保険制度の構築を図る必要性にかんがみ、生命保険会社及び損害保険会社の子会社方式による相互参入をはじめとする保険制度の包括的な改革を実施するため、保険業法の全部を改正する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(金融機関再建整備法の一部改正)  
第一條 金融機関再建整備法(昭和二十一年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 第二項第一号中「保険業法第六十一条の規定による準備金」を「損失てん補準備金」に改め、同条第四項中「保険業法第六十六

条の定めるところ」を「相互会社の定款に定められている剩余金の分配の方法」に改める。

第五十三条中「及び保険業法第六十七条第三項」を削る。

(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のようにより改定する。

第一百六十三条の二第四項中「保険事業」を「保険業」に、「保険業法」を「保険業法(平成七年法律第二十号)」に改める。

(証券取引法の一部改正)

第三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のようにより改定する。

第一条第一項第四号中「社債券」の下に「相互会社の社債券を含む。以下同じ。」を加える。

第二条第一項第四号中「社債券」の下に「(相

互会社の社債券を含む。以下同じ。」を加え

る。

第一百六十四条第二項中「出資者」を「保険契約者である社員又は出資者」に改める。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改正)

第四条 損害保険料率算出団体に関する法律(昭和二十三年法律第百九十三号)の一部を次のようにより改定する。

第一条中「損害保険事業」を「損害保険業」に改める。

第二条を次のように改める。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによること。

一 保険料率 損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。

二 損害保険料率算出団体 危険の級別その他保険料率の算出に必要な事項の準備をする法律

に関する法律

第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号及び第十八条第一号イ中「保険業法第六十五条の積立金」を「基金償却積立金」に改める。

第四十六条第三項第一号中「保険業法第六十一条の規定による準備金」を「損失てん補準備金」に改め、同条第四項中「保険業法第六十六

条の定めるところ」を「相互会社の定款に定められる剩余金の分配の方法」に改める。

第五十三条中「及び保険業法第六十七条第三項」を削る。

(損害保険会社(保険業法(平成七年法律第二十号)第二条第四項(定義)に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。)をい

う。

四 剩余金 (保険業法第五十八条第一項(剩

余金の分配)に規定する剩余金をいう。

2 生命保険会社(保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。)は、同法第三条第四項第二号(免許)に掲げる保険の引受けを行ふ範囲において、前項第三号、次条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第八条

第一項の規定の適用については、損害保険会社とみなす。

3 特定法人(保険業法第二百十九条第一項(免

許)の規定による免許を受けた同項に規定する特定法人をいい、同条第二項に規定する特

定生命保険業免許を受けた特定法人につては、同法第三条第四項第二号に掲げる保険の引受けを行う範囲に限る。第十二条において同じ)は、次条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第八条第一項の規定の適用につては、損害保険会社とみなす。

第三条第一項中「会社」を「損害保険会社」に、「料率団体」を「料率團體」に改め、同

条第二項中「前項の」の下に「規定による」を

加え、「会社」を「損害保険会社」に、「申請書」を「申請書」に、「これを」を「これ」を

に改め、同条第三項中「前項の」を「前項

に規定する」に、「を設ける保険事業」を「の算出を行う保険」に改め、「第三十七条」の下に「(定款)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 料率団体が保険料率の算出を行うことがで

きる保険の種類は、大蔵省令で定める。

5 大蔵大臣は、前項に規定する大蔵省令を定めようとするときは、公正取引委員会と協議しなければならない。

三 会員 損害保険料率算出団体を構成する

第六条中「会社」を「損害保険会社」に、「行う保険事業の種類について設立された」を

「引受けを行う保険の種類に係る保険料率の算出を行う」に改める。

第七条中「会社」を「損害保険会社」に、「脱退後」を「脱退した日の翌日から起算して」に改める。

第八条の見出し中「資料閲覧」を「資料閲覧等」に改め、同条中「会社」を「損害保険会社」に、「その料率団体」を「料率團體」に、「保険料率の算出の基礎となつた」を「その算出した保険料率に関する」に改め、同条に次の二項を加える。

四 料率団体は、その保険料率の算出につき利害関係人の意見を聴くための施設を設けなければならない。

2 料率団体は、その保険料率の算出につき利害関係人の意見を聴くための施設を設けなければならぬ。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第九条の見出しを「(保険料率の原則)」に改め、同条中「且つ」を「かつ」に、「又」を「また」に改める。

第十条の見出し中「認可申請」を「届出」に改め、同条第一項中「その保険料率について、大蔵大臣の認可を受けなければならない」を

「次に掲げる事項を記載した書類添付して、当該保険料率を大蔵大臣に届け出なければならない」に、「認可を受けた」を「届出をした」に改め、同項に次の各号を加える。

一 純保険料率(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるもの(次号において「純保険料」という。)の保険金額に対する割合をいう。第十条の四第七項及び第十条の六において同じ。)

二 附加保険料率(保険料のうち純保険料以外のものの保険金額に対する割合をいう。第十条の六において同じ。)

三 保険料率の算出方法

四 その他大蔵省令で定める事項

第十条第二項を削り、同条第三項中「により

認可申請書を提出したを「による届出をしたに」、「その認可申請書に係る保険料率及び（当該保険料率の利用を加入の目的としない会員を除く。以下同じ。）を「大蔵省令で定めるところにより、当該保険料率その他大蔵省令で定める事項を公告し、かつ、その会員に対し、当該保険料率及び当該保険料率に係る前項各号に掲げる事項並びにその届出を大蔵大臣が受理した日を」に改め、同項を同条第二項とす。

第十条の二第一項中「前条第二項の規定による認可を申請した保険料率」を「前条第一項の規定による届出をした保険料率」に、「場合に「ときは」に、「認可申請に係る認可申請書」を「届出」に、「後二週間内」を「の翌日から起算して二週間以内」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「前条第一項」に、「認可の申請」を「届出」に、「場合には、その認可申請に係る認可申請書を大蔵大臣が受理した日後二週間内」を「ときは、当該保険料率に係る同条第二項の規定による公告のあつた日の翌日から起算して二週間以内」に改め、同条第三項中「前二項の」の下に「規定による」を加え、同条第四項中「第二項の」を「第二項に規定する」に改める。

第十条の三の見出し中「審査」を「意見聴取及び適合性審査」に改め、同条第一項中「前条第一項の」の下に「規定による」を加え、「その者の属する料率団体の理事で当該保険料率の算出について同意したすべてのもの」を「当該保険料率の届出をした料率団体の理事」に、「事情を聴取して審査しなければならない」を「意見を聴取し、当該保険料率が第九条の規定に適合するかどうかについての審査」以下「適合性審査」という。」を「しなければならない」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前条第二項の」を「保険料率について前条第二項の規定による」に、「公開により事情を聴取して

第十条の三第四項中「前項の事情聴取を行ひ審査する」を「第二項の規定による公開の意見聴取を行う」に、「当該事情聴取」を「当該意見聴取」に、「その事情聴取」を「当該意見聴取」に、「並びに事情聴取」を「並びに当該意見聴取」に、「異議の申出人及び当該異議の申出に係る保険料率を算出した」を「意見聴取に係る異議の申出人及び当該意見聴取に係る保険料率の届出をした」に改め、同条第五項中「第三項の事情聴取」を「第二項の規定による公開の意見聴取」に、「当該事情聴取」を「当該意見聴取」に改め、「理由」の下に「及び述べようとする意見の概要」を加え、同条第六項中「第三項の事情聴取」を「大蔵大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取」に、「利害關係人」を「前項の規定による申出をした者であつし、同項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、申出人又はその代理人が正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その申出人は、前条第一項又は第二項の規定による異議の申出を取り下げたものとみなし、当該保険料率の届出をした料率団体の理事又はその者の代理人が正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、第十条第三項の規定による届出を撤回したものとみなす。

性を有するものと認められる者」に、「当該事情聴取」を「当該意見聴取」に改め、同項に次のただし書きを加える。

ただし、同項に規定する文書に照らし当該申出をした者のうちの多数の者の意見が共通であると認められるときは、当該多数の者について証拠を提示し、意見を述べる機会を与える者の数を限ることができる。

第十条の三第七項中「第三項の事情聴取」を「第二項の規定による公開の意見聴取」に、「命じて審問し、若しくはこれらの者の意見若しくは報告を徵し、又は鑑定人の出頭を命じて鑑定させる」を「求めて意見を陳述させ、若しくは報告をさせ、又は鑑定人の出頭を求めて鑑定をさせる」に改め、同条に次の一項を加える。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項本文の規定による公開の意見聴取に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第十条の四から第十条の八までを次のように改める。

(保険料率の使用)

保険料率の使用

第十条の四 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会員は、大蔵大臣がその届出を受理した日の翌日から起算して九日を経過した後でなければ、その届出に係る保険料率を使用してはならない。

2 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率について、第十条の一第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該保険料率が第九条の規定に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、大蔵大臣は、その届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

3 大蔵大臣は、前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査に相当の期間を要すると認めるとき、その他相当の理由が

4 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるときは、第一項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間。以下この項及び第七項において同じ。）内に限り、その届出をした料率団体に対し、書面をもつてその届出の撤回をすべきことを命じ、又は期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。この場合において、会員は、第一項、次条第一項及び第十条の六第一項の規定にかかわらず、第一項に規定する期間が経過した後においても、当該保険料率を使用してはならない。

5 前項の規定による命令（前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

6 料率団体は、第二項若しくは第三項の規定による通知又は第四項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

7 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率について、第二項に規定する短縮後の期間が経過したとき、又は第四項の規定による命令をしないで第一項に規定する期間が経過したときは、遅滞なく、当該保険料率第十条の六第一項に規定する大蔵省令で定める保険の目的に係る保険料率について、当該保険料率及び当該保険料率のうちの純保険料率を告示しなければならない。

会員は、前項の規定による告示のあつたときは、告示内容を記載した書類をその本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第八十五条第一項（免許）に規定する支店等）に備え置き、利害関係人の総覽に供しなければならない。

#### （範囲料率及び特別料率）

第十条の五 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会員は、その届出に係る保険料率について、前条第一項に規定する期間同条第一項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間が経過したときは、その届出に係る保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）を使用しなければならない。

2 範囲料率の範囲は、保険料率の算出の基礎料率については、保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条監督に関する規定の準用）においては、大蔵省令で定める保険の目的ごとに大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

3 会員が第一項の場合において使用する範囲料率については、大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

4 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

5 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

6 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

「特別料率」という。）を使用することができ

る。

5 会員は、特別料率を使用しようとするとき

は、大蔵大臣の認可を受けなければならぬ。

い。その認可を受けた特別料率を変更しようとするときも、同様とする。

6 会員は、前項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（範囲料率及び特別料率）

第十条の五 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会員は、その届出に係る保険料率について、前条第一項に規定する期間同条第一項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間が経過したときは、その届出に係る保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）を使用しなければならない。

2 範囲料率の範囲は、保険料率の算出の基礎料率については、保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条監督に関する規定の準用）においては、大蔵省令で定める保険の目的ごとに大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

3 会員が第一項の場合において使用する範囲料率については、大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

4 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

5 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

6 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

7 会員は、前項の規定による認可の申請をしたときは、遅滞なく、その所属する料率団体に対し、当該申請に係る特別料率を通知しなければならない。

8 大蔵大臣は、第六項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る特別料率が第九条の規定に適合するかどうかについて範囲料率を勘査して審査しなければならない。

9 会員が第五項の規定による認可を受けた特別料率については、第三項の規定を準用する。

10 会員が第三項の規定による届出をした場合において、前項の規定による命令を受けることなく第四項に規定する期間（第五項又は第六項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過したときは、その届出をした付加保険料率の変更の届出をするべきことを命ずることができる。

11 会員は、純保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、同項第一号に掲げる純保険料率以外の純保険料率（以下「特別純率」という。）を使用することができる。

12 会員は、特別純率を使用しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

13 会員は、前項の規定による認可をした場合において、当該認可に係る特別純率の算出の基礎となつた条件に変更があつたものと認めるとときは、当該特別純率の認可をした会員に対し、書面をもつて、期限を付して当該特別純率の変更の認可申請をすべきことを命じなければならない。

い支出しすると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるもの）

と/orするときも、同様とする。

6 会員は、前項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（範囲料率及び特別料率）

第十条の五 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会員は、その届出に係る保険料率について、前条第一項に規定する期間同条第一項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間が経過したときは、その届出に係る保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）を使用しなければならない。

2 範囲料率の範囲は、保険料率の算出の基礎料率については、保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条監督に関する規定の準用）においては、大蔵省令で定める保険の目的ごとに大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

3 会員が第一項の場合において使用する範囲料率については、大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

4 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

5 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

6 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

7 会員は、第三項の規定による届出をした付加保険料率について第七項の規定による審査に時日を要しないと認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、大蔵大臣は、その届出をした会員に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

8 会員が第三項の規定による届出をした場合において、前項の規定による命令を受けることなく第四項に規定する期間（第五項又は第六項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過したときは、その届出をした付加保険料率を使用して算出した特定料率については、前条第三項の規定を準用する。

9 会員は、純保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、同項第一号に掲げる純保険料率以外の純保険料率（以下「特別純率」という。）を使用することができる。

10 会員は、特別純率を使用しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

11 会員は、前項の規定による認可をした場合において、当該認可に係る特別純率の算出の基礎となつた条件に変更があつたものと認めるとときは、当該特別純率の認可をした会員に対し、書面をもつて、期限を付して当該特別純率の変更の認可申請をすべきことを命じなければならない。

7 大蔵大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について当該付加保険料率に係る保険の引受けに伴いその届出をした会員が支出すると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるもの）

と/orするときも、同様とする。

6 会員は、前項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（範囲料率及び特別料率）

第十条の五 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会員は、その届出に係る保険料率について、前条第一項に規定する期間同条第一項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間が経過したときは、その届出に係る保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）を使用しなければならない。

2 範囲料率の範囲は、保険料率の算出の基礎料率については、保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条監督に関する規定の準用）においては、大蔵省令で定める保険の目的ごとに大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

3 会員が第一項の場合において使用する範囲料率については、大蔵省令で定める保険料率の算出の基礎となる条件

4 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

5 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

6 会員は、特別料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率以下

7 会員は、第三項の規定による届出をした付加保険料率について第七項の規定による審査に時日を要しないと認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、大蔵大臣は、その届出をした会員に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

8 会員が第三項の規定による届出をした場合において、前項の規定による命令を受けることなく第四項に規定する期間（第五項又は第六項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過したときは、その届出をした付加保険料率を使用して算出した特定料率については、前条第三項の規定を準用する。

9 会員は、純保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかるわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、同項第一号に掲げる純保険料率以外の純保険料率（以下「特別純率」という。）を使用することができる。

10 会員は、特別純率を使用しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

11 会員は、前項の規定による認可をした場合において、当該認可に係る特別純率の算出の基礎となつた条件に変更があつたものと認めるとときは、当該特別純率の認可をした会員に対し、書面をもつて、期限を付して当該特別純率の変更の認可申請をすべきことを命じなければならない。

12 前条第六項から第八項までの規定は、特別純率の認可について準用する。この場合において、同条第六項第二号中「第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは、「特別純率の算出方法に関する事項」と、同条第八項中「範囲料率」とあるのは、「第十一条第一項の規定による届出のあつた保険料率のうちの純保険料率」と読み替えるものとする。

13 特別純率の認可を受けた会員についての第一項の規定の適用については、同項中「純保険料率と」とあるのは、「特別純率と」と、同項第一号中「第十条第一項の規定による届出に係る保険料率のうちの純保険料率」とあるのは、「第十項の規定による認可を受けた特別純率」とする。  
(利害関係人の異議の申出及び変更届出命令)  
第十条の七 利害関係人は、第十条の四第七項の規定による告示のあつた保険料率について不服があるときは、同項の規定による告示のあつた日の翌日から起算して二週間以内に大蔵大臣に当該保険料率について異議を申し出ることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は前項の規定による異議の申出について、第十条の三第二項(ただし書を除く)から第八項までの規定は前項の規定による異議の申出があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条の七第一項」と読み替えるものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定による異議の申出があつた場合において、当該異議の申出に係る保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるときは、当該保険料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

4 前項の規定による命令については、行政手

続法第三章(第十二条及び第十四条を除く)の規定は、適用しない。

5 大蔵大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率が、その算出の基礎となつた条件の第十条の四第七項の規定による告示後の変更により第九条の規定に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率の届出をした料率団体に對し、書面をもつて、期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

(不服申立ての制限)  
第十条の八 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第十条の四第四項(第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る)の規定による命令  
二 前条第三項の規定による命令  
第十条の九から第十条の十三までを削る。

第十条から第十三条までを次のよう改め  
(剩余金の分配の制限の禁止)  
第十二条 料率団体は、その会員の行う保険契約者に対する剩余金の分配を制限してはならない。  
(特定法人に対する特別)

第十二条 特定法人が料率団体を設立し、又はこれに加入した場合のこの法律の規定の適用については、次に定めるところによる。  
一 第十条第二項、第十条の四第六項及び第八項、第十条の五第五項から第七項まで及び第九項並びに第十条の六第三項、第五項、第六項、第八項、第十項及び第十一項の規定の適用については、特定法人を会員とみなす。この場合において、第十条の四第六項及び第八項中「その本店又は主たる事務所及び支店又は從たる事務所(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあ

つては、同法第百八十五条第一項(免許)に規定する支店等」とあるのは、「保険業法第二百十九条第六項に規定する総代理店の事務所」と、第十条の五第五項並びに第十六条第三項及び第十項中「会員は」とあるのは、「特定法人は、その引受社員が」とする。

二 第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、特定法人及び引受社員(保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。)を会員とみなす。  
三 第十条の四第一項及び第四項第十条の五第一項、第三項及び第四項、第十条の六第一項、第二項、第四項、第七項、第九項及び第十三項並びに前条の規定の適用については、引受社員を会員とみなす。この場合において、第十条の四第一項、第十条の五第一項並びに第十条の六第四項、第七項及び第十三項中「会員」とあるのは、「特定法人の引受社員」と、第十条の五第三項中「保険業法第百一十三条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)(同法第二百七十七条(監督に関する規定の準用))において準用する場合を含む。」とあるのは、「保険業法第二百二十五条第一項(事業の方法書等に定めた事項の変更)と、同法第二百二十三条规定(同法第二百七十七条において準用する場合を含む。)」とあるのは、「保険業法第二百二十五条第一項(事業の方法書等に定めた事項の変更)と、同法第二百二十三条规定(同法第二百七十七条において準用する場合を含む。)」とあるのは、「同条第一項(事業の方法書等に定めた事項の変更)と、同法第二百二十三条规定(同法第二百七十七条において準用する場合を含む。)」とあるのは、「特定法人に対し、期限を付して告げて」とあるのは、「特定法人に対し、期限を付して」とある。

四 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、資料の提出をした者若しくは忌避した者は、資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料率団体に對しても、同条の罰金刑を科する。  
五 第二十七条 料率団体の理事、監事又は從業者が、その料率団体の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料率団体に對しても、同条の罰金刑を科する。  
六 第二十七条の次に次の二条を加える。  
第二十七条の二次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。

入らせ、その業務若しくは財産の状況に關し質問させ、若しくは保険料率に關する資料その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一条の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十四条中「料率団体がこの法律又はこの法律に基いて大蔵大臣の発する命令若しくは他の法令」を「大蔵大臣は、料率団体が法令若しくはこの法律に基づく大蔵大臣の命令」に、「害すべき行為をなした」を「害する行為をした」に、「大蔵大臣は」を「当該料率団体の」に、「事業」を「業務の全部若しくは一部」に、「その設立の」を「第三条第一項の規定による」に改める。

第二十六条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「これを六月以下の懲役又は五千円」を「三十万円」に改め、同条各号を次のように改める。

一 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、資料の提出をした者若しくは忌避した者は、資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料率団体に對しても、同条の罰金刑を科する。

二 第十三条第一項の規定による質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、資料の提出をした者若しくは忌避した者は、資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出を拒み、妨げ、行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料率団体に對しても、同条の罰金刑を科する。

三 第二十七条 料率団体の理事、監事又は從業者が、その料率団体の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料率団体に對しても、同条の罰金刑を科する。  
四 第二十七条の二次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料に処する。







う。」とあるのは「保険料率」と、同条第三項前段中「範囲料率」とあるのは「保険料率」と、「認可又は同法第二百二十三条第二項の規定による届出」とあるのは「認可」する。

第二十七条中「こえる」を「超える」に、

「第二条第二項の規定による」を「第一条第一項第二号に規定する」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(同意)

第二十八条 大蔵大臣は、保険業法第三条第一項又は第一百八十五条第一項の免許の申請があつた場合(責任保険について、同法第五条第一項第三号及び第四号(これらの規定を同法第一百八十七条第五項において準用する場合を含む)に掲げる基準並びに第二十五条の規定に適合するかどうかについて審査する必要がある場合に限る)において、当該免許をしようとするとときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

2 大蔵大臣は、保険業法第四条第二項第三号若しくは第四号又は第一百八十七条第三項第二号若しくは第四号に掲げる書類に定めた事項のうち責任保険に関する部分について、同法第一百二十三条第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む)の規定による認可又は同法第二百三十二条若しくは第二百三十三条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

3 大蔵大臣は、責任保険の保険料率について、損害保険料率算出団体に関する法律第十一条第一項の規定による届出があつた場合において、第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条の四第二項の規定により同条第一項に規定する期間を相当と認める期間に短縮しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

同法第十条の四第四項前段の規定による命令

をしないこととするときについても、同様とする。

一項」を「前項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第九十一条第一項中「外国保険事業者に関する法律に規定する外国保険事業者」を「保険業法第二条第九項に規定する外国損害保険会社等」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十一條 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一項第一号中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一項第一項」を「保険業法(平成七年法律第二十六号)」の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一項第一号中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一項第一項」を「保険業法(平成七年法律第二十六号)」の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一項第一号中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一項第一項」を「保険業法(平成七年法律第二十六号)」の一部を次のように改正する。

第五十七条の五第一項第一号中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一項第一項」を「保険業法(平成七年法律第二十六号)」の一部を次のように改正する。

第十四条 第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行ふに改める。

(所得税法の一部改正)

第十四条 第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行ふに改める。

(準備預金制度に関する法律の一部改正)

第十二条 準備預金制度に関する法律(昭和三十二年法律第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第二項第三号中「保険事業」を「保険業」に改める。

「保険業」に改める。

第七十七条第一項を削り、同条第三項中「第

法(平成七年法律第二条第一項)に

改める。

(原子力損害の賠償に関する法律の一部改正)

第十三条 原子力損害の賠償に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十四号)に基づき責任保険を定める命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

大蔵大臣は、責任保険の保険料率に関し、前条の規定による変更命令又は損害保険料率算出団体に関する法律第十条の七第五項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

第二十七条中「こえる」を「超える」に、

「第二条第二項の規定による」を「第一条第一項第二号に規定する」に改める。

第二十八条を次のように改める。

(同意)

第二十八条 大蔵大臣は、保険業法第三条第一項又は第一百八十五条第一項の免許の申請があつた場合(責任保険について、同法第五条第一項第三号及び第四号(これらの規定を同法第一百八十七条第五項において準用する場合を含む)に掲げる基準並びに第二十五条の規定に適合するかどうかについて審査する必要がある場合に限る)において、当該免許をしようとするとときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

2 大蔵大臣は、保険業法第四条第二項第三号若しくは第四号又は第一百八十七条第三項第二号若しくは第四号に掲げる書類に定めた事項のうち責任保険に関する部分について、同法第一百二十三条第一項(同法第二百七条において準用する場合を含む)の規定による認可又は同法第二百三十二条若しくは第二百三十三条の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

3 大蔵大臣は、責任保険の保険料率について、損害保険料率算出団体に関する法律第十一条第一項の規定による届出があつた場合において、第二十六条の二第二項の規定により読み替えて適用する同法第十条の四第二項の規定により同条第一項に規定する期間を相当と認める期間に短縮しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣の同意を得るものとする。

同法第十条の四第四項前段の規定による命令

をしないこととするときについても、同様とする。

第二十七条第一項を削り、同条第三項中「第

年法律第四十一号)第一項第一項」を「保険業

第十五条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第六十条第一項中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)」を「保険業法(平成七年法律第号)」に、「こえる」を「超える」に改め  
る。

第八十四条第二項第二号イ中「第八十八条第  
一項」を「第一百六条第一項」に改める。  
(地震保険に関する法律の一部改正)

第十六条 地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「保険業法(昭和十四年法律第四十一号)第一項若しくは外国保険事業者に関する法律(昭和二十四年法律第百八  
四号)第三条第一項の規定により損害保険事業を営むことにつき免許を受けた者」を「保険業  
法平成七年法律第号)第三条第五項の損害保険業免許若しくは同法第一百八十五条第五項の  
外国損害保険業免許を受けた者若しくは同法  
第二百十九条第五項の免許を受けた者の社員」  
に、「行なう」を「行う」に改める。  
(印紙税法の一部改正)

第十七条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三  
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の定義欄2中「保  
険業法(昭和十四年法律第四十一号)第三条(事  
業主体)」を「保険業法(平成七年法律第  
号)」に、「定義に規定する」に改め、  
同欄3中「法人の発行する債券」の下に「及び  
相互会社の社債券」を加え、同表第五号の課税  
物件の定義欄1中「保険業法第七十三条」を  
「保険業法第百七十三条第一項」に改める。  
(登録免許税法の一部改止)

第十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三  
十五号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第十九号中「保険業法(昭和十四年  
法律第四十一号)第七十九条(登記手続)」を  
「保険業法(平成七年法律第  
号)第六十五  
条(商業登記法の準用)」に、「外国保険事業者  
に関する法律(昭和二十四年法律第百八十四号)  
(地価税法の一部改正)

第三十条又は第三十三条(商法等の準用)」を

「保険業法第百十五条规定又は第二百六条  
法等の準用)」に改め、同表第二十四号中「免  
許又は」を「免許若しくは」に改め、「営業所  
等に係る認可」の下に「又は保険仲立人の登  
録」を加え、同号七中「保険業法第一条第一項  
(保険事業の免許)又は外国保険事業者に関する  
法律第三条第一項(免許等)の規定による保険事  
業」を「保険業法第三条第一項、第一百八十五条  
第一項又は第二百十九条第一項(免許)の規定に  
よる保険業」に改め、同号中(a)を(i)とし、(ii)を  
(i)とし、(ii)の次に次のように加える。

— (v) 保険業法第二百八十六条(登録)の保  
険仲立人の登録 — 登録件数 — 一件につき  
九万円 —

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第十九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年  
法律第九十二条)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「保険業法(昭和十四  
年法律第四十一号)又は外国保険事業者に関する  
法律(昭和二十四年法律第百八十四号)の規定  
による免許を受けた生命保険会社又は外国生命  
保険事業者」を「保険業法(平成七年法律第  
号)第二条第三項に規定する生命保険会社  
及び同条第八項に規定する外国生命保険会社  
等」に改め、同項第二号の二中「保険業法又は  
外国保険事業者に関する法律の規定による免許  
を受けた損害保険会社又は外国損害保険事業  
者」を「保険業法第一条第四項に規定する損害  
保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保  
険会社等」に改める。

第六条の二第一項中「保険業法の規定による  
免許を受けた生命保険会社」を「保険業法第二  
条第三項に規定する生命保険会社」に、「保  
険業法の規定による免許を受けた損害保険会社」  
を「保険業法第二条第四項に規定する損害保  
険会社」に改める。  
(地価税法の一部改正)

第二十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の  
一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号イ中「保険業法(昭和  
十四年法律第四十一号)に規定する相互会社及  
びこれに準ずる法人として政令で定めるもの」  
を「保険業法(平成七年法律第  
号)第一条  
第五項(定義)に規定する相互会社及び同条第十  
項に規定する外国相互会社」に改める。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この法律は、保険業法(平成七年法律第  
号)の施行の日から施行する。

(損害保険料率算出団体に関する法律の一部改  
正に伴う経過措置)

第一条 第四条の規定による改正後の損害保険料  
率算出団体に関する法律(以下「新料率団体法」  
といふ。)第十条から第十一条の四までの規定は、  
この法律の施行の日(以下「施行日」という。)  
以後に新料率団体法第二条第一項第一号に規定  
する損害保険料率算出団体(以下「料率団体」  
といふ。)が新料率団体法第十条第一項の規定に  
よる届出をする場合について適用し、施行日前  
に料率団体が第四条の規定による改正前の損害  
保険料率算出団体に関する法律(以下「旧料率  
団体法」といふ。)第十条第一項の規定に認  
可申請書を提出した場合については、なお從前  
の例による。

2 この法律の施行の際現に存する保険料率で  
あって旧料率団体法第十条の四第二項及び第十  
条の十二第三項特別保険料率に係るものと除  
く。の規定により改正前の保険業法(昭和十四  
年法律第四十一号)。以下「旧保険業法」とい  
う。)第十条第一項の認可があつたものとみなさ  
れたもの(前項の規定によりなお従前の例によ  
ることとされる場合における同条第一項の認可  
を受けたものを含む。)は、新料率団体法第十条  
の五第一項に規定する範囲料率とみなす。この  
場合において、同条第二項の規定にかかるわら  
止前の保険募集の取締に関する法律(昭和二十  
三年法律第百七十一号。以下この条において

間は、範囲料率の範囲は、なお従前の例によ  
る。

3 この法律の施行の際現に存する旧料率団体法  
第十条の十第一項の大蔵大臣の認可を受けた特  
別保険料率(旧料率団体法第十条の十二第三項  
の規定により旧保険業法第十条第一項の認可が  
あつたものとみなされた特別保険料率を含む。)  
は、旧料率団体法第十条の十第一項の規定によ  
り付された期間内に限り、新料率団体法第十条  
の五第五項の大蔵大臣の認可を受けた同条第四  
項に規定する特別料率とみなす。

4 施行日前に旧料率団体法第十条の六の規定に  
よる変更命令があつた場合で、この法律の施行  
の際現に同条後段の規定による認可申請がされ  
ていないときは、同条に規定する料率団体は、  
施行日から起算して三月以内に、新料率団体法  
第十条第一項の規定による当該保険料率の変更  
の届出をしなければならない。

5 施行日前に旧料率団体法第十条の十二第一項  
の規定による変更命令があつた場合で、この法  
律の施行の際現に同条第三項の規定による保険  
料率の変更がされていないときは、同条第一項  
に規定する料率団体にあつては、施行日から起  
算して三月以内に、新料率団体法第十条第一項  
の規定による当該保険料率の変更の届出をしな  
ければならず、旧料率団体法第十条の十二第一  
項に規定する会員については、なお従前の例に  
よる。

6 前二項の規定に違反して変更の届出をしな  
かつた者は、五十万円以下の過料に処する。  
(中小企業等協同組合法の一部改正に伴う経過  
措置)

第三条 火災共済契約の募集を行う組合員が施行

日前にした第五条の規定による改正前の中小企  
業等協同組合法(以下この条において「旧協同  
組合法」という。)第九条の七の五第二項におい  
て準用する保険業法附則第二条の規定による廃  
止前の保険募集の取締に関する法律(昭和二十  
三年法律第百七十一号。以下この条において

「旧募集取締法」という。)第二十条第一項各号に規定する行為は、第五条の規定による改正後の中小企業等協同組合法(以下この条において「新協同組合法」という。)第九条の七の五第二項において準用する保険業法第三百七条第一項第三号に規定する行為とみなして、同項の規定を適用する。
2 新協同組合法第九条の七の五第二項において準用する保険業法第二百八十三条の規定は、施行日以後に火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員並びにそこの役員及び使用人が火災共済契約の募集につき共済契約者に加えた損害の賠償について適用し、施行日前に火災共済協同組合の役員及び使用人並びに当該火災共済協同組合の組合員が募集につき共済契約者に加えた損害の賠償については、なお従前の例による。
3 火災共済協同組合又は新協同組合法第九条の九第一項第三号の事業を行う協同組合連合会が施行日前にした旧協同組合法第六条の三において準用する旧保険業法第十二条第一項に規定する行為は、新協同組合法第六条の三において準用する保険業法第二百三十三条第一号又は第一項第三号の規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。
4 施行日前に旧協同組合法第六条の三において準用する旧保険業法第十二条第一項の規定によると、新協同組合法第六条の三において準用する保険業法第二百三十三条第一号又は第一項第三号に規定する行為とみなして、同条の規定を適用する。
5 施行日前に旧協同組合法第六条の三において準用する旧保険業法第十二条第一項及び第四項の規定により手続を続行して、当該処分に相当する新協同組合法第六条の三において準用する保険業法第二百三十三条の規定による処分をことができる。
6 新船主相互保険組合法第四十一条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第三項に規定する業務報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧船主相互保険組合法第四十四条第二項の書類については、な
7 この法律の施行の際現に存する旧船主相互保険組合法第六十三条第一項の準備金の積立てについては、なお従前の例による。
8 新船主相互保険組合法第四十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る旧船主相互保険組合法第四十四条第二項において準用する旧保険業法第六十三条第一項の準備金及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条第一項の準備金は、新船主相互保険組合法第四十四条第二項の準備金として積み立てられたものとみなす。
9 旧船主相互保険組合法第四十四条第二項において準用する旧保険業法第八十五条第一項に規定する設立費用及び初めの五年度の事業費で、この法律の施行の際まだ償却されていない金額は、新船主相互保険組合法第十六条第二号に掲げる書類でこの法律の施行の際に新船主相互保険組合法(以下この条において「旧船主相互保険組合法」という。)の認可を受けた組合に係る旧船主相互保険組合法第十六条第二号に掲げる書類とみなす。
10 旧船主相互保険組合法第四十四条第二項において準用する旧保険業法第二百三十三条第一項及び第一項の規定により手続を続行して、当該処分に相当する新協同組合法第六条の三において準用する保険業法第二百三十三条の規定による処分をることができる。
11 この法律の施行の際現に存する旧船主相互保険組合法第四十四条第二項の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例において準用する旧保険業法第八十八条第一項の責任準備金及び前項の規定によりなお従前の例における同条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなす。
12 新船主相互保険組合法第四十四条第二項において準用する保険業法第二百三十六条第一項の責任準備金として積み立てられたものとみなす。
13 新船主相互保険組合法第四十八条において準用する商法(明治三十一年法律第四十八号)及び同法附則第三条又は第七十二条の規定は、施行日以後に船主相互保険組合(以下この条において「組合」という。)が組合員の募集に着手する場合について適用し、施行日前に組合が組合員の募集に着手した場合については、なお従前の例による。
14 施行日前に旧船主相互保険組合法第五十二条第三項又は第五十三条第三項において準用する旧保険業法第十二条第三項の規定による通知及び公示がされた場合における当該通知及び公示に係る聴聞については、なお従前の例による。
15 施行日前にされた旧船主相互保険組合法第五十二条第一項の規定による業務及び財産の管理の命令に係る同条第三項において準用する旧保険業法第二百一条第一項の規定により選任された保険管理人である者は、新船主相互保険組合法第五十二条第一項の規定による業務及び財産の管理の命令に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用し、施行日前に開始した事業年度に係る同条第一項において準用する保険業法第二百三十六条第一項及び第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条第一項の責任準備金の積立てについて適用する。
16 組合が旧船主相互保険組合法において準用する旧保険業法の規定(この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧船主相互保険組合法において準用する旧保険業法第八十八条第一項の規定を含む。)に違反した場合については、なお従前の例によ

新船主相互保険組合法において準用する保険業法の規定に違反したものとみなして、新船主相互保険組合法第五十三条の規定を適用する。

(自動車損害賠償保障法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第十条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第六条の規定の適用については、同

条に規定する損害保険会社及び外国損害保険会社等には、保険業法附則第三条又は第七十二条の規定により保険業法第三条第五項の損害保険業免許又は同法第一百八十五条第五項の外国損害保険業免許を受けたものとみなされる者を含むものとする。

2 第十条の規定による改正後の自動車損害賠償保障法第二十六条の二及び第二十八条第三項の規定は、施行日以後に料率団体が新料率団体法第十条第一項の規定による届出をする場合について適用し、施行日前に料率団体が旧料率団体法第十条第二項の規定により認可を申請した場合については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

#### 理由

保険業法の施行に伴い、損害保険料率算出団体に関する法律その他の法律について、保険業法の改正内容に対応して改正を行うとともに、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。





平成七年四月二十日印刷

平成七年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局